

# 産科医療補償制度に関するアンケート報告書

公益財団法人日本医療機能評価機構

2026 年 7 月



## 目次

|                                                      |     |
|------------------------------------------------------|-----|
| 1. はじめに                                              | 1   |
| 2. アンケートの概要                                          | 2   |
| 1) アンケートの目的・背景                                       | 2   |
| 2) アンケートの概要                                          | 2   |
| 3) 有識者ヒアリングの実施                                       | 3   |
| 3. アンケート結果                                           |     |
| 1) 加入分娩機関                                            | 4   |
| 2) 補償対象児の保護者                                         | 30  |
| 3) 一般の妊産婦・保護者                                        | 52  |
| 4. 別添資料                                              |     |
| 別添1 調査項目一覧（分娩機関向け）                                   | 71  |
| 別添2 補償対象児の保護者調査                                      | 83  |
| 別添3 妊産婦・保護者調査                                        | 99  |
| 5. 参考資料                                              |     |
| 参考1 産科医療補償制度に関するアンケートについて（協力依頼）<br>公益社団法人 日本産科婦人科学会  | 112 |
| 参考2 産科医療補償制度に関するアンケートについて（協力依頼）<br>公益社団法人 日本産婦人科医会   | 113 |
| 参考3 産科医療補償制度に関するアンケートについて（協力依頼）<br>公益社団法人 日本助産師会     | 114 |
| 参考4 産科医療補償制度に関するアンケートについて（協力依頼）各団体会員                 | 115 |
| 参考5 「産科医療補償制度に関するアンケート調査」へのご協力をお願い<br>産科医療補償制度加入分娩機関 | 116 |
| 参考6 「産科医療補償制度に関するアンケート調査」へのご協力をお願い<br>補償対象のお子さまの保護者  | 118 |



## 1. はじめに



## はじめに

公益財団法人日本医療機能評価機構  
理事・産科医療補償制度事業管理者  
鈴木 英明

産科医療補償制度は 2009 年 1 月に創設され、産科医療関係者や妊産婦の皆様、および診断書を作成された診断医の皆様、審査や原因分析に携わられた皆様方のご理解とご協力により、今年で 18 年目を迎え、2025 年 12 月末までに 4,387 件の原因分析報告書を見・保護者および分娩機関に送付しております。

本制度では、2012 年に「補償対象となった児の保護者および児が出生した分娩機関から本制度に対する意見等を収集することにより、本制度の評価および制度運営の課題について検証し、今後の制度見直しおよび制度運営に資することを目的」としたアンケート、2018 年には「補償対象となった児の保護者へアンケートを行い、看護・介護に関わるサービスの利用状況や費用、ならびに家族の負担感に関する情報を収集し、脳性麻痺児の看護・介護の実態をより具体的に把握することを目的」とした脳性麻痺児の看護・介護の実態把握に関する調査を実施いたしました。

今般、2009 年 1 月の制度開始から 16 年を経過したことから、2024 年に「本制度に関する評価および制度運営の課題について検証し、今後の本制度の安定的な運営および本制度の充実に資する必要な情報を収集することを目的」として、加入分娩機関、補償対象児の保護者、一般の妊産婦・保護者を対象とした本制度に関するアンケートを実施いたしました。

今回のアンケートでは、本制度の評価、認知・周知に関する効果検証、事務手続き、看護・介護に関すること、本制度の在り方の 5 つの観点にて質問項目を作成いたしました。また、効果的なアンケートとなるよう、本制度に精通する方から、アンケート内容ならびにアンケート結果を踏まえた今後の運営課題等に関するご意見をいただく場として、計 2 回「『産科医療補償制度に関するアンケート』アドバイザリー・ボード」を開催いたしました。

本アンケート結果を踏まえ、妊産婦や保護者への制度周知について今後も継続的に取り組む必要があると考えております。また、事務手続きに関するご意見については、新たなシステムにおいて効率的な事務業務となるよう取り組む予定です。本制度の在り方に関する内容については、将来的な本制度の見直しを行う際の検討材料にしたいと考えております。

今回のアンケートの回答にご協力いただきました加入分娩機関、補償対象児の保護者、一般の妊産婦・保護者の皆様ならびに、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、日本助産師会の皆様に御礼申し上げます。

今後も関係者の皆様にご協力いただき、本制度に対する一層の信頼が得られるよう、またわが国の産科医療の質の向上が図られるよう尽力してまいります。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



## 2. アンケートの概要



## 1) アンケートの目的・背景

産科医療補償制度は 2009 年 1 月の制度開始から 16 年を経過したことから、本制度に関する評価および制度運営の課題について検証し、今後の本制度の安定的な運営および本制度の充実に資する必要な情報を収集することを目的として、本制度に関するアンケートを実施した。

## 2) アンケートの概要

加入分娩機関、補償対象児の保護者、一般の妊産婦・保護者向けにアンケート調査を実施した。概要は以下の通りである。

| 調査対象           | 対象者                                                                                                                         | 回答数    | 回答率   | アンケート実施期間                 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|---------------------------|
| 加入分娩機関         | 産科医療補償制度に<br>2024 年 7 月末時点での<br>加入分娩機関うち、長<br>期休院等を除く 3002<br>機関。対象者は、病院<br>の場合は院長または産<br>科部長もしくは準ずる<br>者、診療所・助産所の<br>場合は院長 | 1,648  | 54.9% | 2024 年 8 月 27 日～10 月 15 日 |
| 補償対象児の<br>保護者  | 2023 年 12 月末までに<br>補償対象と認定された<br>児の保護者 3,986 名                                                                              | 2,543  | 63.8% | 2024 年 8 月 27 日～10 月 15 日 |
| 一般の妊産<br>婦・保護者 | 妊産婦または 5 歳未満<br>の子どもがいる保護<br>者。なお、アンケート<br>調査会社に依頼し、<br>10,292 名の妊産婦・保<br>護者                                                | 10,292 | —     | 2024 年 9 月 1 日～9 月 26 日   |

### 3) 有識者ヒアリングの実施

本アンケートが効果的なアンケートとなるよう、本制度に精通する方から、アンケート内容およびアンケート結果を踏まえた今後の運営課題等に関するご意見をいただく場として、計2回、「『産科医療補償制度に関するアンケート』アドバイザー・ボード」を開催した。アドバイザー・ボードのご意見を踏まえ、アンケート調査票には、本制度の評価、認知・周知に関する効果検証、事務手続き、看護・介護に関すること、本制度の在り方に関して、質問項目を設けた。

#### 【開催時期と議題】

| 開催日                 | 議題                                                                   |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第1回<br>(2024年7月23日) | 1) 「産科医療補償制度に関するアンケート」実施について【報告】<br>2) 「産科医療補償制度に関するアンケート」のとりまとめについて |
| 第2回<br>(2025年5月26日) | 1) 産科医療補償制度に関するアンケート結果・今後の運営課題について                                   |

#### 【アドバイザー・ボード構成員】

|    | 氏名     | 所属先・役職                          |
|----|--------|---------------------------------|
| 座長 | 小林 廉毅  | 国立大学法人東京大学大学院医学系研究科 名誉教授        |
|    | 五十嵐 裕美 | 西荻法律事務所 弁護士                     |
|    | 石渡 勇   | 公益社団法人日本産婦人科医会 会長               |
|    | 尾形 裕也  | 国立大学法人九州大学 名誉教授                 |
|    | 勝村 久司  | 日本労働組合総連合会 「患者本位の医療を確立する連絡会」 委員 |
|    | 加藤 聖子  | 公益社団法人日本産科婦人科学会 理事長             |
|    | 楠田 聡   | 東京医療保健大学大学院 臨床教授                |
|    | 高田 昌代  | 公益社団法人日本助産師会 理事                 |
|    | 宮澤 潤   | 宮澤潤法律事務所 弁護士                    |

### 3. アンケート結果

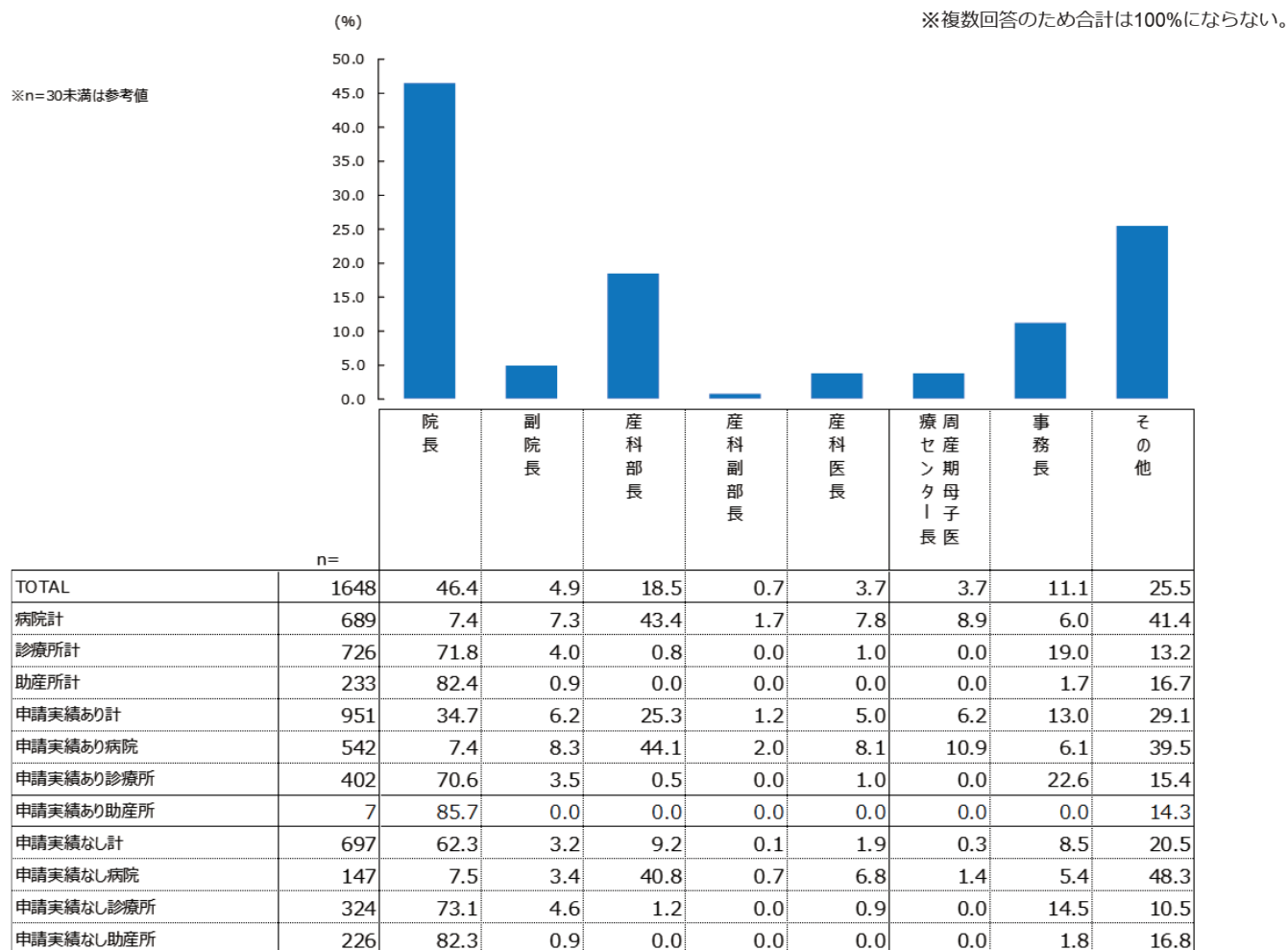


## 1) 加入分娩機關

## 1) 加入分娩機関

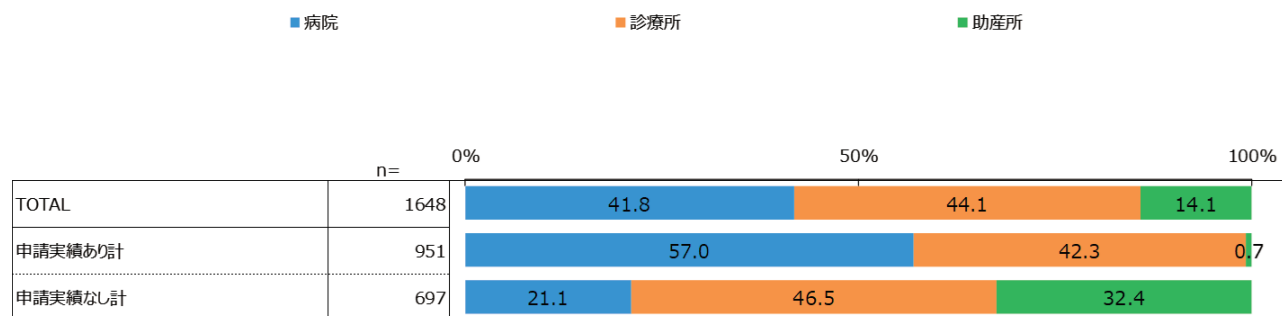
Q1 ご回答いただく方の役職をお答えください。複数の回答者がいる場合は、それぞれお答えください。（回答はいくつでも）

回答者の役職をみると、「院長」が46.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「産科部長」が18.5%となっている。



Q2 分娩機関の種別をお答えください。（回答は1つ）

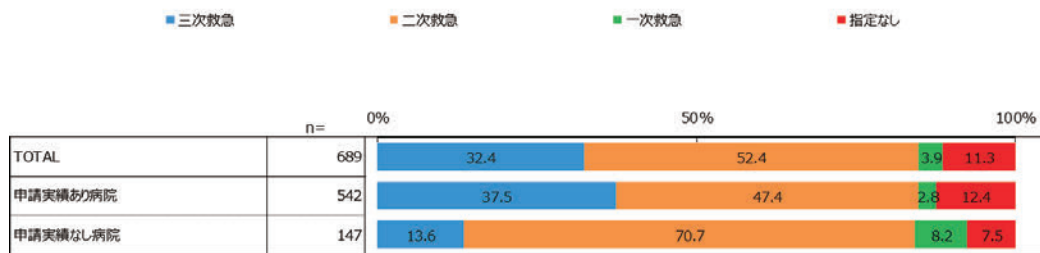
分娩機関の種別についての回答をみると、総合では「診療所」が44.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「病院」が41.8%となっている。



※n=30未満は参考値

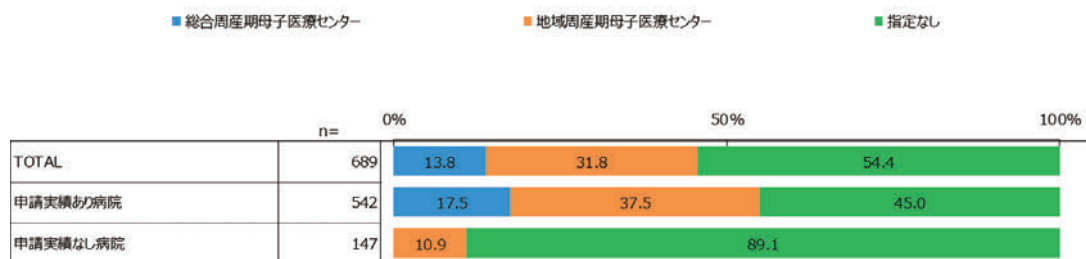
### Q3 救急指定について、該当するものをお答えください。（回答は1つ）

救急指定についての回答をみると、総合では「二次救急」が52.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「三次救急」が32.4%となっている。



### Q4 周産期指定について、該当するものをお答えください。（回答は1つ）

周産期指定についての回答をみると、総合では「指定なし」が54.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「地域周産期母子医療センター」が31.8%となっている。



### Q5 昨年度1年間（2023年4月1日～2024年3月31日、または貴院の規定による直近1年間）

の分娩件数について、該当するものをお答えください。（回答は1つ）

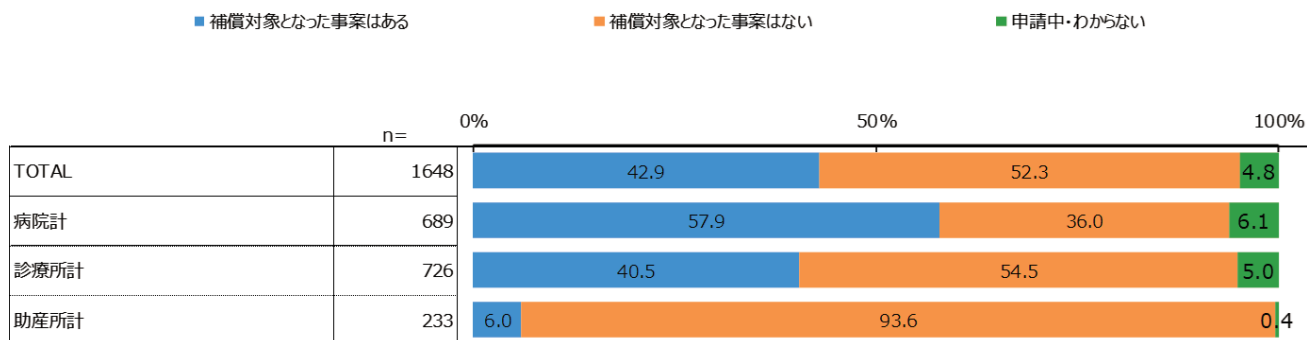
分娩件数についての回答をみると、総合では「200件未満」が32.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「200件～400件未満」が29.4%となっている。



※n=30未満は参考値

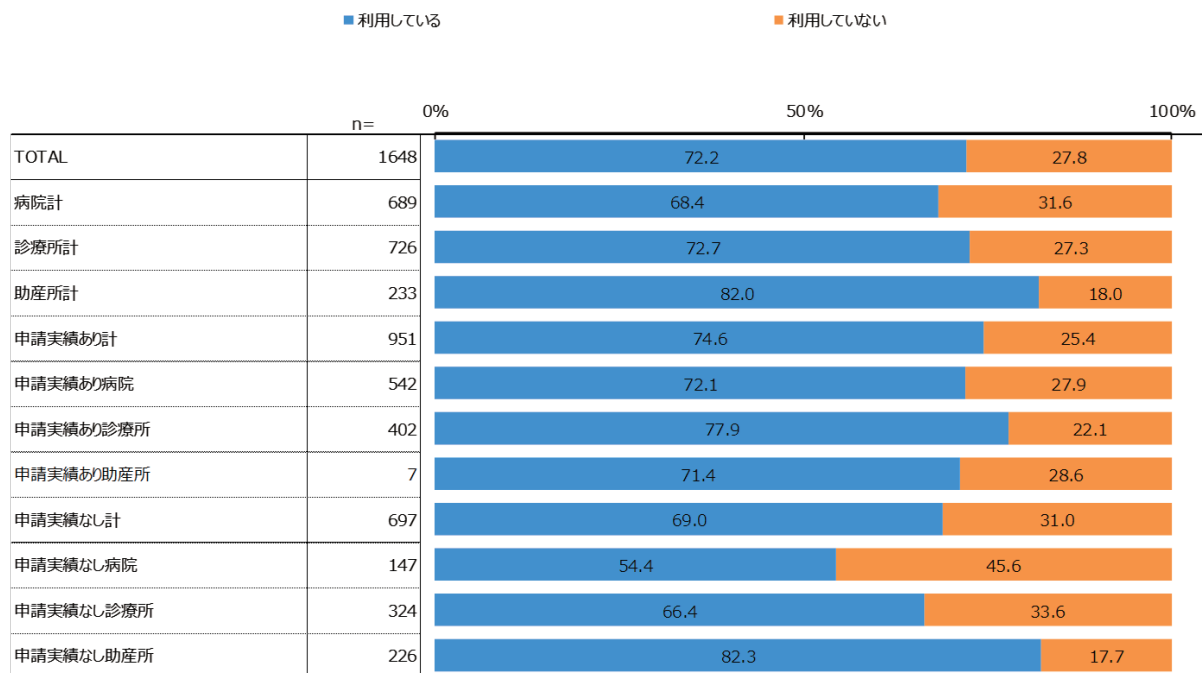
**Q6 産科医療補償制度の補償対象になった事案はありますか。該当するものを1つお答えください。（回答は1つ）**

産科医療補償制度の補償対象になった事案についての回答をみると、「補償対象となった事案はない」が52.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「補償対象となった事案はある」が42.9%となっている。



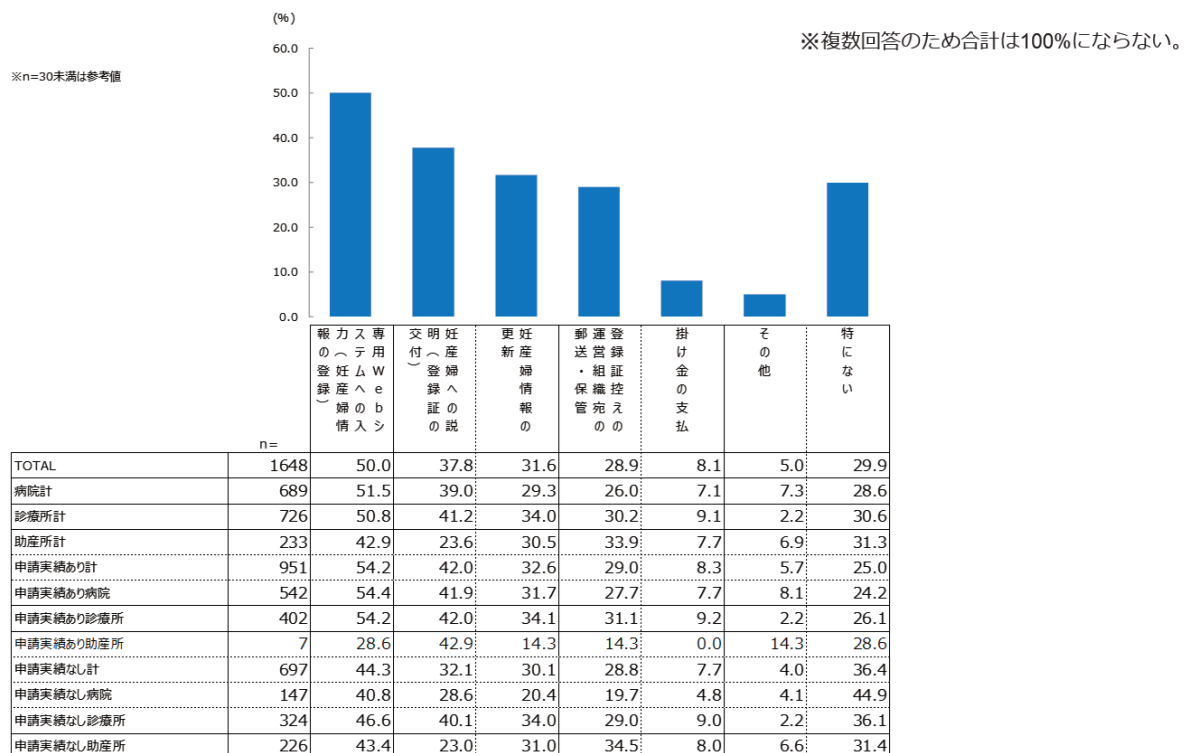
**Q7 妊産婦登録にあたり、産科医療補償制度専用 Web システムの利用についてお伺いします。該当するものをお答えください。（回答は1つ）**

産科医療補償制度専用 Web システムの利用についての回答をみると、「利用している」が72.2%、「利用していない」が27.8%となっている。

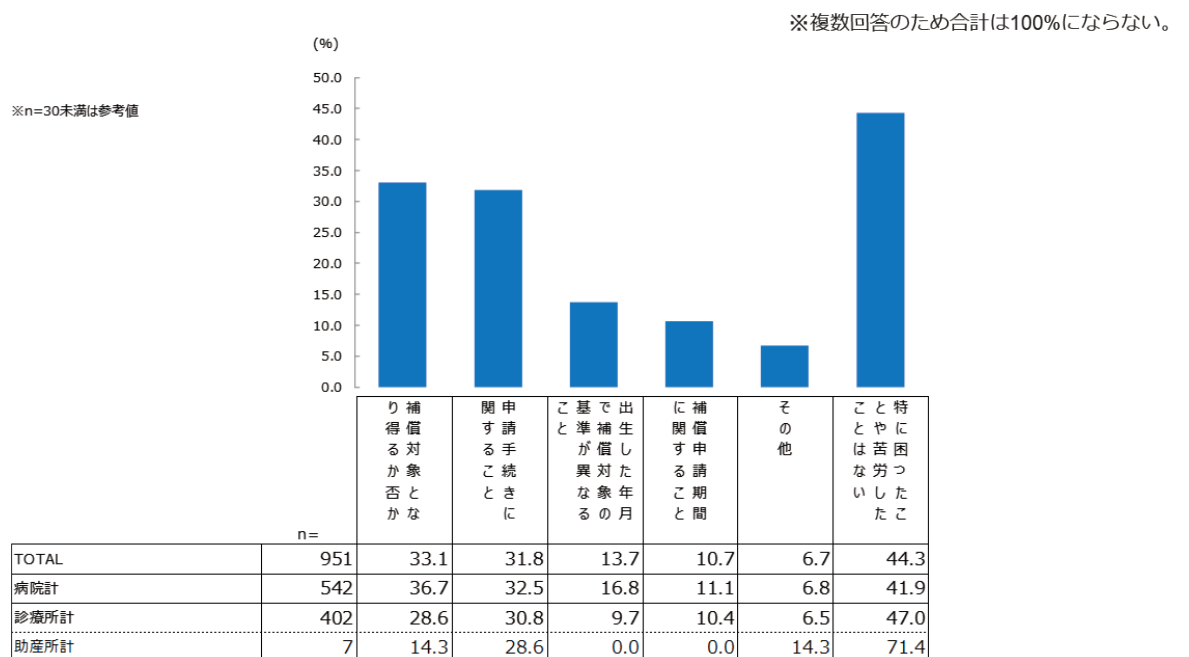


※n=30未満は参考値

**Q8 産科医療補償制度専用 Web システムの利用の有無にかかわらず、妊産婦登録を行ううえで、手間を要することは何ですか。該当するものをすべてお答えください。（回答はいくつでも）**  
 妊産婦登録を行ううえで、手間を要することについての回答をみると、「専用 Web システムへの入力」が 50.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「妊産婦への説明」が 37.8%となっている。

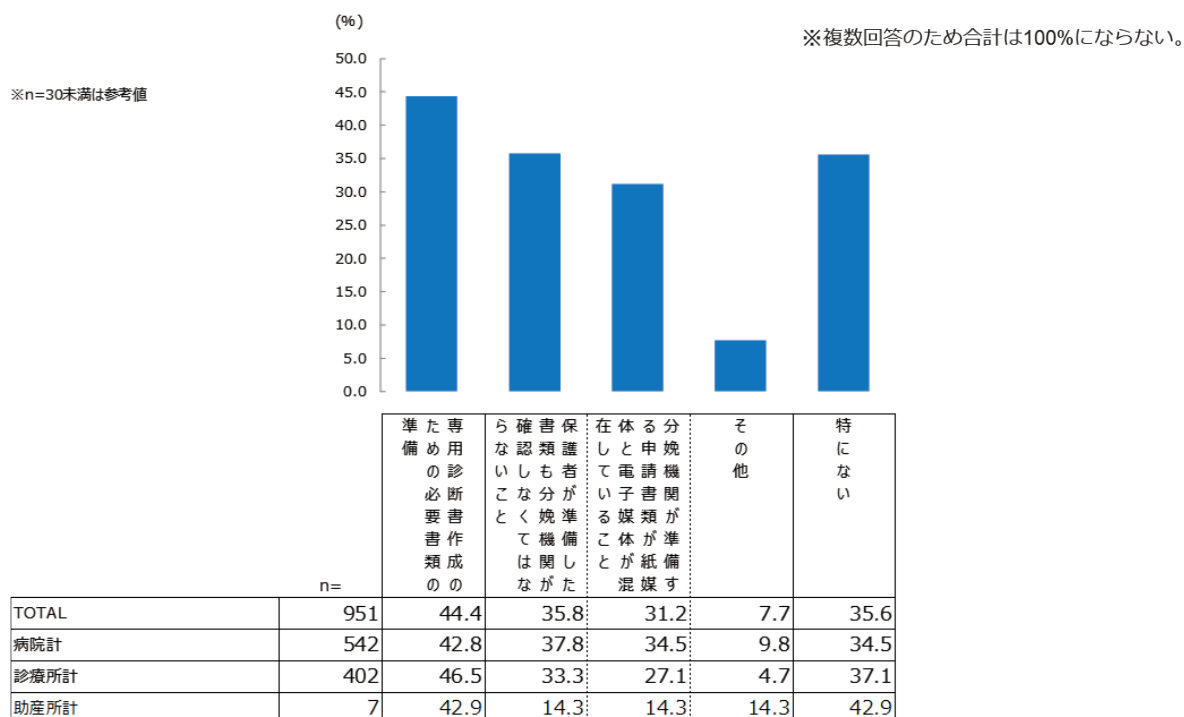


**Q9 【「申請実績あり」への質問】実際に補償申請を行う中で、保護者への説明で、困ったことや苦労したことについて、該当するものをすべてお答えください。（回答はいくつでも）**  
 補償申請を行う中で、困ったことや苦労したことについての回答をみると、「特に困ったことや苦労したことはない」が 44.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「補償対象となり得るか否か」が 33.1%となっている。



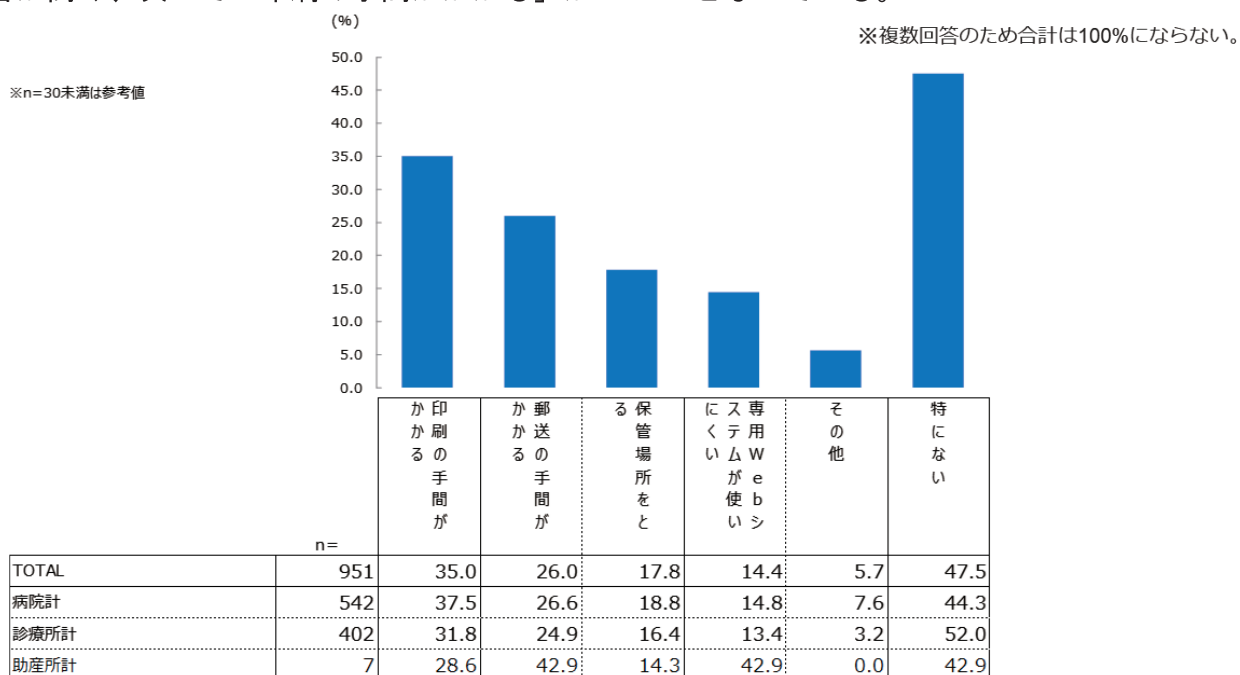
**Q10 【「申請実績あり」への質問】実際に補償申請を行う中で、書類の準備について、困った点や気づいた点について、該当するものをすべてお答えください。（回答はいくつでも）**

実際の補償申請を行う中で、困った点や気づいた点についての回答をみると、「専用診断書作成のための必要書類の準備」が44.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「保護者が準備した書類も分娩機関が確認しなくてはならないこと」が35.8%となっている。



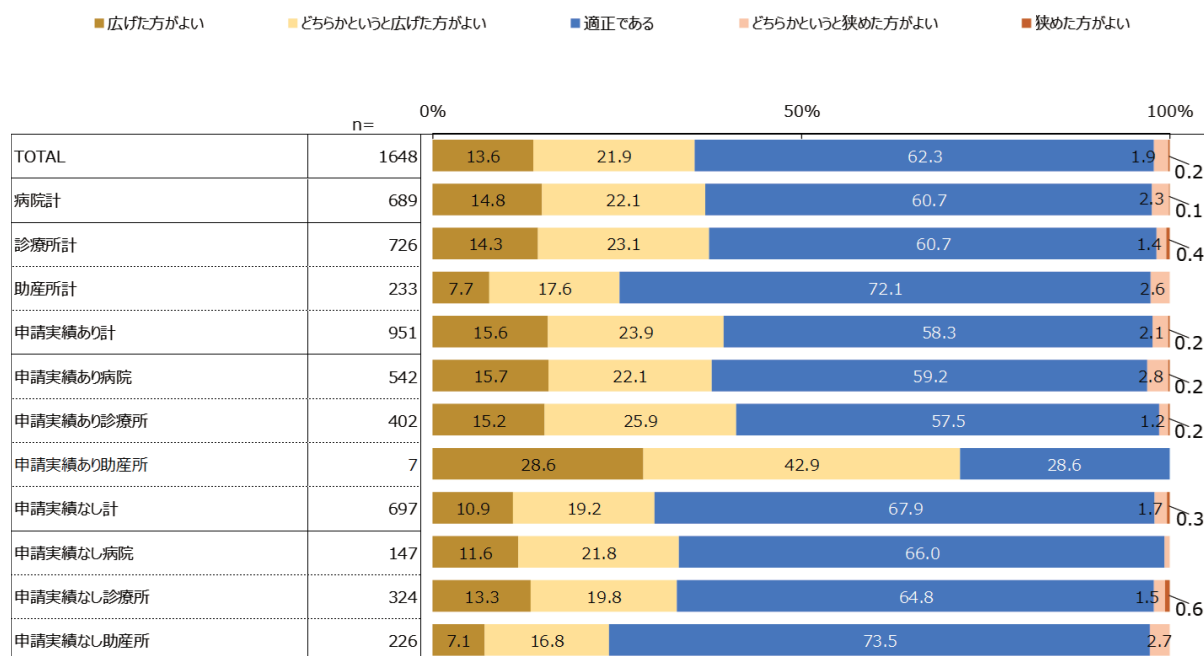
**Q11 「申請実績あり」への質問】補償申請および原因分析の手続きについて、どのように思いますか。該当するものをすべてお答えください。（回答はいくつでも）**

補償申請および原因分析の手続きについての回答をみると、「特にない」が47.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「印刷の手間がかかる」が35.0%となっている。



**Q12 在胎週数に関する基準について、どのように思いますか。該当するものを1つだけお答えください。（回答は1つ）**

在胎週数に関する基準についての回答をみると、「適正である」が62.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「どちらかというと広げた方がよい」が21.9%となっている。

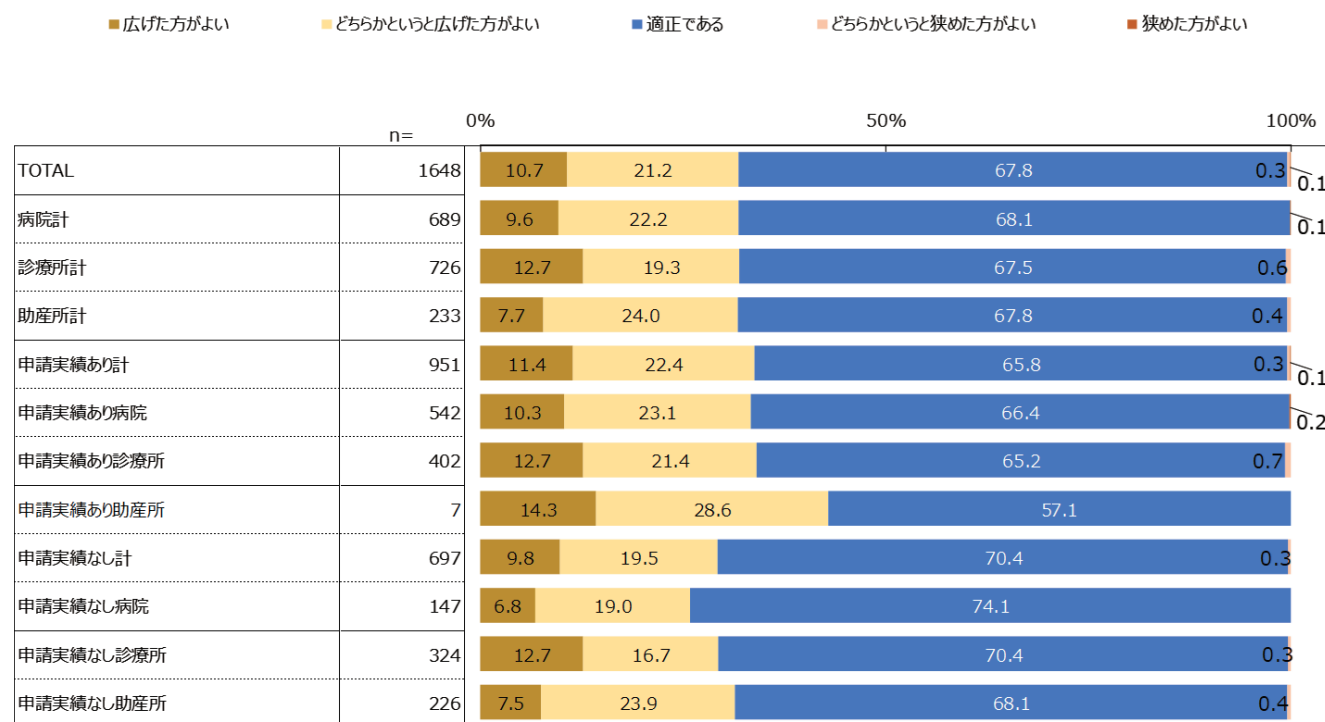


|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q12 回答              | Q12_1 【申請実績あり】在胎週数に関する基準について、回答した理由。（自由回答）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 広げたほうがよい            | <p>○27 週未満でも補償対象にした方が良いと思われる事例がみられるため。</p> <p>○28 週より前の出生児であっても「周産期」という脆弱な時期に発生した事象であることに変わりはないのに、週数で一線を引くのは患者さんの視点に立った時に理解し難い。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| どちらかという<br>広げたほうがよい | <p>○23 週、切迫早産例の母親と面談した際、補償対象範囲についてより早い週数まで拡大してもらいたいとの意見があった。同感である。</p> <p>○在胎週数にかかわらず脳性麻痺を補償するのが本来の目的であるとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 適正である               | <p>○28 週未満だと児の未熟性が問題になってくるため、脳性麻痺の原因が適切に判断できないと考える。</p> <p>○28 週から対応できる施設数に限りがあるので、週数設定は慎重であるべきと考える。</p> <p>○28 週以前に出生した場合、その後の後遺症について分娩によるものなのか、出生後の過程によるものか、判断が難しい。</p> <p>○早産による合併症まで適応が広がると医療で予後が変わると捉えられかねない。補償対象が多くなりすぎるのではと思う。</p> <p>○週数が小さすぎると、補償対象者が、増えすぎると思う。</p> <p>○適正だとは思いますが、22～27 週の死産の場合も保険料を徴収することの説明がつかず矛盾である。</p> <p>○どこまでを基準にすべきは分からないので(判がない)、現状での基準が適正と思う。</p> <p>○28 週未満は特に何らかの異常にともなう生存率なども考慮されていると思うと、妥当かと思う。</p> |
| どちらかという<br>狭めたほうがよい | ○広げた場合の予算的負担の増加等を考慮してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 狭めたほうがよい            | ○元々の児の未熟性が問題であるから、除外基準との整合性がとれないため。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

| Q12 回答              | Q12_1 【申請実績なし】在胎週数に関する基準について、回答した理由。（自由回答）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広げたほうがよい            | <p>○分娩週数や原因によらず、脳性麻痺児の補償はより充実させる必要があると考えるため。</p> <p>○家族の精神的、経済的負担を少しでも援助してもらえよう保証して欲しい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| どちらかという<br>広げたほうがよい | <p>○周産期の現場では超低出生児の出産は免れない。少しでも広く、手厚い補償を望む。</p> <p>○医療の過失の有無にかかわらず補償する制度であること。補償制度の加入対象が 22 週以降であること。脳性麻痺の補償の対象も 22 週からが適当であるとする。</p> <p>○負担金額も少なくなっており補償対象者（分娩数減少）も増加傾向になれば、見直しを検討したほうが良いと思う。</p>                                                                                                                                                                                                                            |
| 適正である               | <p>○28 週以降の児は適切な治療で脳性麻痺を防げる可能性が高い知見があるから。</p> <p>○28 週程度から新生児の生存率が上昇するように思うから。</p> <p>○助産院では 37 週以降しか取り扱いができないから。</p> <p>○28 週以前になると児の未熟性に起因するのか、分娩に関連しての発症なのか、原因究明が難しいのかと考えるため。</p> <p>○分娩週数とその神経学的予後と考えた場合、28 週未満まで適応を広げると分娩に関連しない原因での脳性麻痺の事例も混ざる可能性があるため。</p> <p>○早産の週数が早まると、救命措置が必須となる可能性があり、医療機関の負担が大きくなるため。</p> <p>○在胎週数 28 週以降の分娩では重症脳性麻痺発生の可能性があるため。</p> <p>○標準的に胎児生存可能な週数、体重であること。NST 装着可能で、well-being の判定可能など。</p> |
| どちらかという<br>狭めたほうがよい | <p>○在胎週数が浅いと容易に低酸素状態となりやすいと思われるので胎児の未熟性による低酸素なのか、分娩時の操作による低酸素なのか判断が付きにくいと考える。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 狭めたほうがよい            | <p>○分娩を 5 年間扱っていないので正直わからない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

**Q13 重症度に関する基準について、どのように思いますか。該当するものを1つだけお答えください。（回答は1つ）**

重症度に関する基準についてどのように思うかについて回答をみると、「適正である」が67.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「どちらかというと広げたほうがよい」が21.2%となっている。



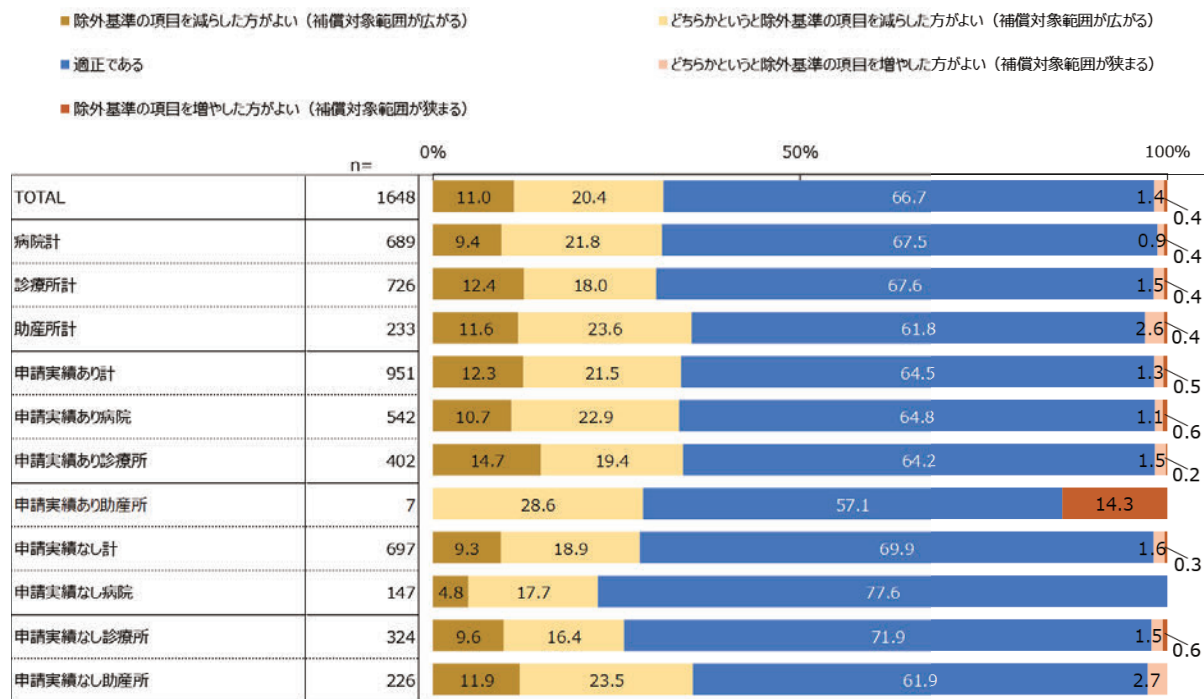
※n=30未満は参考値

| Q13 回答              | Q13_1【申請実績あり】重症度に関する基準について、回答した理由。※主な回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広げたほうがよい            | <p>○肢体不自由の場合は第3級でも著しい障害であり、介護者がいないと日常生活もできない状況と思われる。介護者の負担が極めて大きい。</p> <p>○3級であっても視力・聴力・運動機能において支援が必要なため、「分娩による脳性麻痺」であれば補償すべきである。額面については、1・2級と同等である必要はない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| どちらかという<br>広げたほうがよい | <p>○家族の経済的負担軽減、児の生活向上につながればより良いと思われる。等級3であっても、通常出来ることが出来ないために生じてくる負担はあり、親族はそのために本来できる職に就けなかったりするから。</p> <p>○1級・2級と認定されない障害でも両親、兄弟の精神的負担は大きいので、額が少なくても良いので補償してあげた方がよいと思う。</p> <p>○分娩に関連して発症したものであれば、1級、2級であっても平等に保障されるべきであると考えから。同じ金額ではなく、より重症のものにはより多く支払われるべきであると考え。</p>                                                                                                                                                                           |
| 適正である               | <p>○重症度が軽くなると、分娩に関連したかどうかの証明が困難。</p> <p>○分娩費用保険化とのバランスも重要。(少子化対策として分娩費用へのサポートも手厚くする必要がある)</p> <p>○障害程度等級1・2級は日常生活に極めて重大な支障をきたすため、補償が必要であると考え。</p> <p>○介護の必要性と身体障害者障害程度等級1級・2級が合致していると思うから。</p> <p>○軽度のものや分娩時に過失が見つからないものを含めて多くの検討を要する、判断困難例があると思うため。</p> <p>○1級・2級は日常生活が極めて困難な状態であるため、重症度の基準として適正であると感じたから。</p> <p>○重症度の目安となりわかりやすい基準が身体障害者障害程度等級1・2級だと考えるため。</p> <p>○重症度に応じて補償額を変える考え方もあるかもしれないが、基準の設定が難しいと思う。</p> <p>○補償の範囲を拡大するための原資とのバランス。</p> |
| どちらかという<br>狭めたほうがよい | 回答なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 狭めたほうがよい            | 回答なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q13 回答              | Q13_1 【申請実績なし】重症度に関する基準について、回答した理由。（自由回答）                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 広げたほうがよい            | <p>○分娩週数や原因によらず、脳性麻痺児の補償はより充実させる必要があると考えるため。</p> <p>○分娩外傷、肩甲難産や吸引分娩による障害の補償は助かるのではないか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                            |
| どちらかという<br>広げたほうがよい | <p>○軽度の知的障害などの場合、療育などの支援は必要であっても、手帳の等級が軽いため、中々実質的な支援に結びつかない。</p> <p>○身体障害者障害程度等級認定の等級ではなく個々の状態を見て柔軟に対応してほしい。</p> <p>○身体障害者障害程度等級 1・2 級に相当しなくても看護介護の必要性が高い症例があると思われるから。</p> <p>○保険の掛け金に対して、補償対象となっている事例が少ないと感じる。</p>                                                                                                                                   |
| 適正である               | <p>○家族の経済的負担を考えると手厚い補償だと思う。</p> <p>○身体障害者 1 級 2 級はそれ相当の看護・介護が必要なので。</p> <p>○補償対象としては通常イメージする「脳性麻痺」の範疇であるべきと思う。</p> <p>○適正かと思うが、都度検討し、時代に応じて変えていくことにも賛成する。</p> <p>○重症度の基準については専門医で判断されることで、今までの特に問題なく補償されているのであれば、適正と思う。</p> <p>○1 級、2 級の場合障害の程度が著しく早期の補償が必要であるが、3 級以降の場合は成長による変化が見込まれる可能性があるので現行のままで適正である。</p> <p>○重症度が高い事例に補償を適確に行うのに丁度よい範囲と考える。</p> |
| どちらかという<br>狭めたほうがよい | ○本来の補償の対象とは違う状況も含まれそうなので。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 狭めたほうがよい            | 回答なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

**Q14 補償対象外となる除外基準について、どのように思いますか。該当するものを1つだけお答えください。（回答は1つ）**

補償対象外となる除外基準についてどう思うかについての回答をみると、「適正である」が66.7%でもっとも回答割合が高く、次いで「どちらかというと除外基準の項目を減らした方がよい」が20.4%となっている。



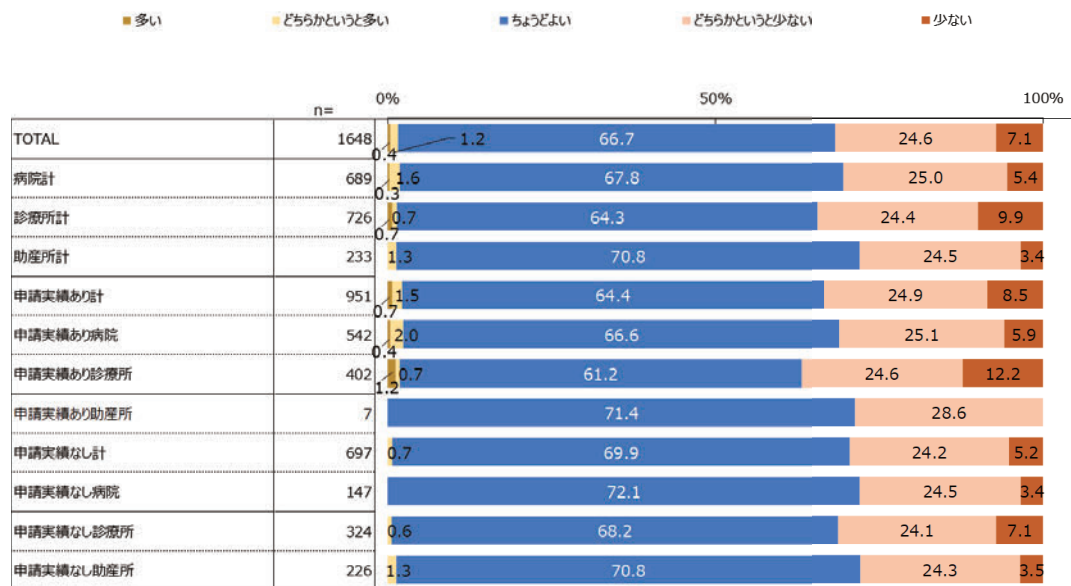
※n=30未満は参考値

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q14 回答           | Q14_1 【申請実績あり】補償対象外となる除外基準について、回答した理由。<br>(自由回答) ※主な回答内容                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 減らした方がよい         | <p>○先天性の要因や妊産婦の意思によらないものは対象にしてよいと考えたため。</p> <p>○区別が難しい。感染や貧血など原因と結果の評価すら困難なことが多いので、フェアにならない。</p> <p>○児の療育に充てる金額と考えると、原因そのものよりも療育を中心に支払を考えた方がよい。</p>                                                                                                                                                                                       |
| どちらかというと減らした方がよい | <p>○分娩に起因することを証明するのが難しいケースがある。(例えば臍帯血 pH の低下がみられない場合など)</p> <p>○生後 6 ヶ月未満で亡くなる児はより重症であることより、その医学的な対応の是非を検討すべきだと考えるから。</p> <p>○地震、噴火、津波等の天災または戦争、暴動などの異常事態においては、通常受けられるべき医療体制ではないから。</p> <p>○新生児期の感染症はいつ感染が成立したか不明。遅発型など。</p> <p>○妊産婦の故意または重大な過失は違和感がある。出生した子には関係ないことであり、子の福祉を最優先すべきでは。</p>                                                |
| 適正である            | <p>○遺伝子診断技術の進歩により、非常に稀な遺伝子異常も診断されるようになってきた。どのレベルまで検索すればよいか悩むことも多い。</p> <p>○(生後 6 か月…)死亡してからの原因究明は難しいと思われる。その他は医療機関側の分娩に関しての発症とは違う、と思われる。</p> <p>○「新生児期の要因」の運用が厳しくなければ良いと思う。</p> <p>○どの項目も妥当性がある。「過失」に対する補償が目的なので上記除外項目は必要十分に事例を制限できている。</p> <p>○重症度は広げた方がよいと思うが、範囲を広げた場合、故意的な要因も出てくる場合もあると思われるため。</p> <p>○重症度の緩和や補償金の増額の方が、優先度が高いと思う。</p> |
| どちらかというと増やした方がよい | ○家族への補償・補助を目的としていることは理解していますが、誰でも補償されるもしくは、補償された場合には医療機関に非があるという印象の原因となりやすいので。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 増やした方がよい         | ○自宅で看護、介護されている者に限るほうが良いと思う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q14 回答              | Q14_1 【申請実績なし】補償対象外となる除外基準について、回答した理由。<br>(自由回答) ※主な回答内容                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 減らした方がよい            | <p>○先天性の要因により、分娩が遷延または難しくなる。お産直後に異常が起こる可能性が高い。</p> <p>○障害の重症軽症にかかわらず両親の心身の負担はそれ相当にあるのが現状である。その負担を少しでも軽減できる方向性を考えることが重要である。</p> <p>○補償認定に医学的根拠がないなら故意と過失によるもの以外は認めるべきと思う。</p>                                                                                                                                                                |
| どちらかという<br>減らした方がよい | <p>○除外される基準の新生児にも支援が必要だし、除外される基準の胎児こそ分娩時に異常になることが想定できるから。</p> <p>○新生児期の要因は、必要な治療を行ったうえで合併症などで障害が残った場合など、補償対象に入ってよいのではと思う。</p> <p>○分娩週数や原因によらず、脳性麻痺児の補償はより充実させる必要があると考えるため。</p> <p>○原因分析報告書で分娩の異常を指摘されると、医療訴訟になることが多い。しかし、補償対応外のものはそのような対象にならない。除外基準を緩めることで、負担を減らしてあげたい事例もある。</p> <p>○生後6か月未満で亡くなったケースでも、分娩に関連して発症した場合は補償の対象としたほうが良いと思う。</p> |
| 適正である               | <p>○除外基準となっているものについては、判断基準が難しい内容ばかりですし、除外になっている理由に納得させられますので、現行の基準が適正だと思う。</p> <p>○より安全な分娩を実施するにあたり、分娩によるものか否かの診断は重要と思うので、現状のままで良いと思う。</p> <p>○無闇に除外項目を増やせば裁判などが増え、実施が遅れる可能性がある。</p> <p>○これ以上拡大すると、産科医療補償制度(当初の概念は無過失補償制度)の範疇から外れるように感じる。</p> <p>○項目の追加・除外すると判断する基準はないと思われるため。</p>                                                          |
| どちらかという<br>増やした方がよい | <p>○増やした方がよいと思うが、限定で何もかもというのではなく、将来に渡りお金が必要になる病気などを絞って限定した方がよいと思う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 増やした方がよい            | <p>○予算があれば介護者の負担軽減をした方がよいから。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

Q15 この補償金 3,000 万円の水準についてどのように思いますか。該当するものを1つお答えください。（回答は1つ）

補償金の水準についてどう思うかについての回答をみると、「ちょうどよい」が66.7%でもっとも回答割合が高く、次いで「どちらかというとき少ない」が24.6%となっている。



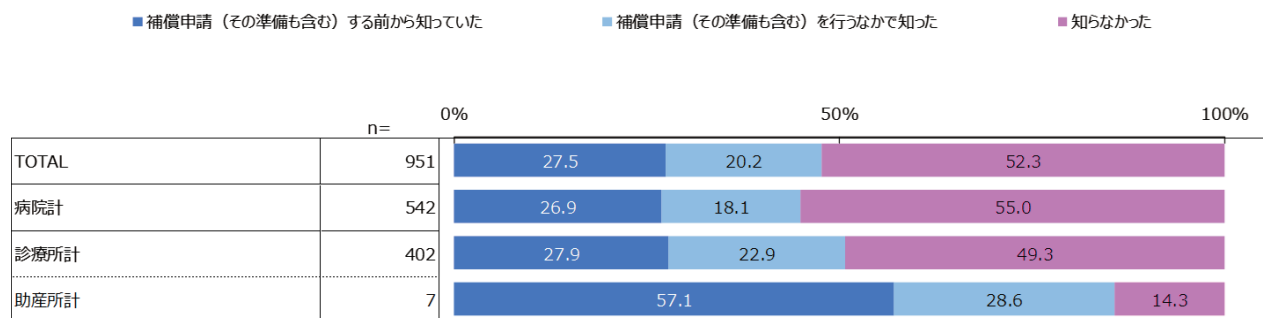
※n=30未満は参考値

| Q15 回答            | Q15_1 【申請実績あり】この補償金 3,000 万円の水準について、回答した理由。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 多い                | ○高額だと余剰金を裁判に充てようとする人が増えると危惧する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| どちらかというとき多い       | ○今までの判例から考えて多いと感じるから。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 適正である             | <p>○重度の脳性まひを負った子供とその家族が必要とする長期的な医療費や介護費用から、見積もり、他の福祉制度とのバランスを考慮したうえで、適正と考えられる。</p> <p>○さらに高額設定としても、養育に十分な金額は補填できないと考えられるため。</p> <p>○子ども一人を大学まで出すのに最低 3000 万円と聞いたことがある。</p> <p>○経済的負担を速やかに補償する意図として妥当と思う。その後は保険適応や助成等他のサポートシステムがあり、それらの支援システムが更に構築されることを望む。</p> <p>○多すぎても制度の運営がうまくいかず、少なすぎても補償にならないと考えるため。</p> <p>○あまり高額であると補償制度そのものが破綻する可能性があるため。</p> <p>○民事裁判で通常支払われる額と比較し、かけ離れてはいないため。</p> <p>○個別に対応するのでは、不公平感もでてくると思うので、一律に可能な補償が確保できる水準であれば。</p> <p>○大きな不満はないと思う。またその他必要なものは福祉制度で対応すべきと考える。</p> |
| どちらかというとき増やした方がよい | ○増やした方がいいと思うが、限定で何もかもというのではなく、将来に渡りお金が必要になる病気などを絞って限定した方がいいと思う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 増やした方がよい          | ○予算があれば介護者の負担軽減をした方がいいから。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q15 回答              | Q15_1 【申請実績なし】この補償金 3,000 万円の水準について、回答した理由。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 多い                  | 回答なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| どちらかという<br>多い       | ○なんとなく                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 適正である               | <p>○適正であると思う。</p> <p>○補償対象となる児を育てるために、必要と思われる金額だから。</p> <p>○金額が高いと、補償範囲が狭くなるので多くの方に経済的安定があれば良い。</p> <p>○多いことにこしたことはないが、予算、人数の問題もあるので制度を持続可能にすることが重要である。</p> <p>○十分な補償は億単位とも考えられるが、それは実質的に不可能である。3000 万は適切ではないか。</p> <p>○それ以上は各機関の保険で充当できる。</p> <p>○入院や治療にたちまちお金がかかるので、その金額の保証金があるととても心強いと思う。</p> <p>○児の生存できた場合の得られる収入からは低いのかと思うが、当面の医療や看護介護を得るための小児期にかかる経費の補助に充当できると思う。</p> <p>○まず家族の負担が軽減できる。</p> <p>○当初危惧された裁判も増えたりしておらず適正と考える。</p> |
| どちらかという<br>増やした方がよい | <p>○物価高もあり、養育に係る負担が大きくなっているため。</p> <p>○妊婦から回収する保険料と補償事例数を比較すると、支払い金額を少し増やしてもいいように思う（もしくは事例を拡げる）。</p> <p>○高度な医療を受けられる時代になっており、これからは経済的な負担が大きくなると予想される。一律として支払うのであれば、どちらかという少ないのではと思ってしまうが、障害の程度にもより、果たして「一律」という仕組みがいいのかどうか、そのあたりも難しい問題でないかと思う。</p>                                                                                                                                                                                     |
| 増やした方がよい            | ○予物価の高騰等により負担が増えているため。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

**Q16\_1 【「申請実績あり」への質問】あなたは、この調整の仕組みをご存知ですか。該当するものをお答えください。（回答は1つ）**

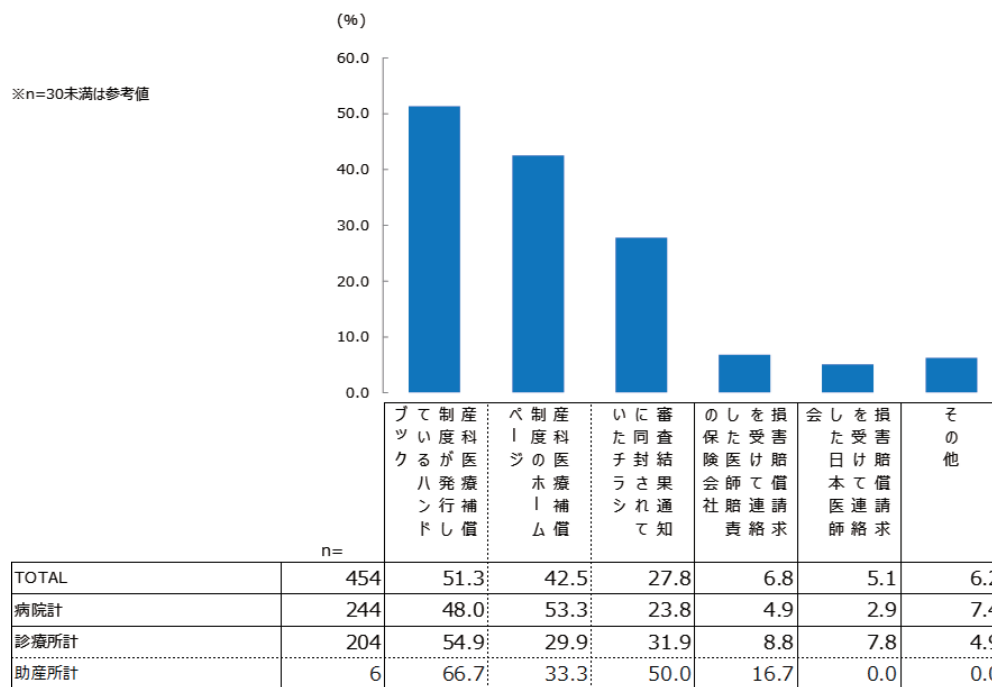
調整のしくみについて、知っているかについての回答をみると、「知らなかった」が 52.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「補償申請（その準備も含む）する前から知っていた」が 27.5%となっている。



**Q16\_2 【「申請実績あり」への質問】調整の仕組みについて、何で知りましたか。当てはまるものをすべてお答えください。（回答はいくつでも）**

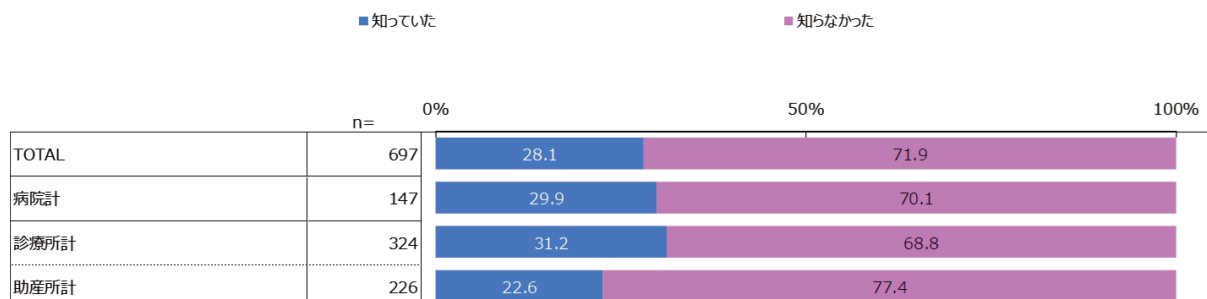
調整のしくみについて何で知ったかについての回答をみると、「産科医療補償制度が発行しているハンドブック」が51.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「産科医療補償制度のホームページ」が42.5%となっている。

※複数回答のため合計は100%にならない。



**Q16\_3 【「申請実績なし」への質問】あなたは、この調整の仕組みをご存知ですか。該当するものをお答えください。（回答は1つ）**

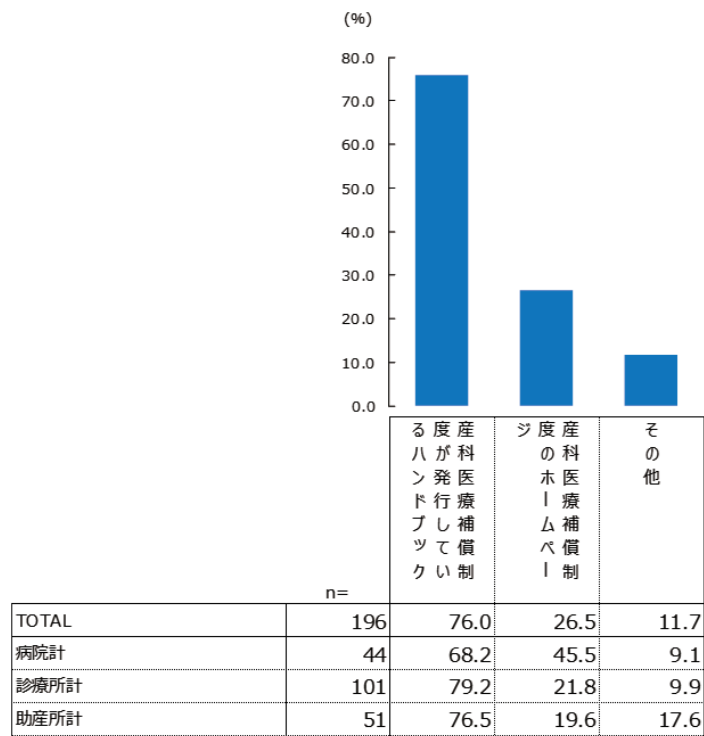
調整の仕組みを知っているかについての回答をみると、「知らなかった」が71.9%、「知っていた」が28.1%となっている。



**Q16\_4 【「申請実績なし」への質問】調整の仕組みについて、何で知りましたか。当てはまるものをすべてお答えください。（回答はいくつでも）**

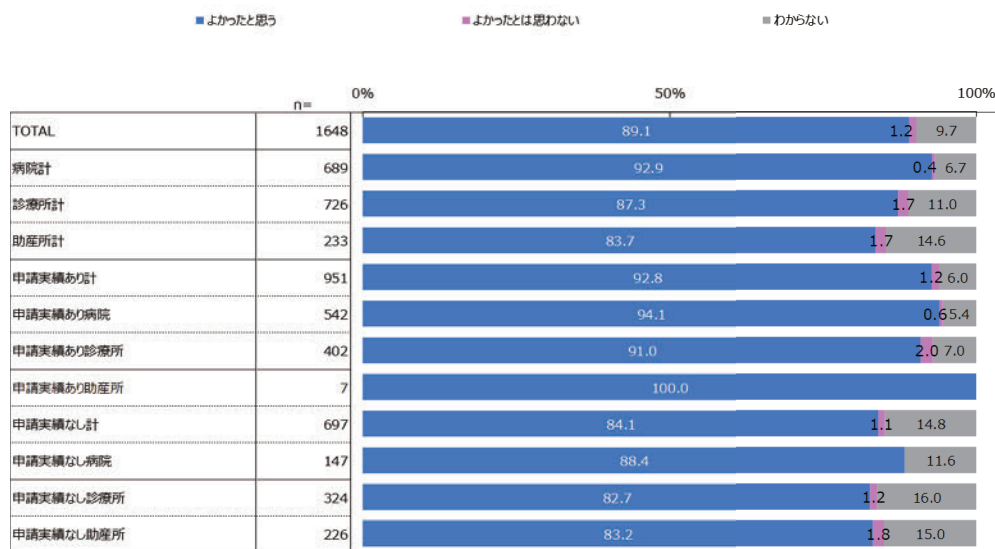
調整のしくみについて、何で知ったかについての回答をみると、「産科医療補償制度が発行しているハンドブック」が76.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「産科医用補償制度のホームページ」が26.5%となっている。

※複数回答のため合計は100%にならない。



**Q17 産科医療補償制度があってよかったと思いますか。該当するものをお答えください。（回答は1つ）**

産科医療制度についてあってよかったかと思うかについての回答をみると、総合では「よかったと思う」が89.1%でもっとも回答割合が高かった。



※n=30未満は参考値

# Q17\_1 産科医療補償制度があってよかったと思う理由を、すべてお答えください。

(回答はいくつでも)

産科医療制度についてあってよかったと思う理由についての回答をみると、「補償金により、保護者の看護・介護に要する経済的負担が軽減するので」が 88.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「原因分析が行われるので」が 73.7%となっている。



Q17\_2 産科医療補償制度があつてよかったと思わない理由。(自由回答)

※わからないと回答した方含む ※主な回答内容(回答率: よかったとは思わない1.2%、わからない9.7%)

- 原因究明に関して産科医療補償制度が行ってくれてさらに説明までしてもらえることについてはありがたいと感じるが、患者への説明が一方的であり不服を感じる事が過去にありました。説明内に“これについては一般的でない”と書かれていただけで、その事例の発症と関連がないと推測されるにもかかわらず患者サイドに当院に対しての不信感と確執が発生した。
- 「分娩に関連して発症した」という判断が紛争防止につながるのか、わからないため。
- すみやかにと言っても支給までに時間がかかると考えられるため一概にはいえない。
- 補償金により、保護者の経済的、心理的状況がどのように変化しているのかわからないため。
- 分娩機関の過失にかかわらず一律 3,000 万円の水準がどちらかというと少ないため、わからないと回答した。
- 患者、患者家族のためには良い制度であるが、産科医療の救済(もともと目指していた無過失保障)には貢献できていないと感じる。無駄な訴訟が減ったことは評価している。
- 全国的に訴訟事案が減少したと思う。が、一方で補償金を利用し裁判を起こす事例もあり、実際に経験しているため。
- 補償制度委員会の回答を利用して訴訟を行う者がいるが、回答が医療者にとって少しでも不利な場合は、訴訟での敗訴に直結するから。
- 後方視的に原因検索がなされるため、現場での瞬間瞬間の判断が厳しく評価され過ぎる傾向にあるように感じる。
- 医療事故と考えられる件に関する責任の追求が曖昧になるのではないかと考える。
- 分娩機関が補償金額を返金するのであれば、最初から助産所賠償保険の方で対応した方が日々のいろいろな面倒なこともなく、いいと思う。
- 診療内容に対する調査は行われて然るべきと思うが、時間的にも精神的にも大変負担となる。
- 実際に産科医療制度に該当する患者さん数が掛け金に対して少ないため事故に装具する場合は直接国もしくは医師会などの機関で対応することでいいのではないかと考える。
- 登録の手間が煩わしい。母子手帳の発行の際に登録手続きができればよいのと思う。
- 補償の対象が限定しすぎていること。5 年後に発症した場合、それが分娩中の過失によるものと判断するのは難しいと思われる。訴訟をおこされないための制度の色が濃く感じる。
- 産科医療補償制度を利用しても訴訟になる場合があるから。
- 対象になった方がいないから。わざわざ病院等を仲介しなくても、妊婦と保険会社での契約ができるとよいと思う。

**Q18 【申請実績あり】補償申請、補償金の支払、原因分析、再発防止など、  
産科医療補償制度全般についてご意見。(自由回答) ※主な回答内容(回答数: 266 件)**

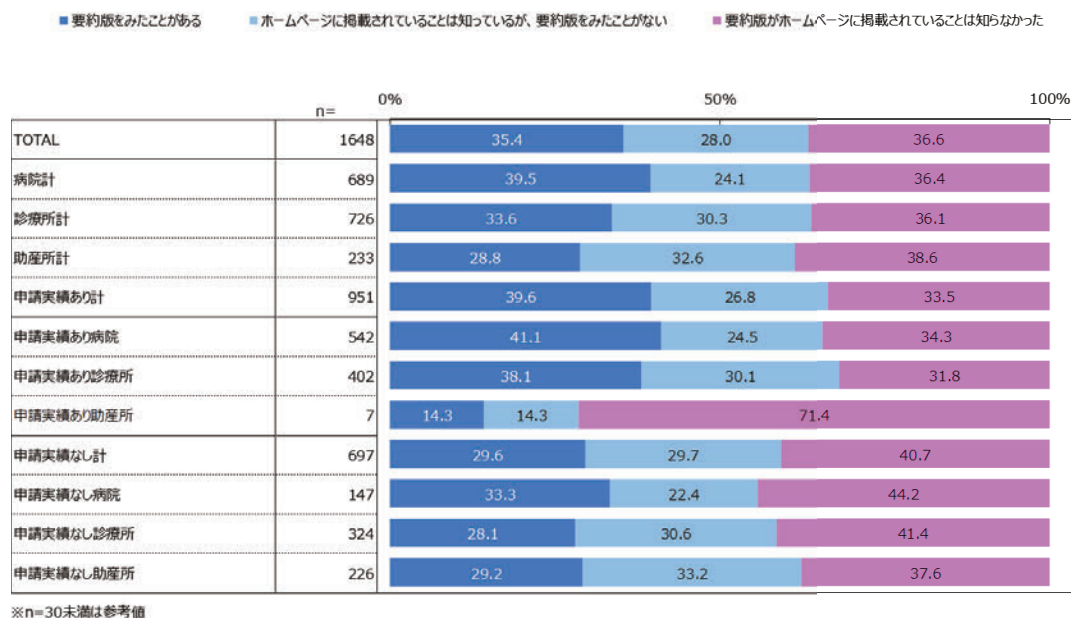
- この制度によって産科医療も進歩しているので、このまま継続していただきたい。
- 今後も制度の存続が必要と思っている。時代背景で制度の変更が求められると思われますが、より良いものとなることを願っている。
- 周産期医療という範囲での補償対象枠の拡大。死産の方への何らかの補償。少子化で対象者が激減してきている今、これまでの補償金の積立を財源として、より良い周産期医療補償制度を願うばかりである。
- 自験例はいつになっても忘れることができない。補償金のプール額の一部を、補償金対象児全員の機能回復につながる基礎研究、臨床試験に寄与する仕組みを切望する。
- 第三者による原因分析は保護者と1対1で対応するよりも双方にとってメリットであり、以降の産科領域で情報共有、再発防止に役立つと認識している。
- 原因分析の報告書やCTGなどの研究での利用が促進したらよいと考える。
- 現在の余った掛け金はどのように運用していくのか。妊婦さんに公平に還元される方法を考えて欲しい。
- 補償申請の手間がかかるので、もう少し簡単に申請できると良いかと思う。
- 申請を受けた場合、資料作りに労力がかかる。また、常位胎盤早期剥離などで、脳性麻痺になった場合、その時は最善を尽くして医療にあたっているのに資料作成をしていると責められているように感じる。資料作成にも手当を出してほしい。
- 医療機関による登録ではなく、妊産婦本人が登録するような仕組みになると医療機関の負担が減って良いと思う。
- 特に問題は無いと思われるが、補償金の支払いに対する掛け金がもう少し低額になると有難いと思う。
- 補償金額が多ければ、訴訟も少なくなると思う。
- 補償のみならず原因分析や再発防止という観点でとても良い制度だと思う。ただ、28 週未満や障害等級などにより対象外になる場合の公費による給付制度などを検討しても良いのではないか。
- 原因分析、再発防止の観点からは非常に評価される。一律 3000 万円が理想的とは思わないが、早く届けられるのは良いし、メリット、デメリット、トータルに考えて産科医療にとって有益な方向へ働いたシステムと思う。

**Q18 【申請実績なし】補償申請、補償金の支払、原因分析、再発防止など、  
産科医療補償制度全般についてご意見。(自由回答) ※主な回答内容(回答数: 151 件)**

- この制度により 産科医療が統一されてきたと思うので画期的だと思う。
- この制度が出来たことにより、明らかに訴訟の件数が減少しました。いつ、誰もが予期せず事故に遭遇するか解らず、開業する施設には 大きな安心であると思っている。
- 助産院では産婦さんの安心につながっていると感じる。
- 最近が高齢出産も多いので長期生存の場合、親が高齢化すると介護が負担になるケースも増えてくる。長期の持続補償が望ましい。
- 脳性麻痺全体の保険金制度をつくるとよいのではと思う。
- 「産科」医療補償制度というならば、分娩における母体を負った障害に対しても、出生児と同様、補償制度があって欲しい。そうなれば、真に「産科医療無過失補償制度」になる。安心して出産することができ、少子化対策の 1 つにもなる。母子のためになるし、産科を志す若い医師も恐れず産科医になれる。
- 再発防止に向け原因分析をして冊子にしてくれているのはとてもありがたい。毎回、身が引き締まり、勉強をさせていただいている。
- 分娩経過に全く異常を認めない、原因不明の症例を減らすために、これまでに明らかになっていない要因を見つけ出すための前向き研究をしてほしい。
- 患者様自身は、未だご存知ではない方が多い。周知するためにも活動 PR がもっとも重要と考える。現場で、丁寧に説明はしているが理解されるまでには時間がかかっている。
- 掛け金の下がることを願う。再発防止ポスターを掲示しているところも少ないのではないかと。冊子などの発行より症例ごとの振り返りをモニター上から解説していただくなど産科医療補償制度加入医療機関のスタッフはアクセスすればオンライン上で学ぶ機会などをつくっていただけることを願う。
- 過去のケースの見直しなども大事なので、これまで通り、興味深いケースやヒヤリハットの事案なども掲示してほしい。

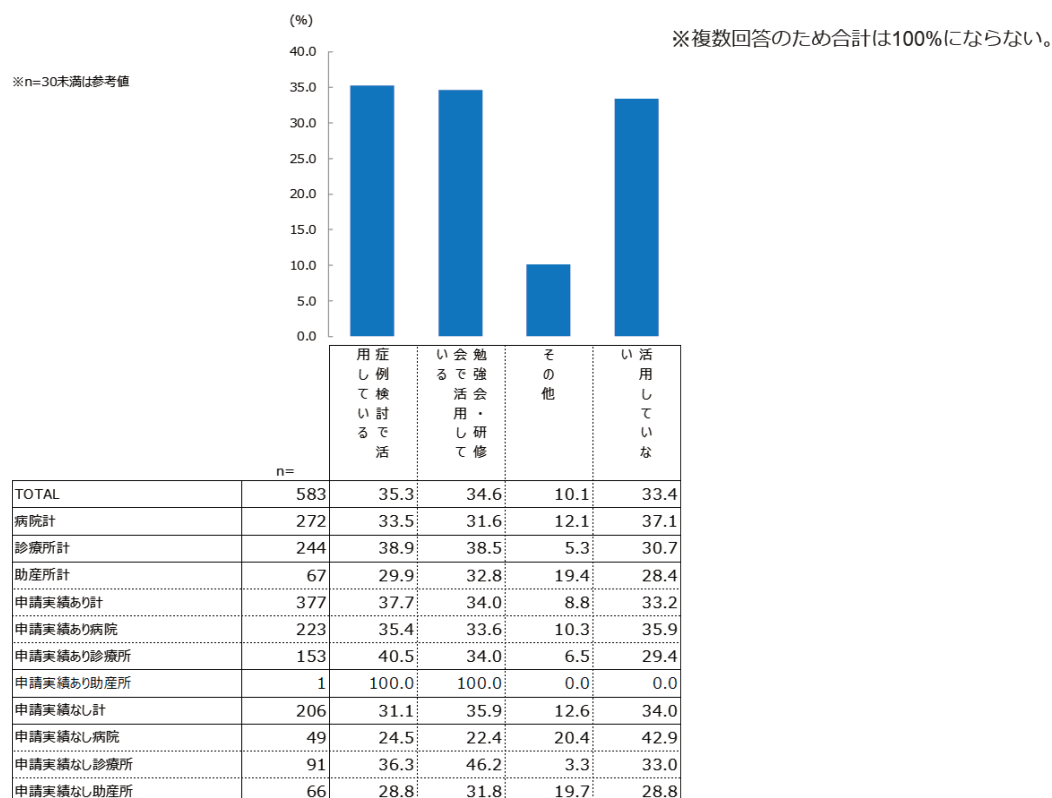
**Q19 産科医療補償制度のホームページに掲載している原因分析報告書の要約版をご覧になったことがありますか。（回答は1つ）**

ホームページに掲載している原因分析報告書の要約版をみたことがあるかについての回答をみると、総合では「要約版がホームページに掲載されていることは知らなかった」が36.6%でもっとも回答割合が高く、一方、申請実績あり計では「要約版をみたことがある」が39.6%でもっとも高くなっている。



**Q19\_1 原因分析報告書の要約版を活用されていますか。あてはまるものをすべてお答えください。（回答はいくつでも）**

原因分析報告書の要約版を活用されているかについての回答をみると、「症例検討で活用している」が35.3%もっとも回答割合が高く、次いで「勉強会・研修会で活用している」が34.6%となっている。



**Q20 【申請実績あり】2022 年 1 月 1 日以降に出生した児については、「在胎週数が 28 週以上であること」が基準となり、補償対象基準が広がりました。このことについてどのように思いますか。 （自由回答） ※主な回答内容(回答数：234 件)**

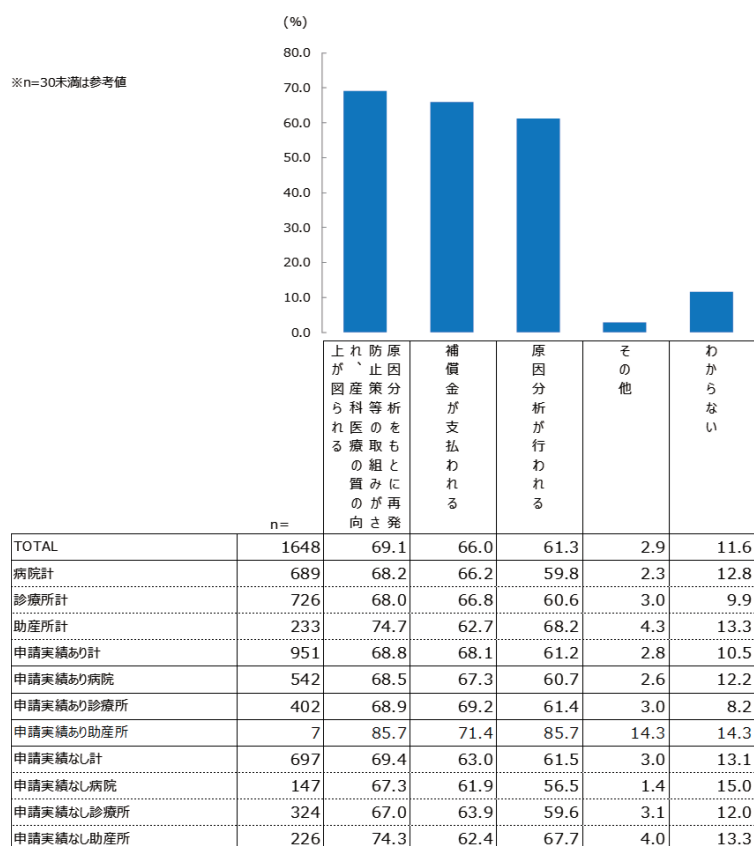
- 適切だと思う。
- 28 週台で出生し、正常発育出来る子も多くいるので妥当と思う。
- 分娩の臍帯動脈血ガス分析の結果が正常値でも脳性麻痺の児は存在するのでこの基準になってより多くの児が対象となってよかった。
- 公平感が増し、患者・医療者双方にとって望ましいと考える。
- 低酸素状況には臨床的に所見の幅があるため、在胎週数で客観的に判断することは妥当である。
- 以前より対象基準が広がり救済される症例が増えてよかったと思う。
- 補償対象が広がることはとても良いことと思う。
- 原因が分娩直前の低酸素状態によるものだけではないので、妥当だと思う。
- 補償の範囲が広がったことは制度の有効な活用につながっていると思う。
- 対象基準が広がったことにより、予知せぬ事態が起きてしまった場合への安心感が増え、より多くの人がこの制度を知ろうと思うきっかけになったと思う。
- 保護者にとっては明確になり、理解しやすいと思う。
- 新生児医療の進歩により、28 週以降の児の経過が向上したことに伴い、基準変更は妥当と思う。
- 低酸素状況でなくてもよいとすると先天異常との鑑別が困難になると思う。
- 個別審査がなくなり、手続きが簡便になってよかったと思う。
- 28 週未満も含めていいのではと考える。

**Q20 【申請実績なし】2022 年 1 月 1 日以降に出生した児については、「在胎週数が 28 週以上であること」が基準となり、補償対象基準が広がりました。このことについてどのように思いますか。 （自由回答） ※主な回答内容(回答数：298 件)**

- 低酸素化があったかどうか曖昧な症例も多いと思われ、基準が広がることは良いと思う。
- 対象基準が広がったことは良いと思う。
- 現在の医療だと 28 週からだとも充分助かるので妥当だと思う。
- 補償対象枠が拡大されとてもよい。自身および当院の情報不足も感じた。
- 生存可能な週数でもあるので適切な基準と思う。
- 補償を受けられる人が増えて良いと思う。
- 対象者が補償を受けやすい基準となっているため、良いと思う。
- 低酸素状況の判断は、分娩監視モニターでのデイスリースや臍帯血分析での判断だと思います。モニターの状況が必ずしも低酸素脳症の結果と合致しているとは限らないので、個別審査ではなく 28 週以上としたほうが良い。
- 改訂のたびに補償対象基準が広がったことは、保護者にとっても、医療機関としても良かったと考える。
- 妥当と思える。臍帯血 pH の値が必ずしも他の所見と合致していない。
- これまでの経緯があると思うので、その根拠が崩れなければこのままで良いと考える
- 対象がシンプルになったので説明するときにも実際の補償に対しても良いと感じた。
- 出生数が減り、かつ当初想定したよりも重度の脳性麻痺児の発生が多くなかったことを勘案すると基準の緩和望ましいと言えるが、今後さらに少子化が進み掛け金の増加が見込めない中で継続して補償を続けられるのかという懸念はある。現行の民間保険からの補償のあり方も含め、再度制度の在り方、無過失補償の原点と在り方も含め再検討をしていく必要があると考える。
- 審査簡略化に役立つと思う。
- 使ったことがないので良いのか悪いのかの判断ができない。

**Q21 産科婦人科の訴訟件数の減少に本制度の取組みが寄与していると考えられることはありますか。該当するものをすべてお答えください。（回答はいくつでも）**

産科婦人科の訴訟件数の減少に本制度の取組みが寄与していると考えるかについてみると、「原因分析をもとに再発防止策等の取組みがされ、産科医療の質の向上が図られる」が 69.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「補償金が支払われる」が 66.0%となっている。



その他回答数：48件 （※主な回答内容）

- 医師や医療スタッフの精神的なプレッシャーが軽減される
- 帝王切開が増えた
- 子どもの数が減っていて本当に発生が減っているのかわからない 等

## **2) 補償対象児の保護者**

## 2) 補償対象児の保護者

### Q1 補償対象のお子様を出産した分娩機関の都道府県をお答えください。(回答は1つ)

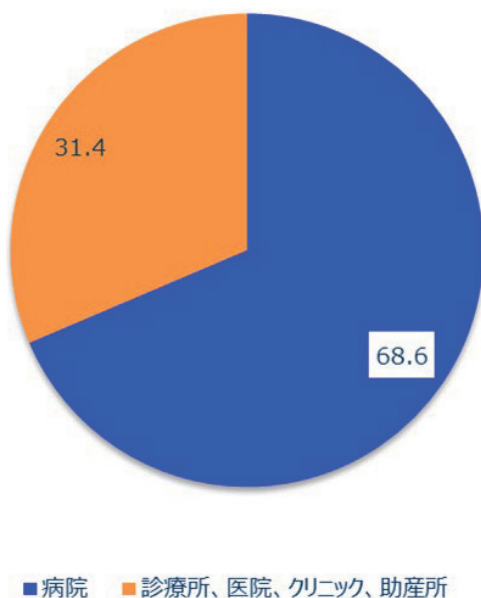
補償対象のお子様を出産した分娩機関の都道府県についての回答をみると、「東京都」が234人でもっとも多く、次いで「愛知県」が193人となっている。

|       |      |      |     |     |     |      |    |      |     |
|-------|------|------|-----|-----|-----|------|----|------|-----|
| TOTAL | 2543 | 群馬県  | 36  | 長野県 | 38  | 和歌山県 | 23 | 福岡県  | 123 |
| 北海道   | 83   | 埼玉県  | 126 | 岐阜県 | 46  | 鳥取県  | 20 | 佐賀県  | 22  |
| 青森県   | 22   | 千葉県  | 105 | 静岡県 | 98  | 島根県  | 10 | 長崎県  | 28  |
| 岩手県   | 25   | 東京都  | 234 | 愛知県 | 193 | 岡山県  | 56 | 熊本県  | 48  |
| 宮城県   | 46   | 神奈川県 | 146 | 三重県 | 37  | 広島県  | 67 | 大分県  | 18  |
| 秋田県   | 17   | 新潟県  | 37  | 滋賀県 | 40  | 山口県  | 29 | 宮崎県  | 28  |
| 山形県   | 23   | 富山県  | 28  | 京都府 | 47  | 徳島県  | 15 | 鹿児島県 | 39  |
| 福島県   | 27   | 石川県  | 31  | 大阪府 | 145 | 香川県  | 21 | 沖縄県  | 43  |
| 茨城県   | 48   | 福井県  | 11  | 兵庫県 | 133 | 愛媛県  | 24 |      |     |
| 栃木県   | 37   | 山梨県  | 16  | 奈良県 | 37  | 高知県  | 17 |      |     |

### Q2 お子様を出産した分娩機関の種類について、該当するものを1つお答えください。(回答は1つ)

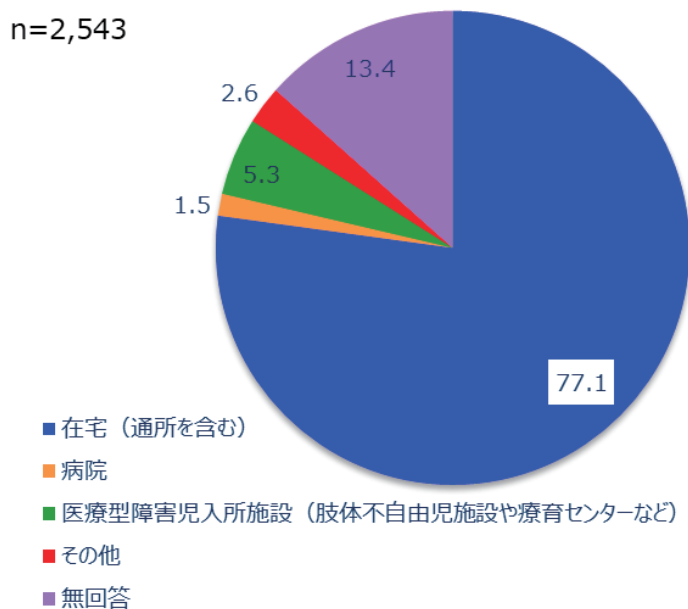
分娩機関の種類についての回答をみると、「病院」が68.6%、「診療所、医院、クリニック、助産所」が31.4%となっている。

n=2,543



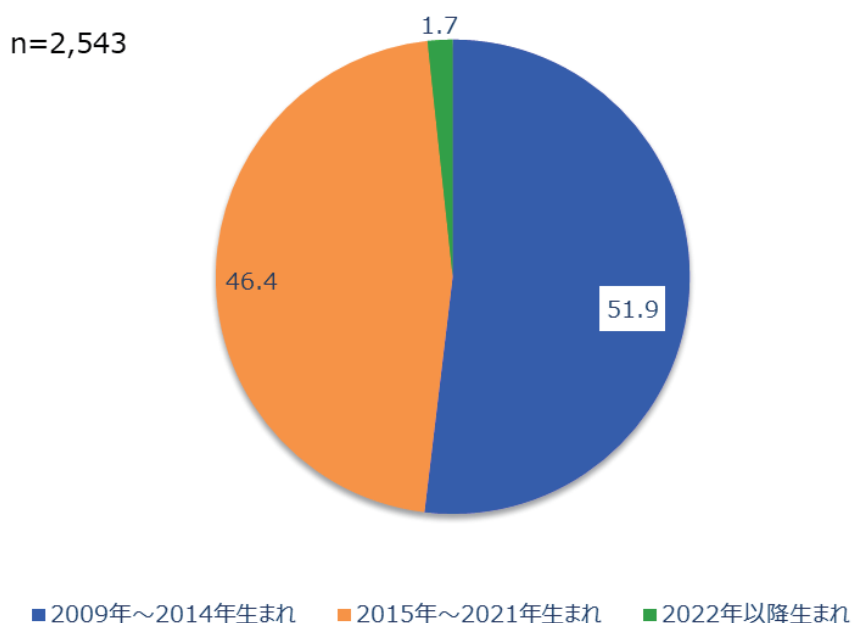
**Q3 補償対象のお子様の、現在の主な生活の場所はどちらですか。該当するものを1つお答えください。もし、補償対象のお子様がお亡くなりになられている場合は、「無回答」を選択してください。（回答は1つ）**

補償対象のお子様の現在の主な生活場所について回答をみると、「在宅（通所を含む）」が77.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「無回答」が13.4%となっている。



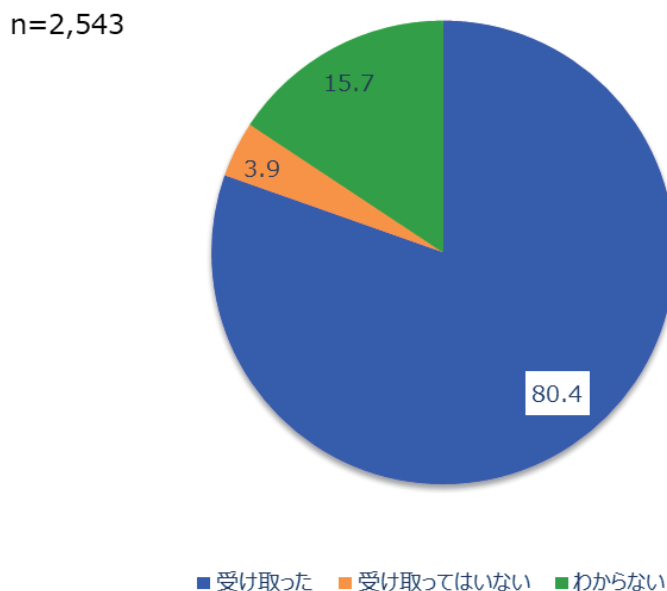
**Q4 補償対象のお子様の、出生年を西暦でお答えください。（回答は1つ）**

補償対象のお子様の出生年についての回答をみると、「2009年～2014年生まれ」が51.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「2015年～2021年生まれ」が46.4%となっている。



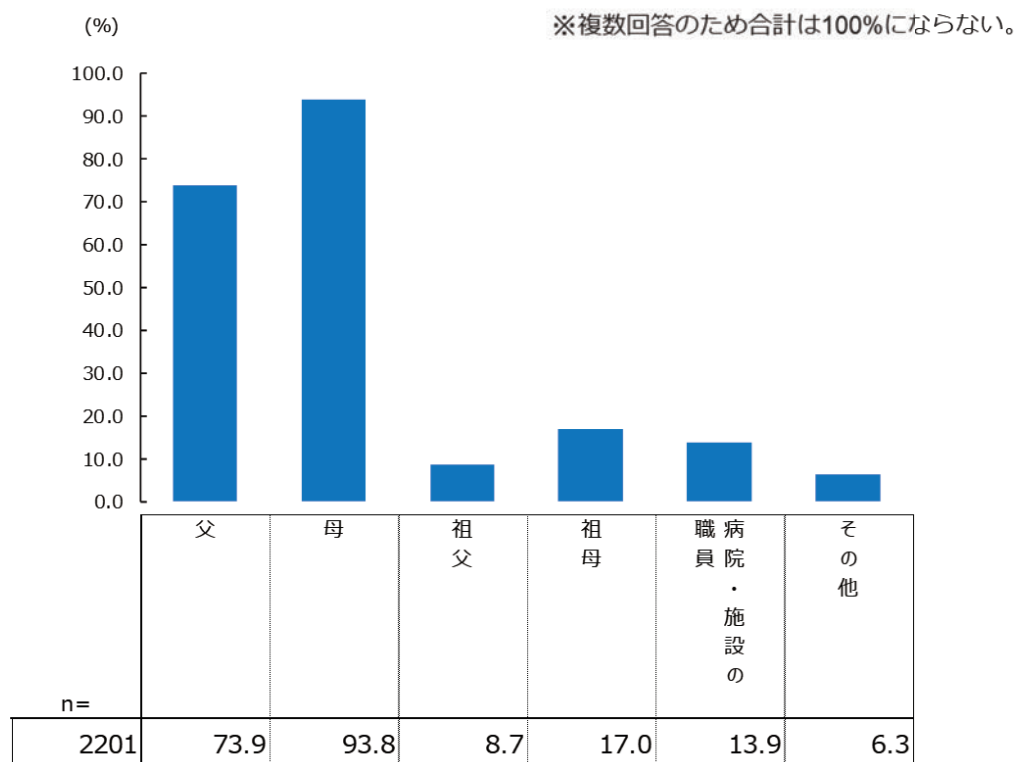
**Q5 原因分析報告書の受け取りの状況について、あてはまるものをお答えください。（回答は1つ）**

原因分析報告書の受け取り状況についての回答をみると、「受け取った」が80.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「わからない」が15.7%となっている。



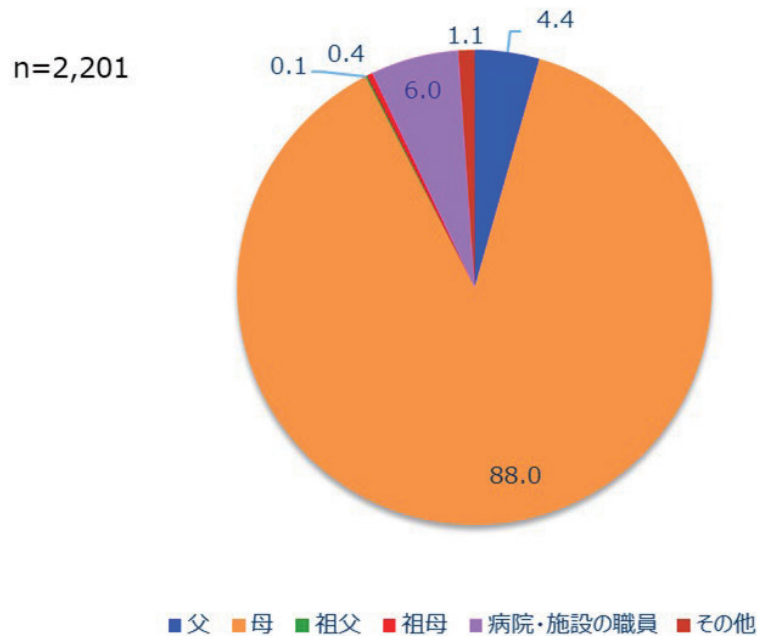
**Q6\_1 補償対象のお子様を現在介護している方をすべてお答えください。（回答はいくつでも）**

補償対象のお子様を現在介護している方についての回答をみると、「母」が93.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「父」が73.9%となっている。



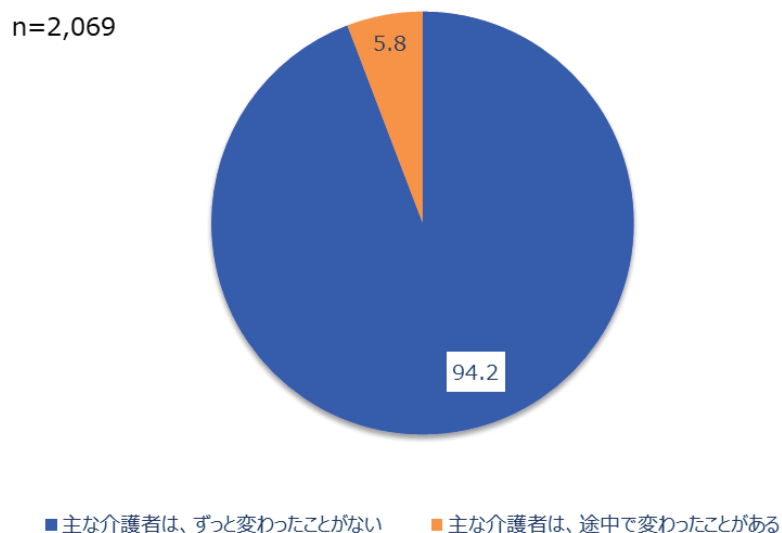
**Q6\_2 現在の主な介護者はどなたですか。お子様からみた続柄で該当するものをお答えください。（回答は1つ）**

現在の主な介護者についての回答をみると、「母」が88.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「病院・施設の職員」が6.0%となっている。



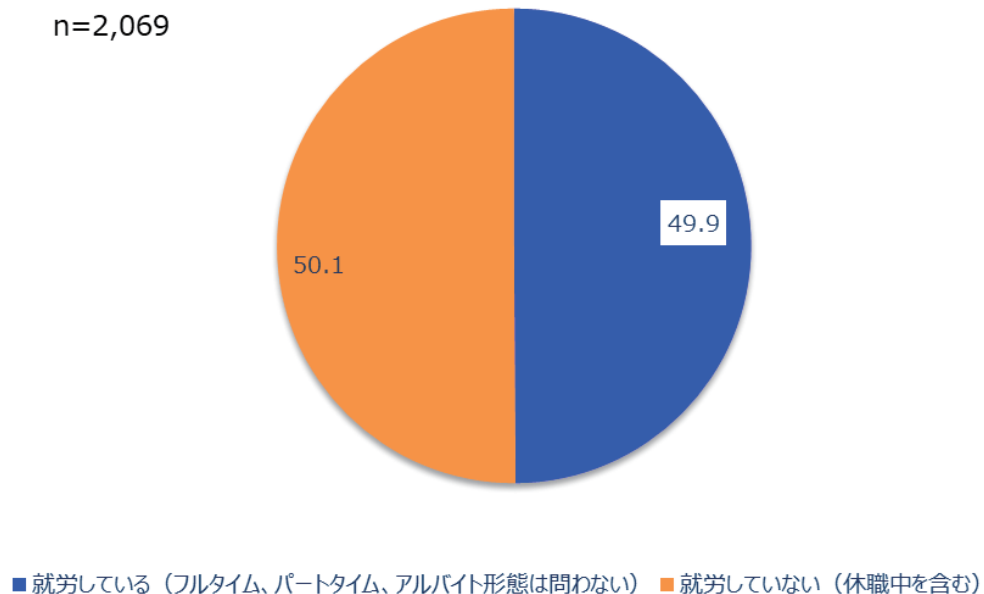
**Q7 補償対象様の主な介護者は、途中で変わったことはありますか。該当するものを1つお答えください。（回答は1つ）**

主な介護者が途中で変わったことがあるかについての回答をみると、「主な介護者は、ずっと変わったことがない」が94.2%、「主な介護者は、途中で変わったことがある」が5.8%となっている。



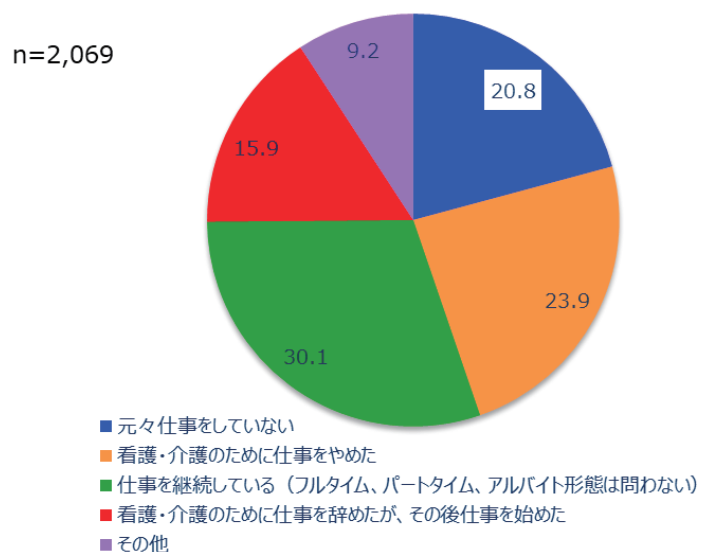
**Q8 補償対象のお子様の現在の主な介護者について、現在の就労状況をお答えください。（回答は1つ）**

現在の主な介護者の就労状況についての回答をみると、「就労している（フルタイム、パートタイム、アルバイト形態は問わない）」が49.9%、「就労していない（休職中を含む）」が50.1%となっている。



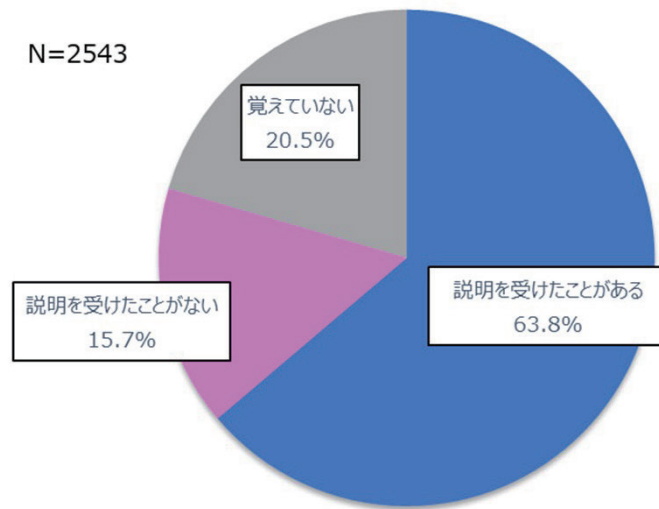
**Q9 補償対象のお子様の現在の主な介護者の就労状況の変化について、該当するものを1つお答えください。（回答は1つ）**

主な介護者の就労状況の変化についての回答をみると、「仕事を継続している（フルタイム、パートタイム、アルバイト形態は問わない）」が30.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「看護・介護のために仕事を辞めた」が23.9%となっている。



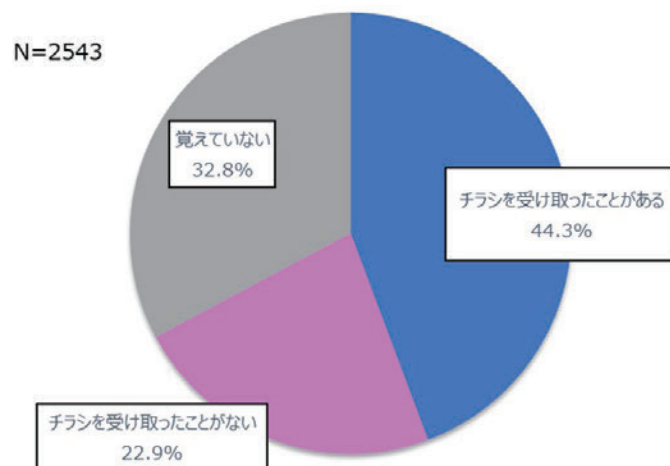
**Q10 分娩機関から、産科医療補償制度の内容についてチラシなどで説明受けたことがありますか。該当するものを1つお答えください。(回答は1つ)**

分娩機関から、産科医療補償制度の内容について説明を受けたことがあるかについての回答をみると、「説明受けたことがある」が63.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「覚えていない」が20.5%となっている。



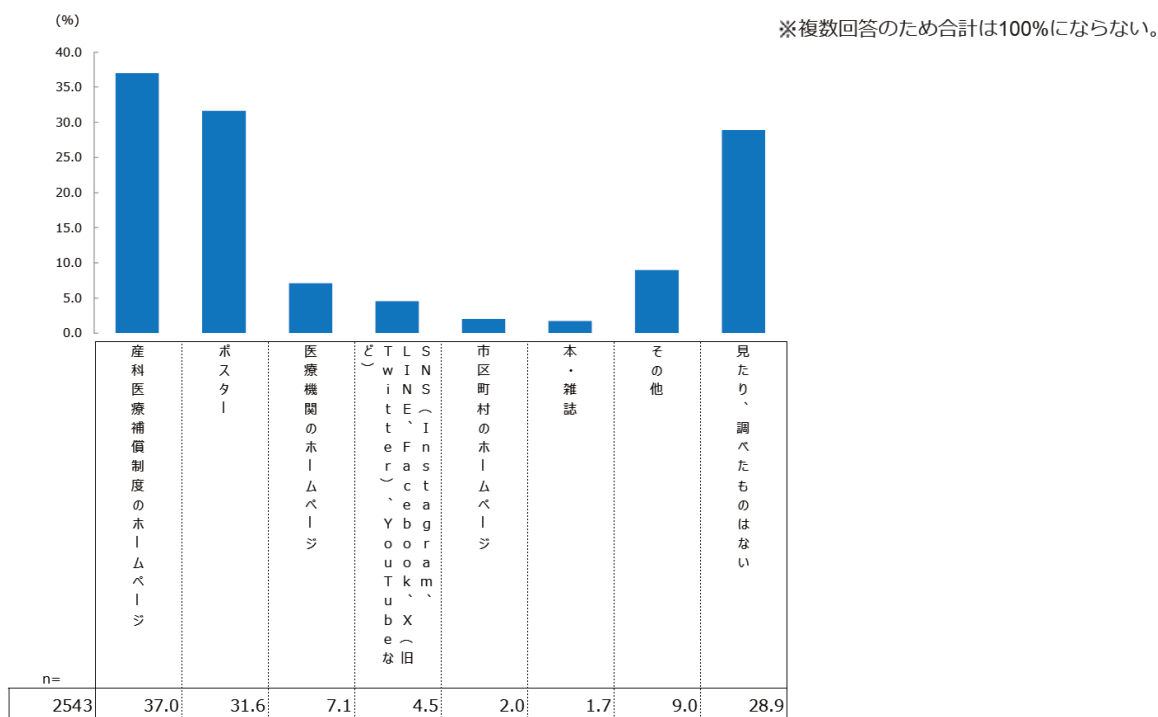
**Q11 母子手帳を受け取る際に、産科医療補償制度のチラシを受け取ったことがありますか。該当するものを1つお答えください。(回答は1つ)**

母子手帳を受け取る際に、産科医療補償制度のチラシを受け取ったことがあるかについての回答をみると、「チラシを受け取ったことがある」が44.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「覚えていない」が32.8%となっている。



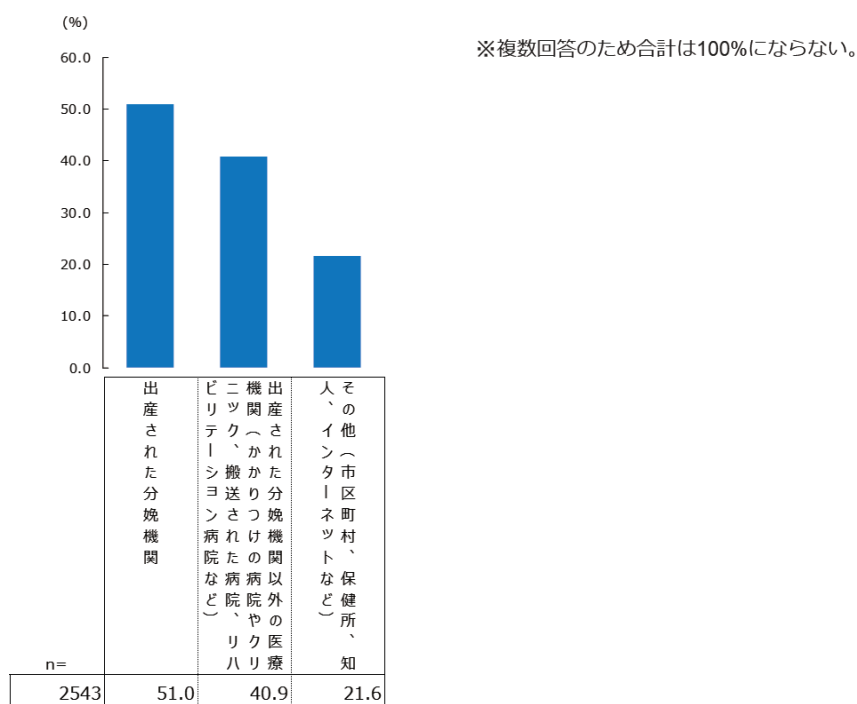
**Q12 チラシの他に産科医療補償制度に関する情報をどこで見たり、調べたりされましたか。該当するものをすべてお答えください。（回答はいくつでも）**

チラシの他に産科医療補償制度の情報をどこで見たり、調べたりされたかについての回答をみると、「産科医療補償制度のホームページ」が37.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「ポスター」が31.6%となっている。



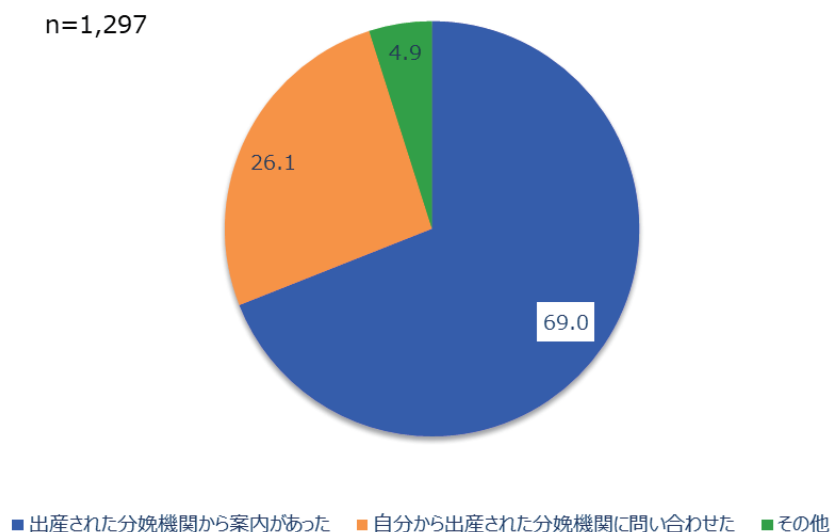
**Q13 補償申請の情報をどこから入手しましたか。あてはまるものをすべてお答えください。（回答はいくつでも）**

補償申請の情報をどこから入手したかについての回答をみると、「出産された分娩機関」が51.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「出産された分娩機関以外の医療機関」が40.9%となっている。



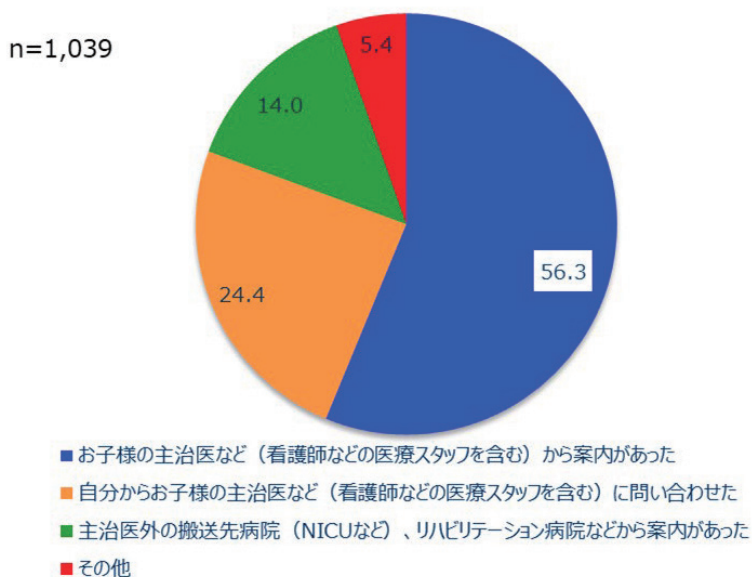
**Q13\_1 出産された分娩機関では、どのようにして補償申請の情報を得ましたか。最もあてはまるものをお答えください。（回答は1つ）**

どのようにして補償申請の情報を得たかについての回答をみると、「出産された分娩機関からの案内があった」が69.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「自分から出産された分娩機関に問い合わせた」が26.1%となった。



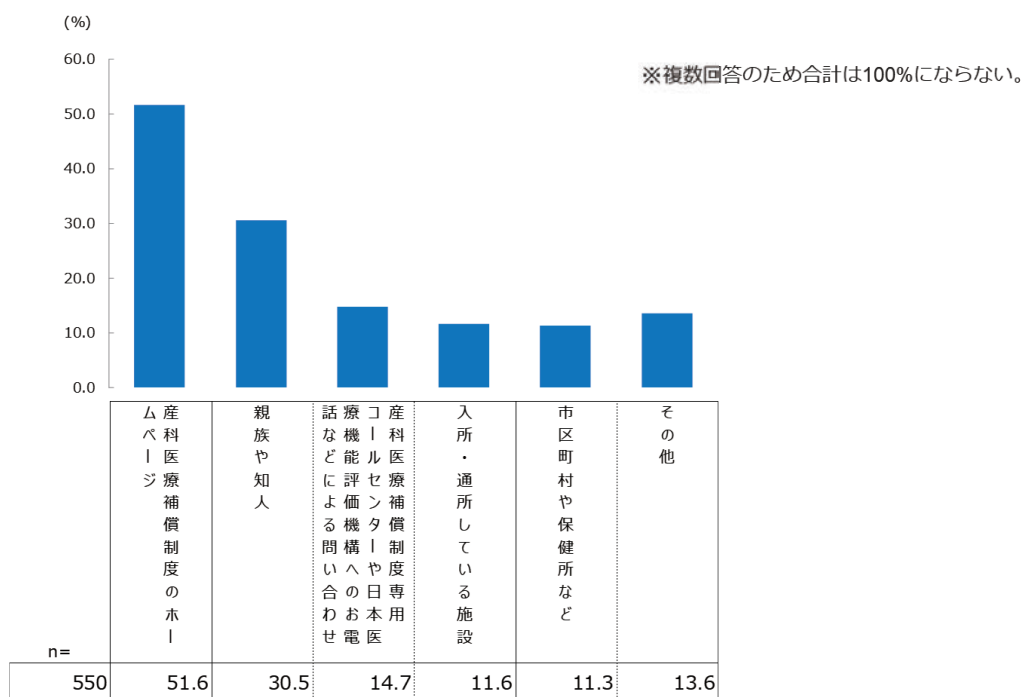
**Q13\_2 出産された分娩機関以外の医療機関（かかりつけの病院やクリニック、搬送された病院、リハビリテーション病院など）では、どのようにして補償申請の情報を得ましたか。最もあてはまるものをお答えください。（回答は1つ）**

どのようにして補償申請の情報を得たかについての回答をみると、「お子様の主治医などから案内があった」が56.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「自分からお子様の主治医などに問い合わせた」が24.4%となっている。



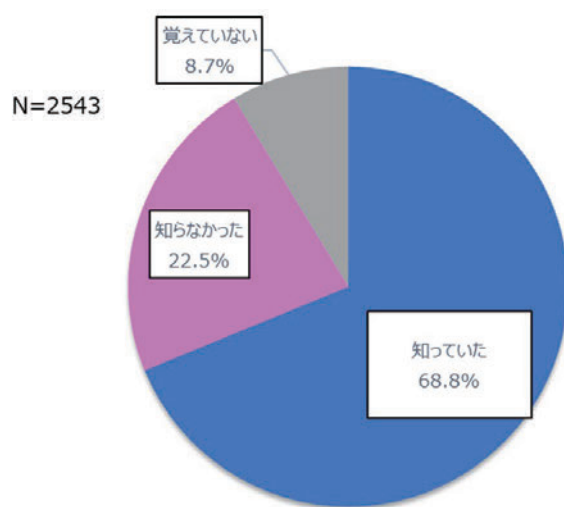
Q13\_3 その他では、あなたはどこから補償申請の情報を得ましたか。あてはまるものをすべてお答えください。（回答はいくつでも）

どこから補償申請の情報を得たかについての回答をみると、「産科医療補償制度のホームページ」が51.6%でもっとも回答割合が高く、次いで「親族や知人」が30.5%となっている。



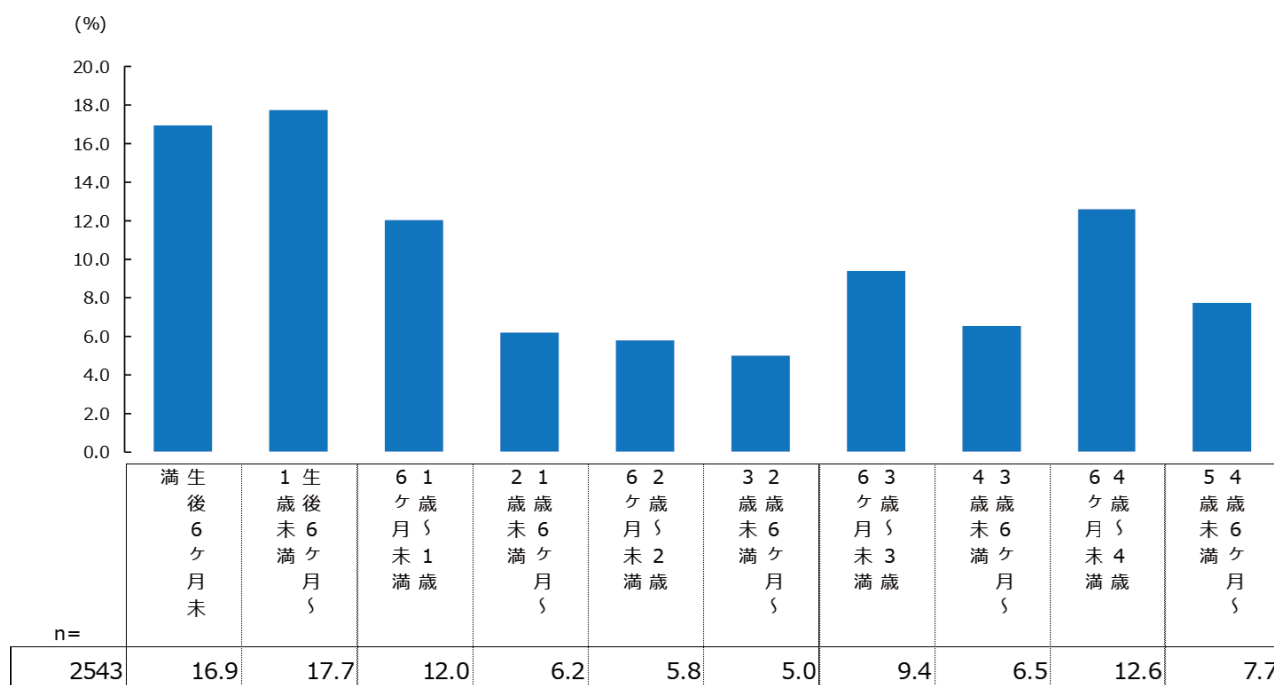
Q14 産科医療補償制度の補償申請の期限が、補償対象のお子様の満5歳の誕生日までであることをご存知でしたか。（回答は1つ）

産科医療補償制度の補償申請期限が、補償対象のお子様の満5歳の誕生日までであることについての回答をみると、「知っていた」が68.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「知らなかった」が22.5%となっている。



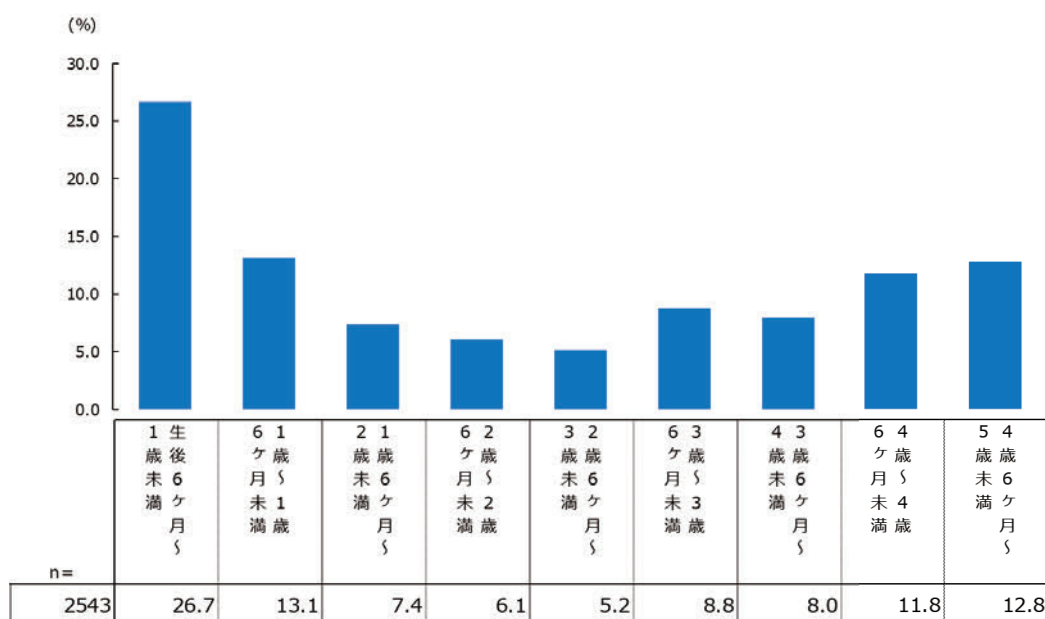
**Q15 分娩機関に補償申請の書類の取り寄せを依頼された時のお子様の年齢に該当するものをお答えください。（回答は1つ）**

分娩機関に補償申請の書類の取り寄せを依頼された時のお子様の年齢についての回答をみると、「生後6ヶ月～1歳未満」が17.7%でもっとも回答割合が高く、次いで「生後6ヶ月未満」が16.9%となっている。



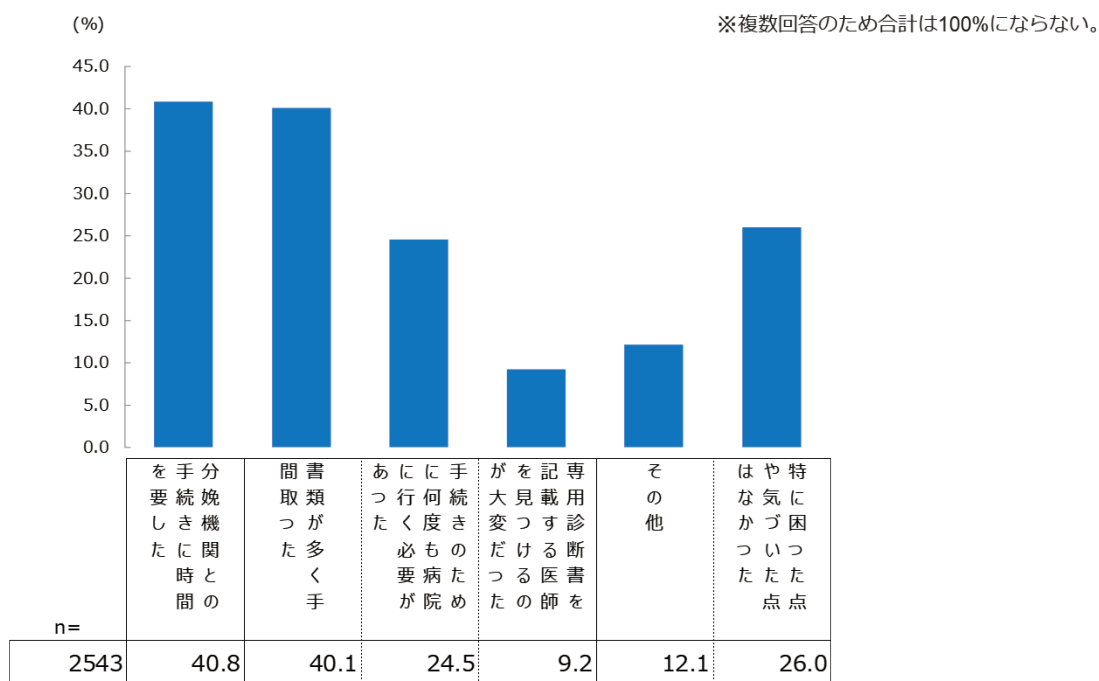
**Q16 分娩機関に補償申請の書類を提出された時のお子様の年齢に該当するものをお答えください。（回答は1つ）**

分娩機関に補償申請の書類を提出された時のお子様の年齢についての回答をみると、「生後6ヶ月～1歳未満」が26.7%でもっとも回答割合が高く、次いで「1歳～1歳6ヶ月未満」が13.1%となっている。



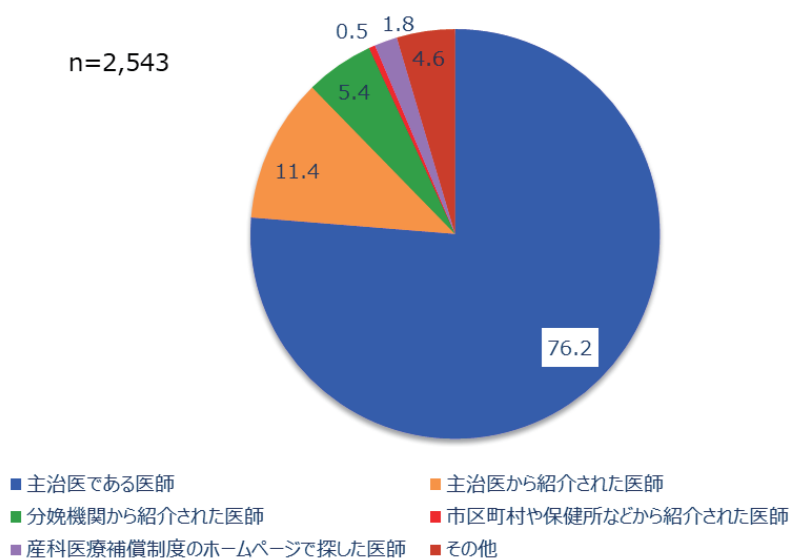
**Q17 補償申請の準備や手続きにあたり、困った点や気づいた点について、該当するものをすべてお答えください。（回答はいくつでも）**

補償申請の準備や手続きにあたり、困った点や気づいた点についての回答をみると、「分娩機関との手続きに時間を要した」が40.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「書類が多く手間取った」が40.1%となっている。



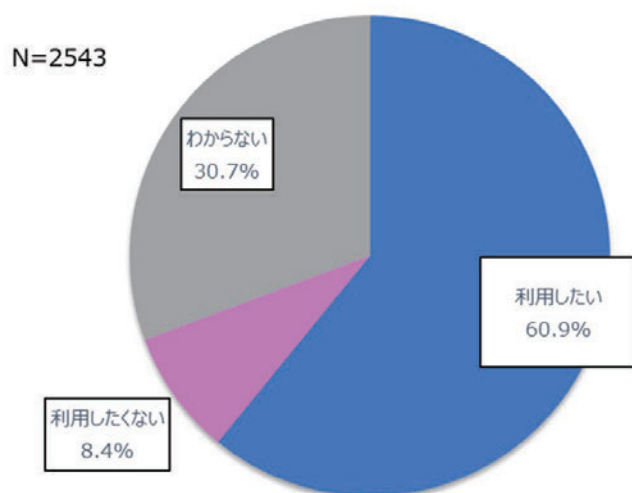
**Q18 補償申請の際に提出した専用診断書を作成された医師に該当するものを1つお答えください。（回答は1つ）**

補償申請の際に提出した専用診断書を作成された医師についての回答をみると、「主治医である医師」が76.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「主治医から紹介された医師」が11.4%となっている。



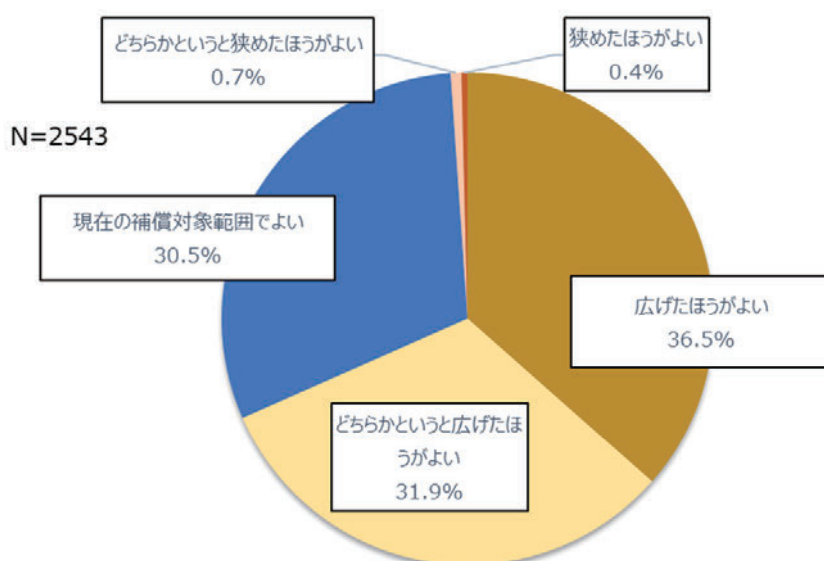
**Q19 あなたは、補償申請、補償金請求、原因分析などの書類による申請や請求等の手続きに関して、仮にスマートフォンやPCでオンライン（web）でも手続きができることになった場合、どのように思いますか。（回答は1つ）**

産科医療補償制度に係る手続きが仮にスマートフォンやPCでオンライン（web）でもできることになった場合どのように思うかについての回答をみると、「利用したい」が60.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「わからない」が30.7%となっている。



**Q20 補償申請などのご経験や、周りの障害のあるお子様の状況などに関連して、補償対象範囲についてどのように思いますか。該当するものを1つお答えください。（回答は1つ）**

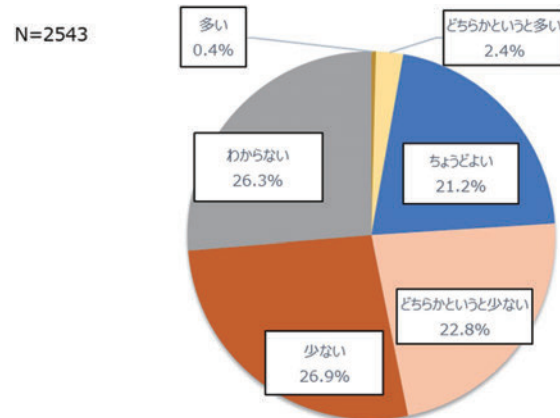
補償対象範囲についてどのように思うかについての回答をみると、「広げたほうがよい」が36.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「どちらかという広げたほうがよい」が31.9%となっている。



| Q20<br>回答           | Q20_1 補償対象範囲について、回答した理由。 (自由回答) ※主な回答内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広げたほうがよい            | <p>○今の基準範囲外でも重度の障害をもった子供達のご家族から金銭面で大変だという声をたくさん聞くから。</p> <p>○在胎週数が28週以下であっても同じ脳性麻痺児に変わりはないからです。</p> <p>○医療技術の向上により、今まで助からなかった命が増えていることは喜ばしいが、それに伴って脳性麻痺の子ども達が増えている。また、出産週数が早いほど症状が重い子が多く大変な負担を強いられているお母さん方をたくさん見てきており範囲を広げるべきだと思う。先天性や新生児期の要因による脳性麻痺であっても、その後の介護等が大変であることに変わりはないため。</p> <p>○重症度の基準について、軽度であったとしても、経済的負担はあまり変わらないように思います。</p> <p>○生後6ヶ月未満で死亡した場合でも対象でもいいのかなと思います。</p> |
| どちらかという<br>広げたほうがよい | <p>○親子が少しでも安心して暮らせるなら、原因や在胎週数に関わらず補償されるといいと思う。</p> <p>○ギリギリ対象外の家庭の金銭面が大変だとTVやインターネットで見たから。</p> <p>○早産、低出生体重児が増えていることもふまえ、範囲を広げた方が良いと思う。</p> <p>○同じような生まれ方で、大きくなって同じような障害の程度であるのに、補償されていない子がいます。不公平さを感じます。</p>                                                                                                                                                                        |
| 現在の補償対象範囲<br>でよい    | <p>○現在の補償範囲がよく考えられている(適切)だと感じている為。</p> <p>○以前の補償対象範囲よりも緩和され、個別審査が廃止されたことで公平に補償を受けられる家庭が増えたと思うので。</p> <p>○対象の範囲を広げるよりも、対象になった子、親への補償を充実させて欲しい。</p> <p>○補償対象範囲を広げることで、補償対象者が増え、原因分析にも時間がかかるのではないかと思います。当時は、速やかな原因分析結果の送付があり、親としては気持ちの整理や今後のことを家族で話し合えたので、とても助かりました。</p>                                                                                                                |
| どちらかという<br>狭めたほうがよい | <p>○緩和するのであれば、別の制度を作るべき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 狭めたほうがよい            | <p>○立位が取れる、食事が摂れる、コミュニケーションがとれる、多少歩くのに支障があるくらいの子は対象外にしてほしい。本当に困っている重心児のみへの補償にしてほしい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

**Q21 実際にかかる費用や看護・介護にあてる保護者の負担と比較して、この3,000万円の水準についてどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。**

実際にかかる費用や看護・介護にあてる保護者の負担と比較して、3000万円の水準についてどのように思うかについての回答をみると、「少ない」が26.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「わからない」が26.3%となっている。

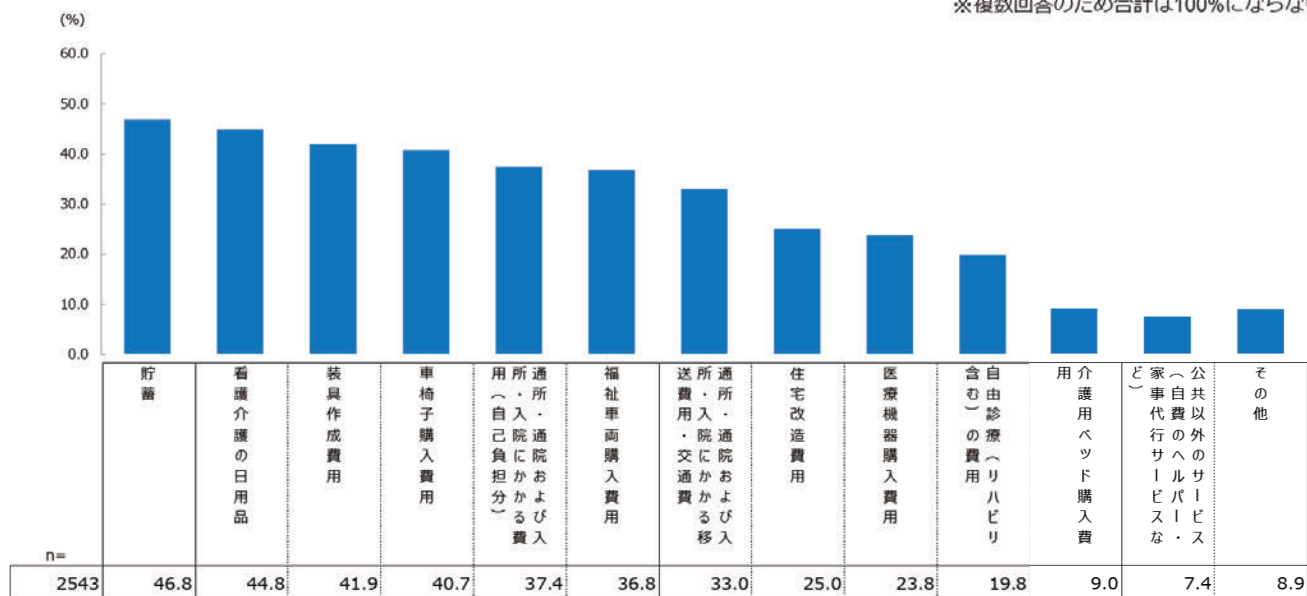


| Q21 回答      | Q21_1 3,000万円の水準について、回答した理由。（自由回答） ※主な回答内容                                                                                                                                         |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 多い          |                                                                                                                                                                                    |
| どちらかというが多い  | ○福祉機器購入や福祉サービス利用に対して市町村の補助があり、実際の負担は少ない為。                                                                                                                                          |
| ちょうどよい      | ○介護、医療、その他生活に必要な金額を考慮すると、妥当な金額であると考えため。<br>○実際のお子さんの状況・ご家庭の状況によって感じ方は様々だと思いますが、私たち夫婦は、生活面も精神面も、救われた気がしました。<br>○障害児にはたくさんの福祉サービスがあるので、自宅で専業で介護したとしても、経済的な不足はないと感じています。              |
| どちらかというが少ない | ○小さい頃は間に合っていたが大きくなって来ると装具、バギー、移動の為の車両、介護施設、日用品など出費が大きくなって来たからです。<br>○近年、物価が上昇傾向にあり、介護にかかる費用が嵩んできたため。<br>○将来的にかかる費用が分からず不安なため。                                                      |
| 少ない         | ○成長に伴う車椅子や装具、車両の購入、自宅改修にお金がかかる為。<br>○一生涯介護が必要なため、補償内容としては少なく感じる。<br>○地域差はあると思うが、本人の預け先や福祉サービスがあまりない地方の場合、主な介護者の就労が困難であるため。<br>○重度の脳性麻痺だったため、在宅看護になった場合、夫婦共に仕事を辞めないと24時間の看護は対応出来ない。 |
| わからない       | ○障害の状態や家庭の収入、物価の高騰などによっては 生活が大変になる可能性があるから。<br>○介護にかかる精神的、身体的負担はお金で表せないから。<br>○子供が病院で死亡しており、一度も一緒に生活していないので、金額が妥当かは分かりません。                                                         |

Q22 これまで受け取られた一時金 600 万円の活用状況について教えてください。（回答はいくつでも）

一時金 600 万円の活用状況についての回答をみると、「貯蓄」が 46.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「看護介護の日用品」が 44.8%となっている。

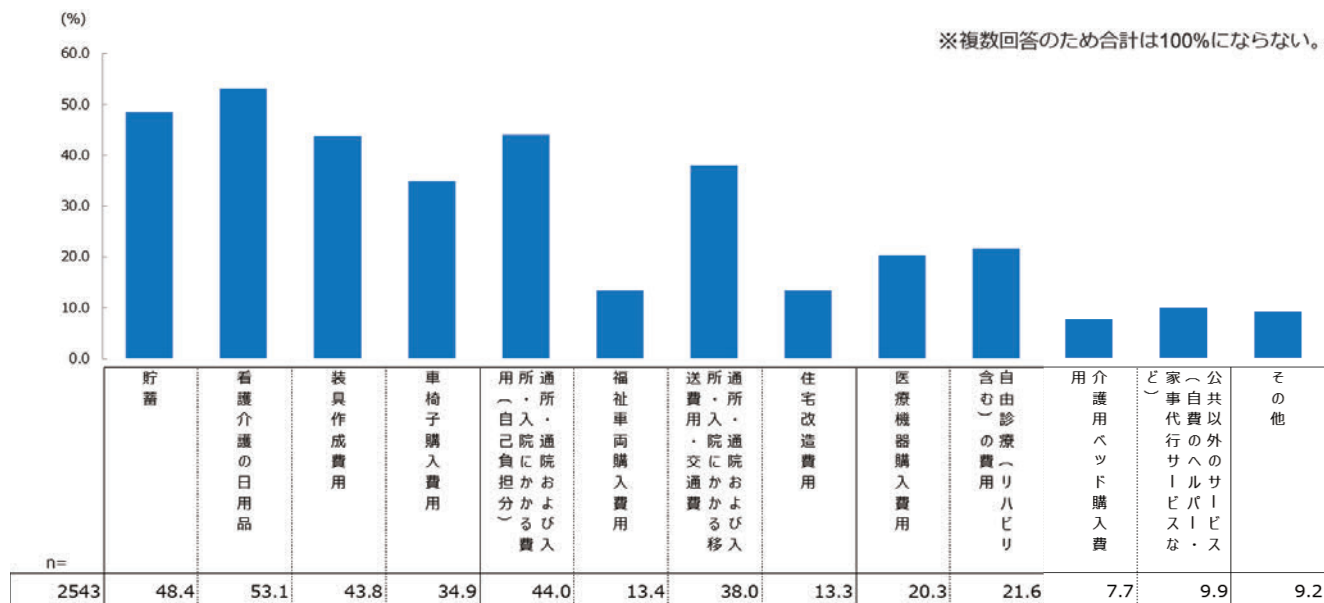
※複数回答のため合計は100%にならない。



Q22\_2 これまで受け取られた分割金 120 万円/年の活用状況について教えてください。（回答はいくつでも）

分割金 120 万円/年の活用状況についての回答をみると、「看護介護の日用品」が 53.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「貯蓄」が 48.4%となっている。

※複数回答のため合計は100%にならない。



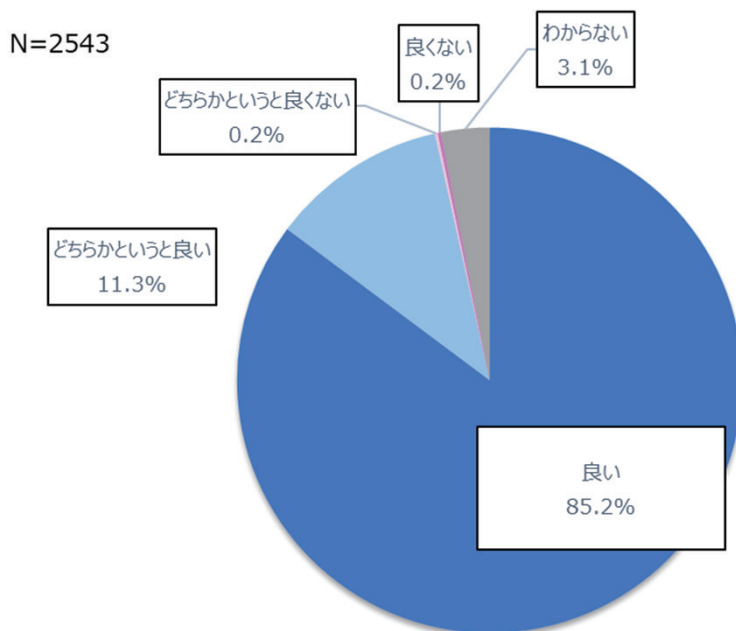
**Q23 産科医療補償制度の補償金の水準や補償金の支払い方法について。**

**(自由回答) ※主な回答内容(回答数:1,081件)**

- 物価高やインフレに対応し、支払い期間内であっても増額等検討してもらいたい。
- 可能な限り上げて欲しい。
- 支払い金額は各家庭で都度金額指定ができて良いかとも感じる。
- 3000万では足りないので追加補償を希望します。
- 支払い時期を、希望できるという選択肢があっても良いと思います。
- 今の方法でいいと思います。
- 死亡した場合は分割で支払われる理由が無いので一括にしてもらいたい。
- 毎年、補償分割金請求用の診断書が必要ですが、ほぼ同じ内容で必要性が感じられない。
- 毎年、補償分割金請求用の診断書を提出するのが大変なので、障害が重度であまり発達が見込めない子はあらかじめ何年か診断書を省くようにしていただきたいです。(療育手帳のように)
- 毎年の補償分割金請求用の診断書を身障者手帳などで代用して欲しい。
- 二十歳以上生きている限り費用はかかる、親は高齢になりますますます働き口がなくなるということを配慮してほしい。
- 離職による生活補償も加味して欲しい。
- 毎年の申請がオンラインでできるようになれば幸いです。
- 大変ありがたく思っています。補償金のおかげで、経済的な不安がなくなり、穏やかな気持ちで子育て、介護できています。母親が働かなくても食べていけるのは本当に幸せなことです。

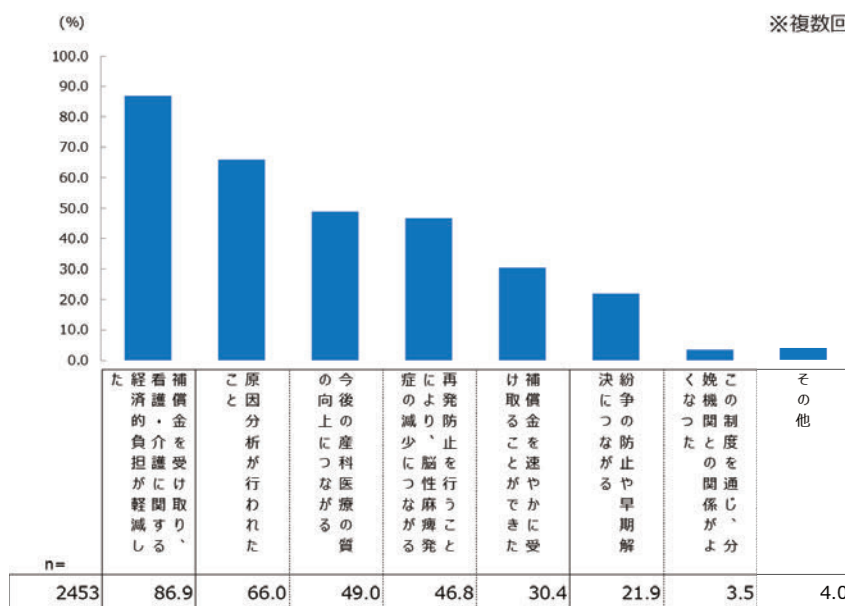
Q24 この制度があることについてどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。（回答は1つ）

この制度があることについてどのように思うかについて回答をみると、「良い」が85.2%で最も回答割合が高く、次いで「どちらかというが良い」が11.3%となっている。



Q24\_1 産科医療補償制度があってよかったと思う理由を、すべてお答えください。（回答はいくつでも）

産科医療補償制度があってよかったと思う理由についての回答をみると、「補償金を受け取り、看護・介護に関する経済的負担が軽減した」が86.9%で最も回答割合が高く、次いで「原因分析が行われたこと」が66.0%となっている。



Q24\_2 産科医療補償制度があつてよかったと思わない理由（自由回答）※回答数：8件

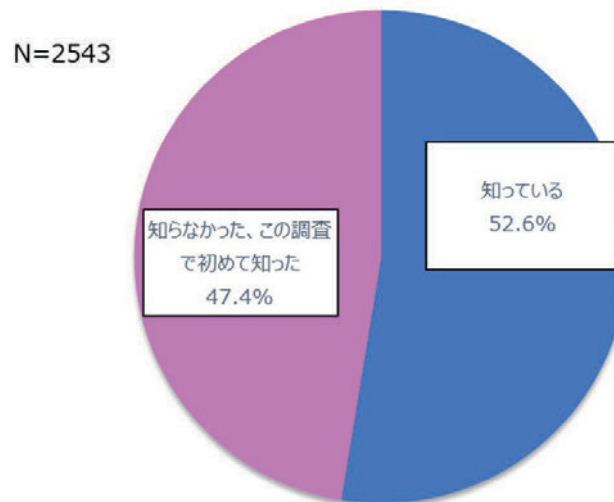
- 産科医療補償制度はとても良い制度だとは思いますが、この産科医療補償制度があるという事で、産婦人科の医療ミスで、お医者さん達が今後もこのような事になってしまった事を忘れてしまうのではないのか、関わりがない分、申請したからいいでしょ、お金受け取ったからいいでしょ、となっているのではないかなと思ってしまうのが嫌で、産科医療補償制度を受けなければ裁判して、戦えば良かったかな、とか考えてしまう。お医者さんの気持ちが伝わらない。
- 解決していないから。
- 判断基準が明確ではないこと、途中改定があつた時にじゃあ以前の場合だと対象になるのにと問題が起ること、貰えた私は助かった部分が大きいがあつていいかと言われるとわからない。
- 産婦人科医に対する損害賠償請求の抑止力にするためにも併記すべき。ただし、産婦人科医の減少も含めた抜本的な構造改革を厚労省が先頭で行うべき。
- 解析した所で納得した回答は得られなかったから。
- 薄い原因分析報告書に対して、難しい言葉ばかり並べて、原因分析報告書より分厚い専門用語の資料を送ってくるなんて、馬鹿にしているとしか思えません。質問に対する回答も全くないので、意味ないのでは。
- 原因を明らかにしても、産婦人科医が変わらないと意味がない。産婦人科医が、産婦人科医の不備が原因分析報告書に書かれていても、それが脳性麻痺の原因かわからないと書いてあつたから問題ないと考えている。これでは、防げるようになるわけがない。
- お金を頂くばかりでは申し訳ないので。お返しできるように生きていきます。

**Q25 補償申請、補償金の支払、原因分析、再発防止など、産科医療補償制度全般についてのご意見。（自由回答）※主な回答内容（回答数：1,193 件）**

- 原因分析を行なって頂き、1人でも小さい命を助けていただけたら、再発を防止していただけたら嬉しいと思います。
- 原因分析だけでなく、分娩を行った病院がその後どのような改善取組を行っているのか知りたい。
- この制度のお陰で、子供の身体の原因が突き止められたことはよかったと思う。
- 第三者機関である日本医療機能評価機構が原因分析を行ってくださることで、患者側が弁護士や代理人を通して原因調査をしたりする必要がなく、調査の費用負担もないことはすごくいいことだと思います。
- 結局原因が明確にならなかったのが残念。
- ありがたいけれど、医療機関は特に反省する姿勢は見えないし、娘の人生は返ってこないの、複雑な気持ちです。お金はいらないから、健康体で産ませてほしかった。
- 産後我が子に障害があるとわかって戸惑わない親はいません。この制度は障害のある子を守るのではなく医師を守る為にあるような気がして残念に思います。該当の医師は何らかの過失がある場合もあるので処分を厳しくしてほしい。
- 毎年の補償の申請、障害や生活の状況に変化がなければ、もう少し簡略化されればと思います。
- 20歳以降も補償してもらいたい。
- この制度が無かったらと思うと、途方に暮れていたかもしれません。どうしても仕事は辞めざるを得なかったの、経済的にも少し余裕が生まれることで子どもへの日々の関わりにも気持ち的な余裕があると思います。
- 産婦人科医師が減っている現在、そのぶん頑張っている医師が訴えられないよう、これからもこの制度が続いてほしい。
- この制度に救われてここまでこられました。ありがとうございます。
- とにかく周知してもらえることが必要かと思います。ポスターはよく見ましたが、主治医に言われるまで自分が該当しているとは思っていませんでした。個別審査の件を報道で知っていたが、前々から個別審査の子どもたちの現状を見て、我が子より障害が重いのに対象外で可哀想だと思っていた。
- 主治医に聞いても、溶連菌による髄膜炎は、新生児期の感染症になるので、産科医療補償制度は対象外ですよと初め案内されました。なので、対象外と思っていたのですが、たまたま同じ疾患で重心児となった子のママから対象だと教えて頂き、それを主治医に言って、初めて診断書を書いてもらえました。対象になる事を、病院から案内してもらえるような制度があればいいなと思います。

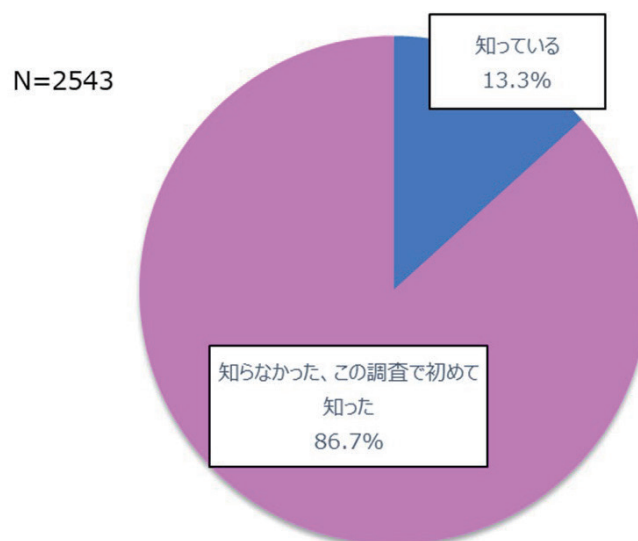
Q26 産科医療補償制度では、再発防止の取組みとして、原因分析報告書の情報を蓄積し、分析検討を行い個人が特定されない形で「再発防止に関する報告書」を作成し公表していますが、あなたはご存じでしたか。あてはまるものをお答えください。（回答は1つ）

「再発防止に関する報告書」を作成し公表していることを知っているかについての回答をみると、「知っている」が52.6%、「知らなかった、この調査で初めて知った」が47.4%となっている。



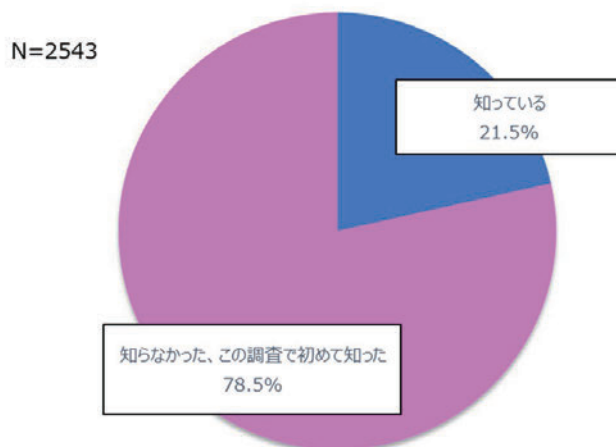
Q27 「再発防止に関する報告書」をもとに妊産婦に特に周知したい内容についてのリーフレットを作成していますが、あなたはご存じでしたか。あてはまるものをお答えください。（回答は1つ）

「再発防止に関する報告書」をもとに妊産婦に特に周知したい内容のリーフレットを作成していることを知っているかについての回答をみると、「知っている」が13.3%、「知らなかった、この調査で初めて知った」が86.7%となっている。



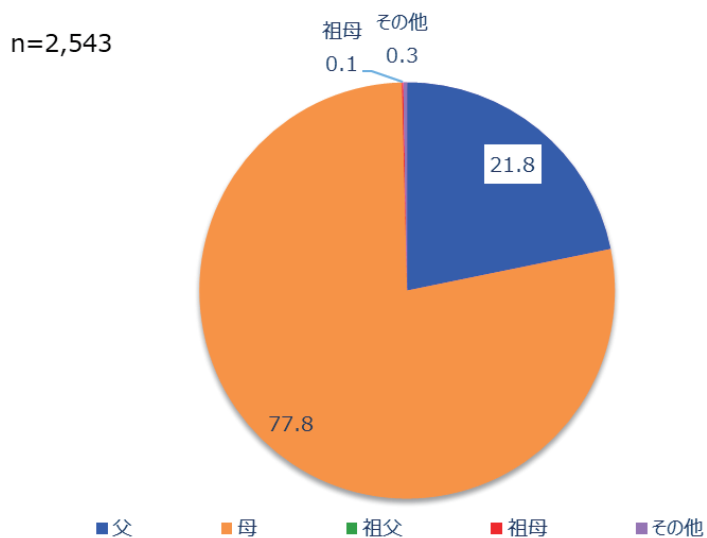
Q28 産科医療補償制度では、毎年提出いただく「専用診断書」（分割金請求用）の情報を取りまとめた、「脳性麻痺児の看護・介護の実態把握に関する調査報告書」を公表していますが、あなたはお存じでしたか。あてはまるものをお答えください。（回答は1つ）

「専用診断書」（分割金請求用）の情報を取りまとめた、「脳性麻痺児の看護・介護の実態把握に関する調査報告書」を公表していることを知っているかについての回答をみると、「知っている」が21.5%、「知らなかった、この調査で初めて知った」が78.5%となっている。



Q29 このアンケートの回答者はどなたですか。お子様からみた続柄で該当するものを1つお答えください。（回答は1つ）

アンケートの回答者についての回答をみると、「母」が77.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「父」が21.8%となっている。



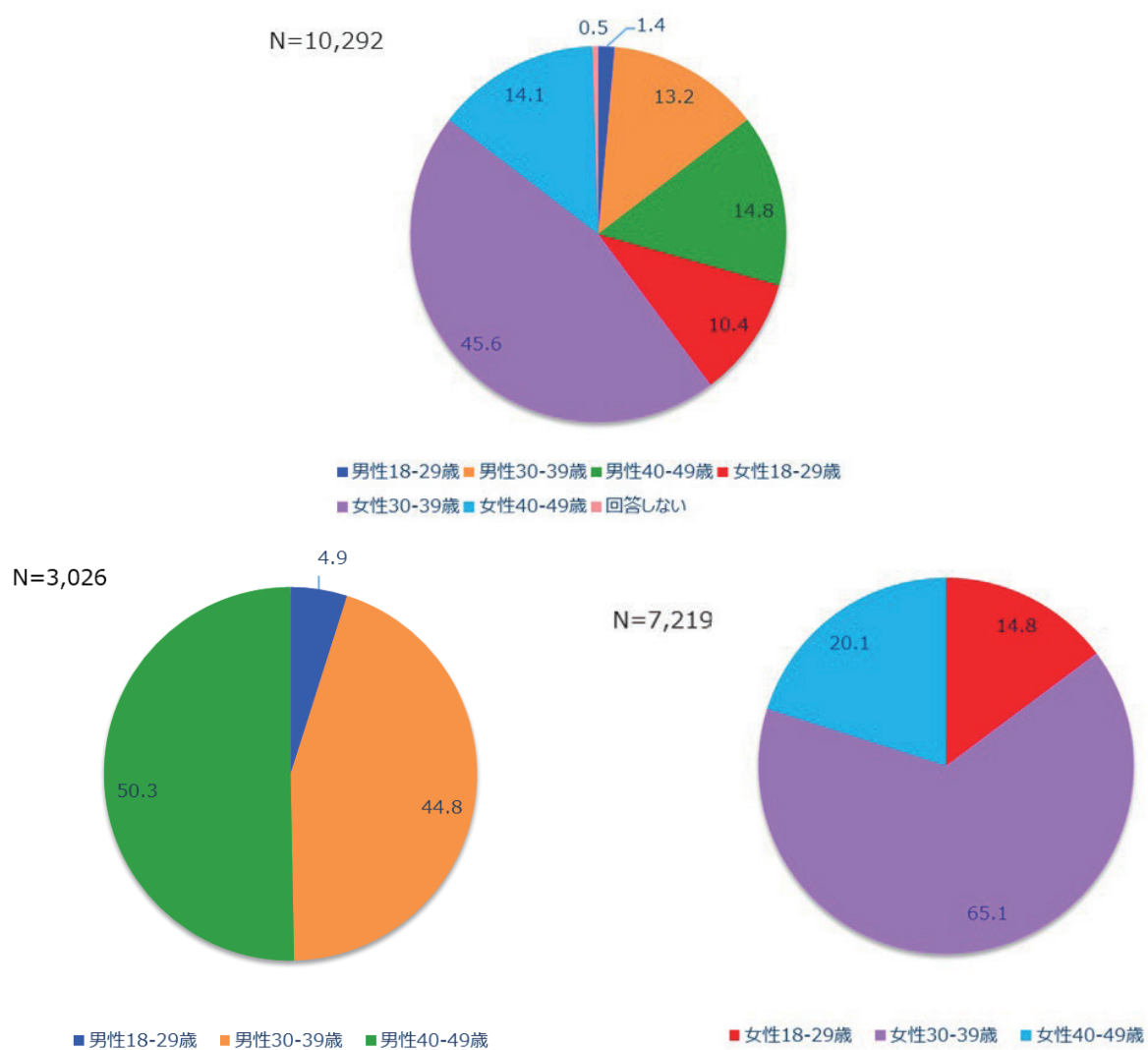
### **3) 一般の妊産婦・保護者**

### 3) 一般の妊産婦・保護者

Q1 あなたの性別をお答えください。

Q2 あなたの年齢をお答えください。

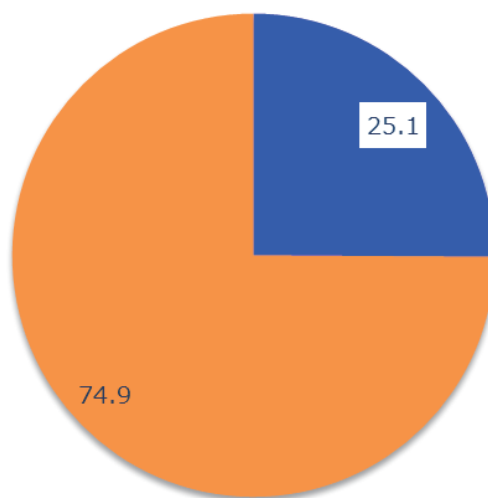
性別と年齢についての回答をみると、「女性 30～39 歳」が 45.6%でもっとも回答割合が高く、次いで「男性 40～49 歳」が 14.8%となっている。



**Q3 あなた（もしくはパートナー）は、現在妊娠中ですか。**

あなた（もしくはパートナー）は現在妊娠中かどうかについての回答をみると、「妊娠していない」が 74.9%、「妊娠中」が 25.1%となっている。

N=10,292

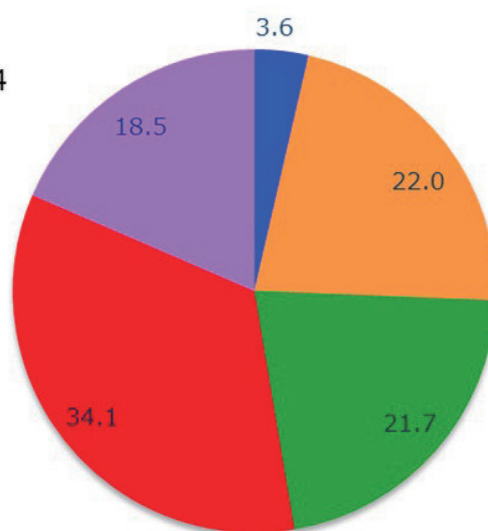


■ 妊娠中 ■ 妊娠していない

**Q3\_1 あなた（もしくはパートナー）は妊娠何週ですか**

あなた（もしくはパートナー）は妊娠何週であるかについての回答をみると、「25 週～35 週未満」が 34.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「5 週～16 週未満」が 22.0%となっている。

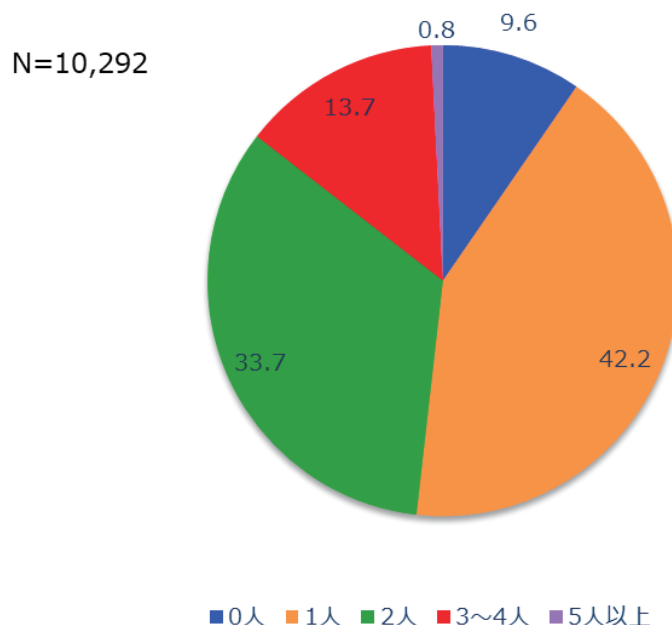
N=2,584



■ 5週未満 ■ 5週～16週未満 ■ 16週～25週未満 ■ 25週～35週未満 ■ 35週以上

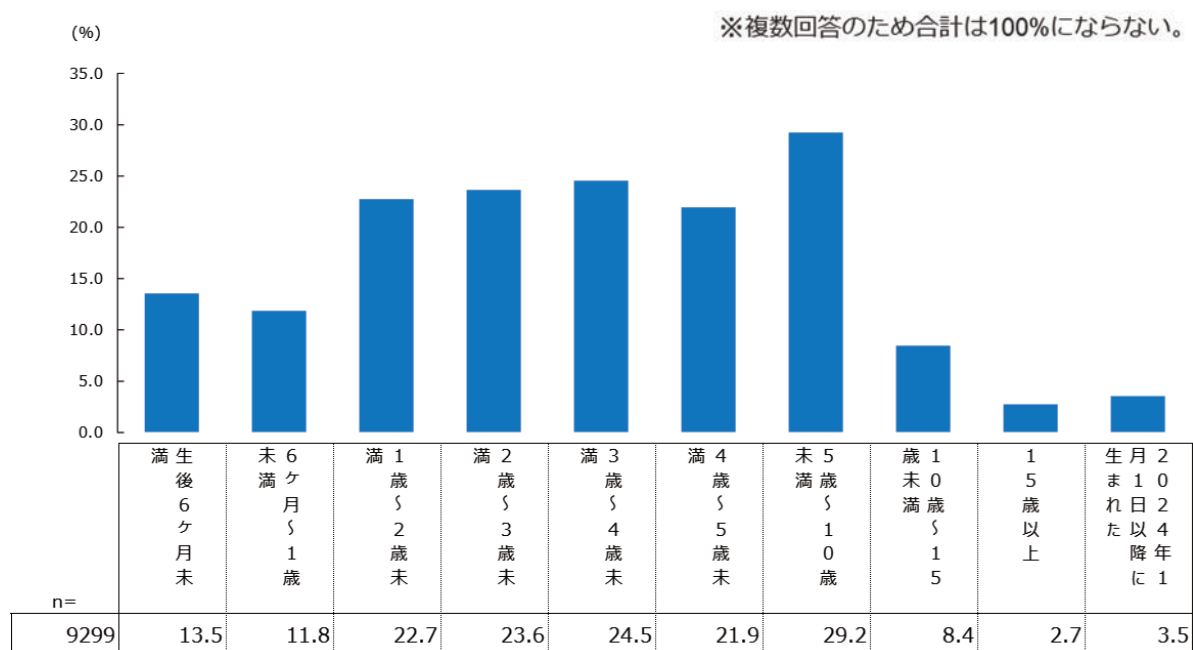
#### Q4 あなたのお子様の人数(妊娠中の子どもは含まない)。

現在のお子様の人数についての回答をみると、「1人」が42.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「2人」が33.7%となっている。



#### Q4\_1 該当するお子様をすべてお答えください。 ※2023年12月31日時点の年齢で回答してください。

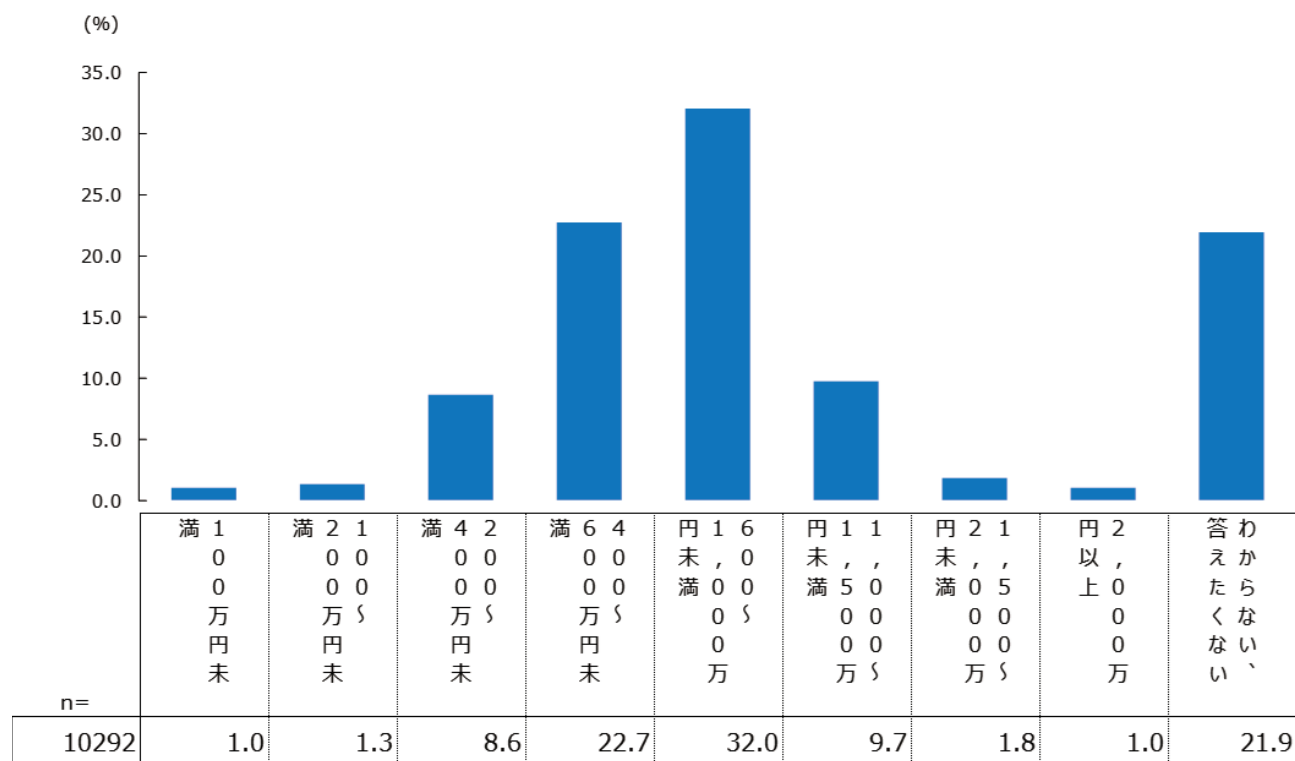
お子様の年齢についての回答をみると、「5歳～10歳未満」が29.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「3歳～4歳未満」が24.5%となっている。



**Q5 年間世帯収入（税金や社会保険料を差し引く前の額面所得）を教えてください。**

※「世帯年収」とは、同居している家族全員の1年間の収入を足したものを指します。

年間世帯収入についての回答をみると、「600 万～1,000 万円未満」が 32.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「400 万～600 万円未満」が 22.7%となっている。



**Q6 現在お住いの都道府県をお答えください。**

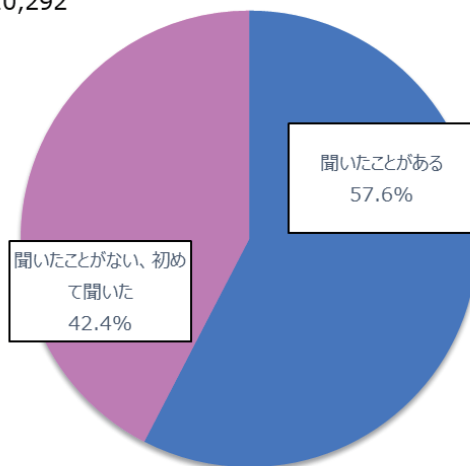
現在お住まいの都道府県についての回答をみると、「東京」が 1,112 人でもっとも多く、次いで「神奈川県」が 725 人となっている。

|       |       |      |      |     |     |      |     |      |     |
|-------|-------|------|------|-----|-----|------|-----|------|-----|
| TOTAL | 10292 | 群馬県  | 153  | 長野県 | 214 | 和歌山県 | 80  | 福岡県  | 451 |
| 北海道   | 445   | 埼玉県  | 633  | 岐阜県 | 169 | 鳥取県  | 50  | 佐賀県  | 67  |
| 青森県   | 103   | 千葉県  | 514  | 静岡県 | 257 | 島根県  | 66  | 長崎県  | 85  |
| 岩手県   | 81    | 東京都  | 1112 | 愛知県 | 672 | 岡山県  | 165 | 熊本県  | 142 |
| 宮城県   | 195   | 神奈川県 | 725  | 三重県 | 150 | 広島県  | 253 | 大分県  | 95  |
| 秋田県   | 57    | 新潟県  | 233  | 滋賀県 | 116 | 山口県  | 101 | 宮崎県  | 62  |
| 山形県   | 74    | 富山県  | 72   | 京都府 | 189 | 徳島県  | 57  | 鹿児島県 | 119 |
| 福島県   | 119   | 石川県  | 85   | 大阪府 | 715 | 香川県  | 104 | 沖縄県  | 107 |
| 茨城県   | 245   | 福井県  | 51   | 兵庫県 | 477 | 愛媛県  | 92  | 海外   | 6   |
| 栃木県   | 139   | 山梨県  | 58   | 奈良県 | 98  | 高知県  | 39  |      |     |

Q7 あなたは「産科医療補償制度」という制度のことを聞いたことがありますか。該当するものを1つお答えください。

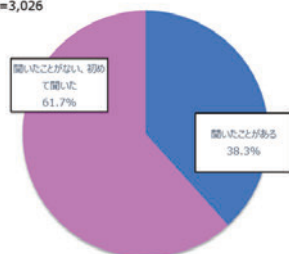
「産科医療補償制度」という制度のことを聞いたことがあるかについての回答をみると、「聞いたことがある」が57.6%、「聞いたことがない、初めて聞いた」が42.4%となっている。

**全体** N=10,292

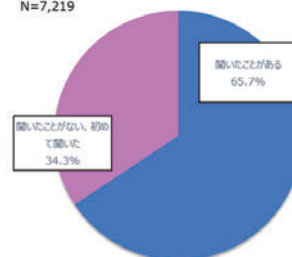


**(参考/男性女性別)**

**男性** N=3,026



**女性** N=7,219

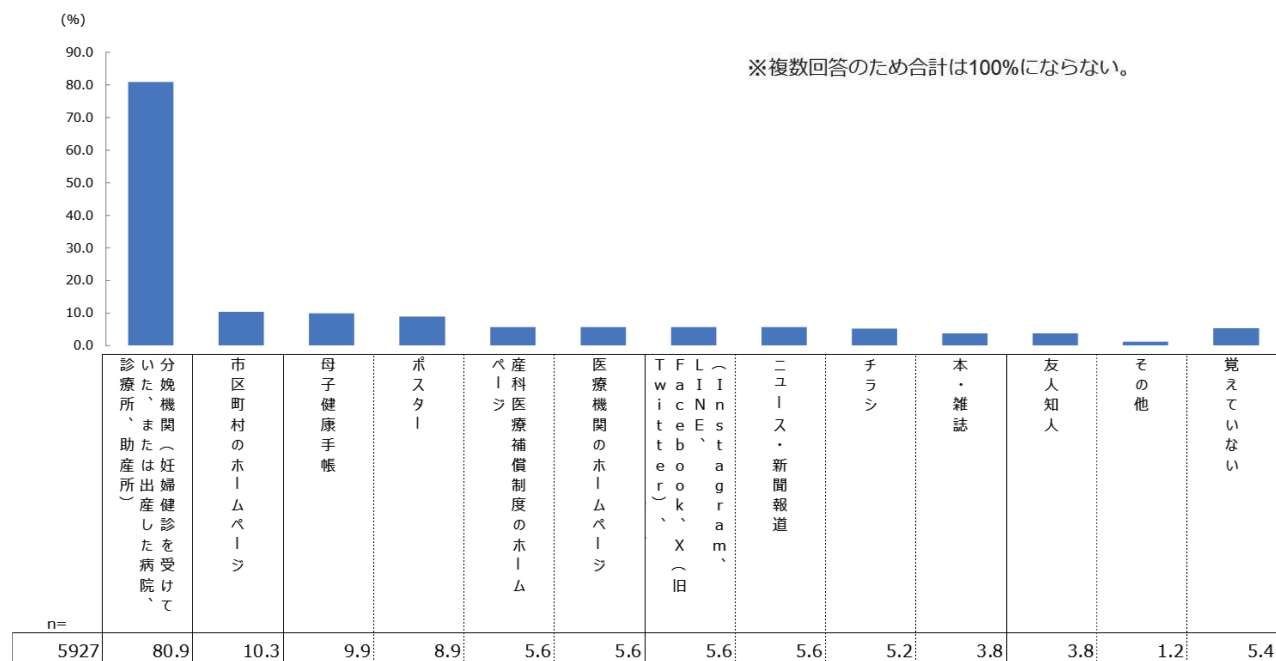


**(参考/都道府県別) 聞いたことがあるの割合**

|       |      |      |      |     |      |      |      |      |      |
|-------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|
| TOTAL | 57.6 | 群馬県  | 64.1 | 長野県 | 52.8 | 和歌山県 | 52.5 | 福岡県  | 60.3 |
| 北海道   | 59.1 | 埼玉県  | 59.6 | 岐阜県 | 61.5 | 鳥取県  | 54.0 | 佐賀県  | 52.2 |
| 青森県   | 59.2 | 千葉県  | 56.4 | 静岡県 | 54.5 | 島根県  | 50.0 | 長崎県  | 60.0 |
| 岩手県   | 51.9 | 東京都  | 57.3 | 愛知県 | 59.1 | 岡山県  | 57.0 | 熊本県  | 60.6 |
| 宮城県   | 57.4 | 神奈川県 | 58.2 | 三重県 | 60.7 | 広島県  | 62.5 | 大分県  | 52.6 |
| 秋田県   | 59.6 | 新潟県  | 55.8 | 滋賀県 | 51.7 | 山口県  | 59.4 | 宮崎県  | 51.6 |
| 山形県   | 63.5 | 富山県  | 59.7 | 京都府 | 57.7 | 徳島県  | 50.9 | 鹿児島県 | 52.1 |
| 福島県   | 56.3 | 石川県  | 62.4 | 大阪府 | 54.5 | 香川県  | 60.6 | 沖縄県  | 47.7 |
| 茨城県   | 52.7 | 福井県  | 51.0 | 兵庫県 | 60.8 | 愛媛県  | 54.3 | 海外   | 16.7 |
| 栃木県   | 60.4 | 山梨県  | 56.9 | 奈良県 | 66.3 | 高知県  | 61.5 |      |      |

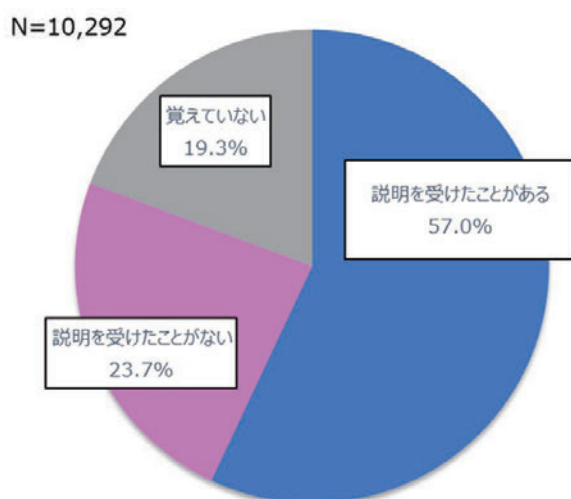
**Q7\_1 あなたは産科医療補償制度を何で知りましたか。該当するものをすべてお答えください。**

産科医療補償制度を何で知ったかについての回答をみると、「分娩機関」が80.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「市区町村のホームページ」が10.3%となっている。



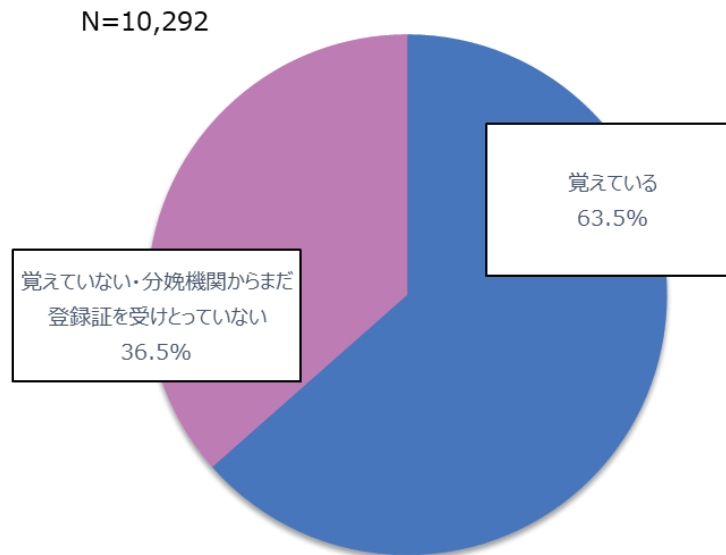
**Q8 分娩機関から、産科医療補償制度の内容についてチラシなどで説明を受けたことがありますか。該当するものを1つお答えください。**

分娩機関から、産科医療補償制度の内容についてチラシなどで説明を受けたことがあるかについての回答をみると、「説明を受けたことがある」が57.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「説明を受けたことがない」が23.7%となっている。



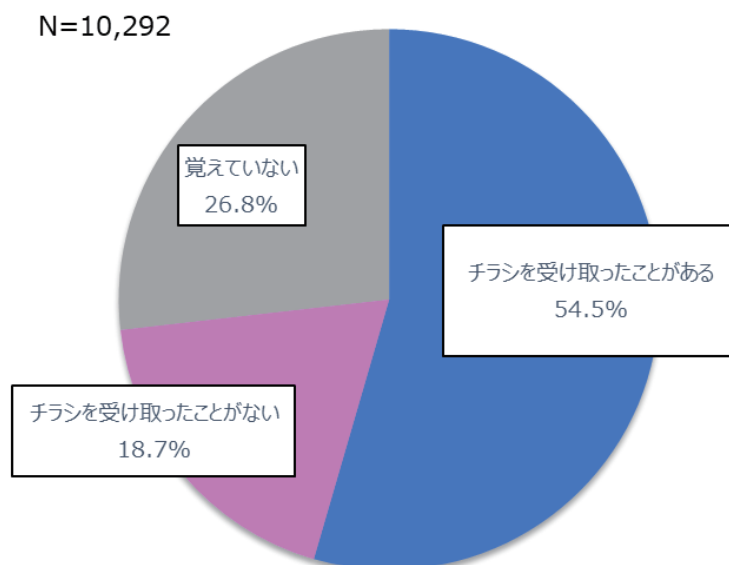
**Q9 あなたは産科医療補償制度の登録証に記入したことを覚えていますか。**

産科医療補償制度の登録証に記入したことを覚えているかについての回答をみると、「覚えている」が63.5%、「覚えていない・分娩機関からまだ登録証を受けとっていない」が36.5%となっている。



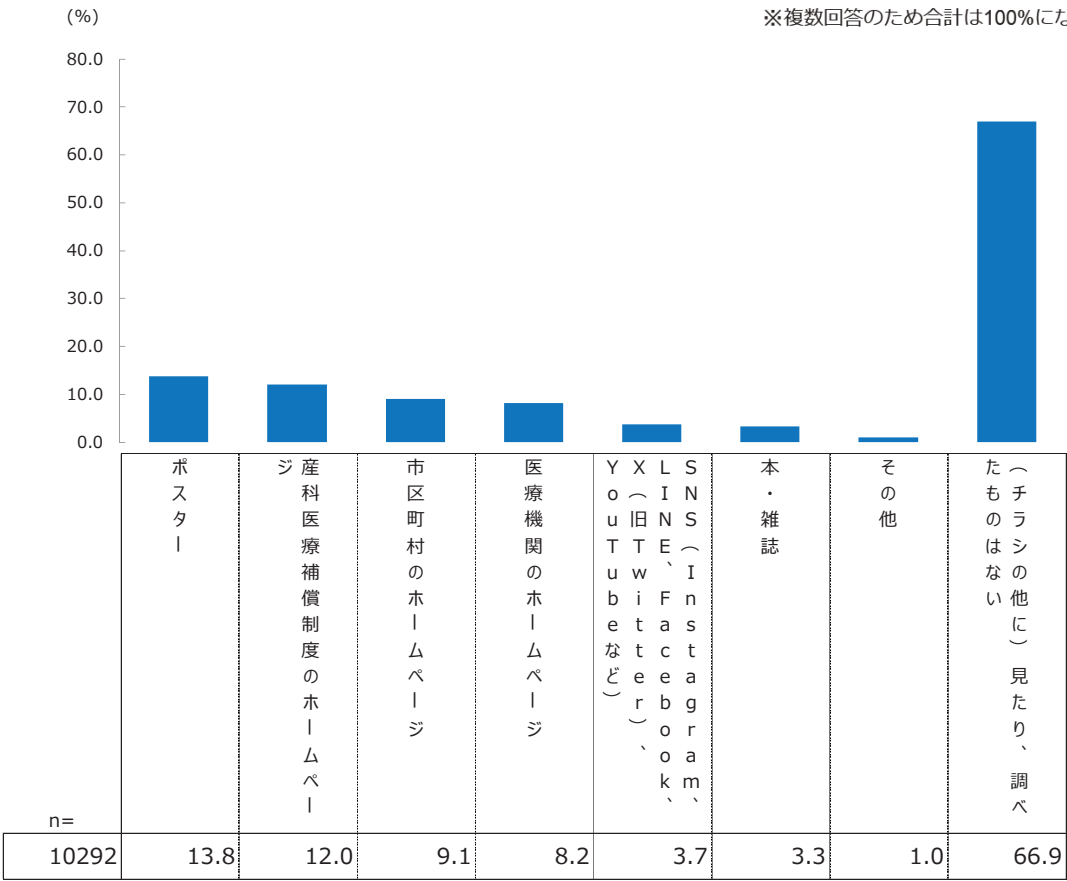
**Q10 母子健康手帳を受け取る際に、産科医療補償制度のチラシを受け取ったことがありますか。該当するものを1つお答えください。**

母子健康手帳を受け取る際に、産科医療補償制度のチラシを受け取ったことがあるかについての回答をみると、「チラシを受け取ったことがある」が54.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「覚えていない」が26.8%となっている。



**Q11 チラシの他に産科医療補償制度に関する情報をどこかで見たり、調べたりされましたか。該当するものをすべてお答えください。**

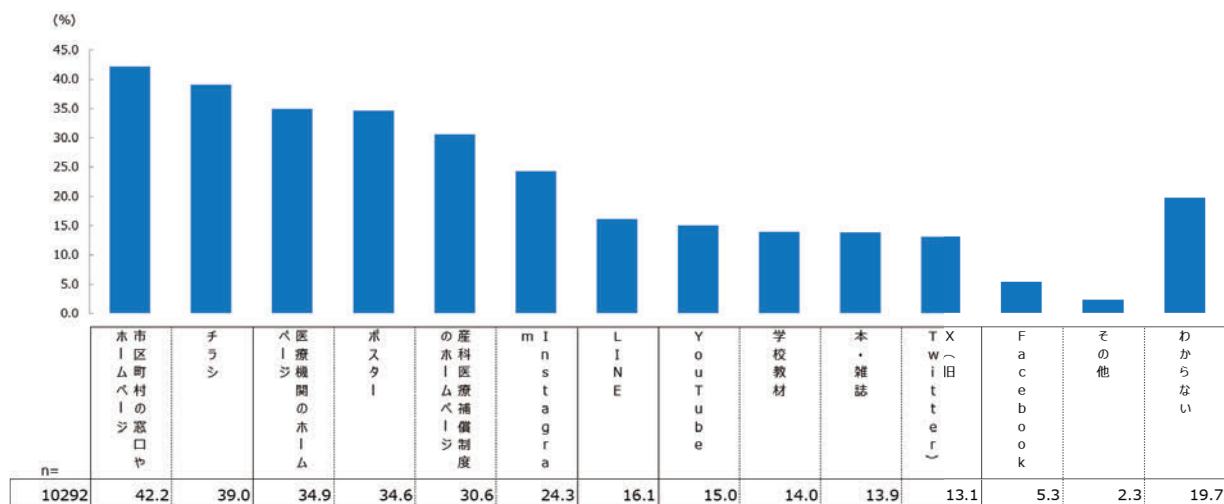
チラシの他に産科医療補償制度に関する情報をどこかで見たり、調べたりしたかについての回答をみると、「見たり、調べたものはない」が66.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「ポスター」が13.8%となっている。



**Q12 産科医療補償制度の周知のために、どのような方法での情報提供があると良いと思いますか。該当するものをすべてお答えください。**

産科医療補償制度の周知のために、どのような方法での情報提供があると良いと思うかについての回答をみると、「市区町村の窓口ホームページ」が42.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「チラシ」が39.0%となっている。

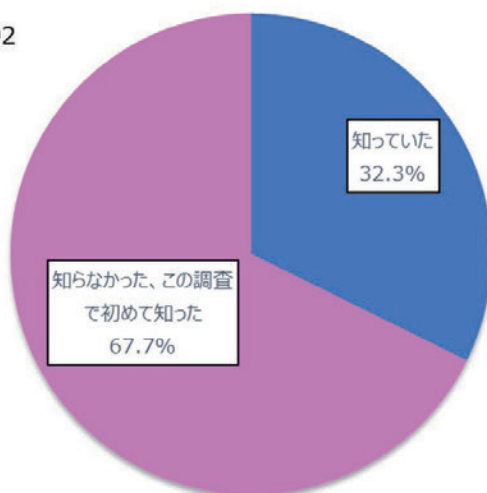
※複数回答のため合計は100%にならない。



**Q13 産科医療補償制度の補償申請の期限は、補償対象のお子様の満5歳の誕生日までであることをご存知でしたか。**

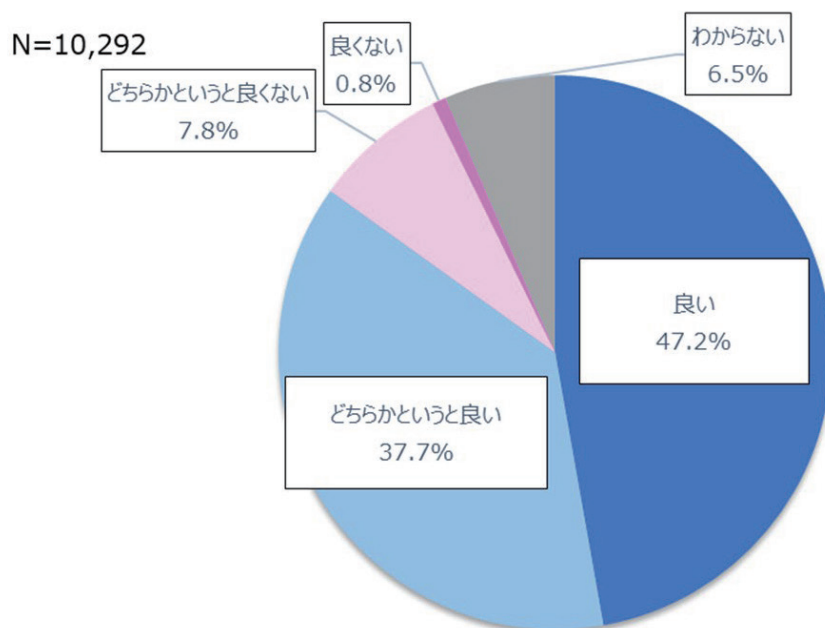
産科医療補償制度の補償申請の期限は、補償対象のお子様の満5歳の誕生日までであることを知っていたかについての回答をみると、「知らなかった、この調査で初めて知った」が67.7%、「知っていた」が32.3%となっている。

N=10,292



Q14 この制度があることについてどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。

産科医療補償制度があることについてどのように思うかについての回答をみると、「良い」が47.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「どちらかというといい」が37.7%となっている。



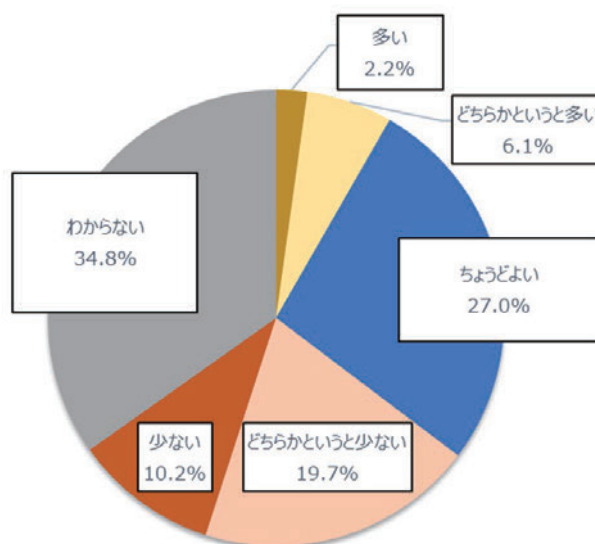
| Q14<br>回答  | Q14_1 この制度があることについて回答した理由。(自由回答) ※主な回答内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 良い         | <p>○経済的負担の補償がされることと、原因分析、再発防止の取り組みがされていることはとても良いことだと思います。</p> <p>○万が一分娩の際の何かで子どもが重度脳性麻痺になってしまったら、育てるのに金銭面での不安も出てくると思うので、補償金があるほうが良い。また、制度として原因分析や再発防止に取り組んでもらえることがありがたい。</p> <p>○少子高齢化で少しでも子供を産みやすくする社会にするのは必要な事である。このため、産科医療補償制度がある事で子供を産むことに対しての不安が少しでも軽減されると思うから。</p> <p>○支援が必要な子の子育てにはお金と時間が必要なので、お金の面で補助があると安心して子どもに寄り添ってあげる事ができるため。</p> <p>○分娩時のトラブルのため、事前に防ぎようがなく、産む側としてはどう準備したら良いかわからない。そのため、もしもの時補償があると思うだけで金銭面の不安が少しやわらぐ。</p> |
| どちらかというといい | <p>○当事者と医療機関のどちらにとっても安心材料になると思う。</p> <p>○どんな分娩でも母子ともに健康のリスクが伴うものであり、分娩がきっかけで脳性麻痺を発症することは誰にでも起こる可能性がある。補償がある事を妊娠期から知っておく事は少しの不安軽減になるし、万が一脳性麻痺を発症した時に、必要な制度だと思うから。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | <p>○万が一のときに金銭負担を軽減できるのは安心。もっと周知がされるべきであると思う。</p> <p>○そもそも事故は起きて欲しくはないですが、万が一、事故が起きたとして経済的な不安が軽減されるので良いと思います。ただ、この補償の範囲内で賄えるのかは気になります。</p> <p>○出産はなにが起こるか予測がたたないので、万が一起こってしまった麻痺に対して補償をしてくれるのは良いと思います。ただ、一生続くケアに対してこの額が妥当か、お金の保障があれば良いのかについては判断しかねます。</p> |
| どちらかという良くない | <p>○脳性麻痺の程度にもよるが、医療的ケア児の家族が在宅でケアする場合、その金額では生活が苦しいと思うから。</p> <p>○あったら安心な制度だとは思いますが、脳性麻痺という障害児のくくりで医療費は公費だし他にも福祉的な金銭的支援はあるはずなので、3,000万もの補償金が必要だとは思わない。</p>                                                                                                 |
| 良くない        | <p>○限定的な人に限る補償であるため。もっと多くの人に行き渡るようなお金の使い方であって欲しい。</p>                                                                                                                                                                                                    |
| わからない       | <p>○実際に受け取った人の話を聞いたことがない。実際にもらった人は3,000万の補償で充分なのか分からない。</p>                                                                                                                                                                                              |

**Q15 この3,000万円の水準についてどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。**

3,000万円の水準についてどのように思うかについての回答をみると、「わからない」が34.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「ちょうどよい」が27.0%となっている。

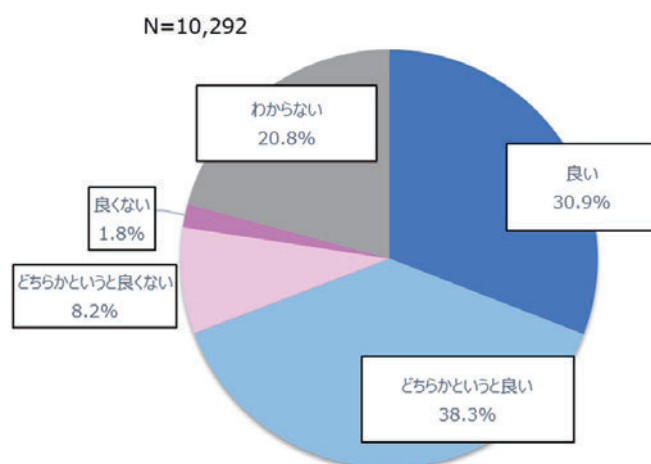
N=10,292



|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q15<br>回答       | Q15_1 この 3,000 万円の水準について回答した理由。(自由回答) ※主な回答内容                                                                                                                                                                                                                                            |
| 多い              | ○その障害によってどのくらいお金がかかるかよくわからないけれど、医療費は他に補助があるからさほどかからないだろうに、3,000 万さらにもらえるのは多いと感じた。                                                                                                                                                                                                        |
| どちらかという<br>と多い  | ○実際に必要な費用がわからないので判断できないが、少ない金額ではない印象。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ちょうどよい          | <p>○お金が全てではないけど、精神的ダメージも大きいと思うので、このぐらいの額は必要。</p> <p>○実際にどれくらいの費用がかかるか想像出来ないが、1 年に 120 万円だと多少は安心できる額だと思ったから。</p> <p>○月額 10 万円の補助があれば働き方の選択肢が増え、親の負担が軽減されると思うから。また、この金額だけで生活できるほどではないので、補償のやりすぎ感もない。一時金の 600 万円も機器の価格を考えれば妥当だと思う。</p> <p>○本人からしたら足りないかもしれないけれど、一定数に補償が行き当たるためには妥当だと思う。</p> |
| どちらかという<br>と少ない | <p>○経験してみないと分からないから事だが、経済的負担だけでなく心的負担も計り知れないと思う。そういった意味で金額は少ない。</p> <p>○インフレしているし、子どもが介護状態になった場合、おそらく世帯収入は減るので、介護したうえで生活していくのには金額が少ないと思う。</p> <p>○本当にその金額で子のケアをやっていけるのか不安に思うから限定的な人に限る補償であるため。もっと多くの人に行き渡るようなお金の使い方であって欲しい。</p>                                                          |
| 少ない             | <p>○障害を抱えた子を育てて行くのは想像以上に大変だと思うから、もっと手厚くても良いと思う。</p> <p>○介護の経験がない為どのくらいのお金が必要なのかもわからないが、介護をするのであれば両親も働くことができないと思うし、通院や治療などでも多くのお金が必要になるのではと思うため。</p>                                                                                                                                      |
| わからない           | <p>○通常の家庭であれば合わせて 3,000 万は大金だが、脳性麻痺の子のご家族は仕事ができない場合も多いと思うので、これで十分なのか判断できない。</p> <p>○総額 3,000 万と聞くと十分な気がするが、その後も生活が続くと思うと十分なのかはわからないから。また、20 歳以降は補償がないときくと不安になる。</p> <p>○看護、介護を一生していく上で妥当な金額かは分からないし、親、家族の精神的負担などはお金には変えられないため。</p> <p>○物価高騰であったり、家庭によって経済状況はさまざまなので、充分かどうかはわからない。</p>    |

**Q16 産科医療補償制度の掛金が、出産育児一時金等の一部が充てられて、自己負担のない仕組みであることについてどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。**

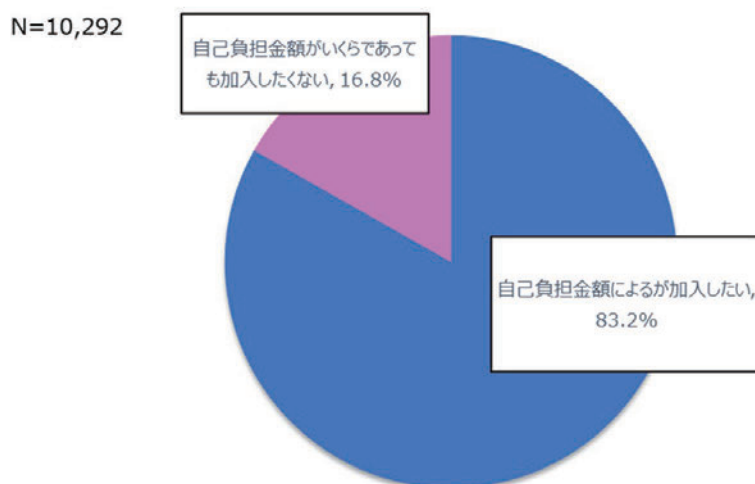
産科医療補償制度の掛金が、出産育児一時金等の一部が充てられて、自己負担のない仕組みであることについてどのように思うかについて回答をみると、「どちらかというの良い」が38.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「良い」が30.9%となっている。



| Q16<br>回答   | Q16_1 自己負担のない仕組みについて回答した理由。(自由回答) ※主な回答内容                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 良い          | <p>○自己負担が無く補償を受けられる制度になっているのは、セーフティネットとして大変有り難いです。</p> <p>○安心して産科医療を受けられる環境整備だなと感じたので。</p> <p>○生まれてくる子どもに何かあったときは補償を受けたいし必要なことではあるけれど、妊婦健診は自費なことが多くこれ以上自己負担が増えるのは厳しいと思ったから。自己負担なく補償を受けられるのは正直ありがたいと思う。</p> <p>○個人での掛金負担がある場合、加入者が減少し、結果的に必要な人に必要な補償を行えない可能性が高くなると思うから。</p> <p>○別途支払いがあると忘れがちになったり、仕組みが複雑になったりするため。</p> |
| どちらかという方が良い | <p>○個人としては何があるかわからないので万が一に備えて出来ることはしておきたい気持ちがあるけれど、22,000円と聞くとそれなりの金額なので、掛け捨てるにはちょっと迷うと思う。なので、個人負担がなくもしもの為に備えられるのはありがたい。</p> <p>○妊産婦さんはなにかとお金がかかると思います。掛金の負担がないのはありがたいです。</p> <p>○自己負担があると産科医療補償制度に加入しない人が増えると考えから。</p> <p>○公的医療保険から支給されるのは妥当だと感じるため。</p> <p>○妊産婦にとってはよいが、保険組合の負担がありそう。</p>                            |
| どちらかという良くない | <p>○仕組みについて知らなかった。出産育児一時金は足りないことが多いのもう少し別のところから支払われるほうが良いのではないと思う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 良くない        | <p>○出産育児一時金とは別で考えて欲しい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| わからない       | <p>○自己負担がないことは良いことだとは思いますが、その分どこかに負担がかかっているのではないかと考えると、簡単に良いと言えることではない気がする。</p> <p>○一時金等の一部が充てられているので、実質、妊産婦が掛け金を負担しているとも思えるから。</p> <p>○仕組み自体が複雑な気がする。</p>                                                                                                                                                             |

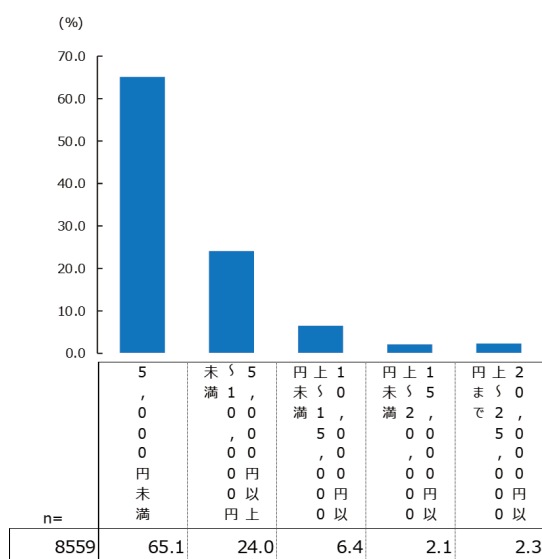
**Q17 本制度以外に、妊産婦に妊娠・分娩時に起こる障害またはお子様の重度脳性麻痺以外の障害を対象とした3,000万円を補償する制度を新たに設けるとした場合に、あなたが妊婦だったらこの制度に加入したいと思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。**

本制度以外に、妊産婦に妊娠・分娩時に起こる障害またはお子様の重度脳性麻痺以外の障害を対象とした3,000万円を補償する制度を新たに設けるとした場合に、あなたが妊婦だったら加入したいと思うかについての回答をみると、「自己負担金額によるが加入したい」が83.2%、「自己負担金額がいくらであっても加入したくない」が16.8%となっている。



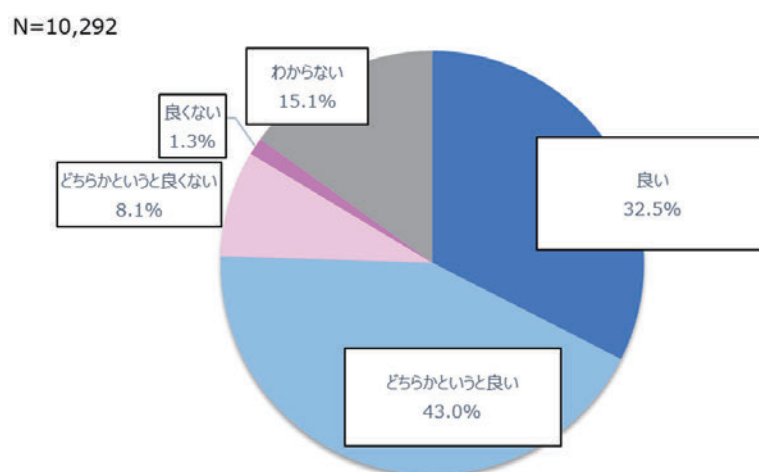
**Q17\_1 妊産婦に妊娠・分娩時に起こる障害またはお子様の重度脳性麻痺以外の障害を対象とした3,000万円を補償する制度の掛金の自己負担が、どの程度であれば加入したいと思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。**

妊産婦に妊娠・分娩時に起こる障害またはお子様の重度脳性麻痺以外の障害を対象とした3,000万円を補償する制度の掛金の自己負担が、どの程度であれば加入したいと思うかについての回答をみると、「5,000円未満」が65.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「5,000円以上～10,000円未満」が24.0%となっている。



**Q18 この制度の目的についてどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。**

この制度の目的についてどのように思うかについての回答をみると、「どちらかというの良い」が43.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「良い」が32.5%となっている。

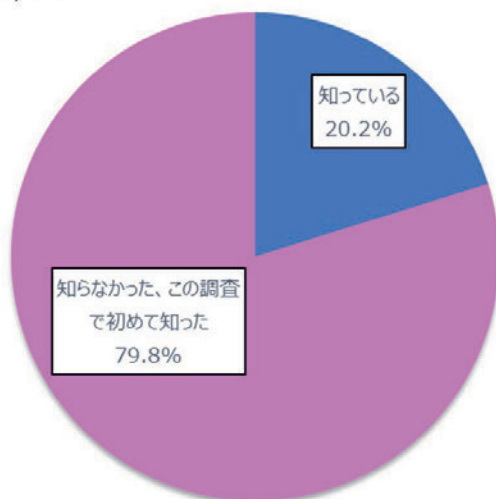


| Q18<br>回答   | Q18_1 この制度の目的について回答した理由。(自由回答) ※主な回答内容                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 良い          | <p>○妊娠している間、自分の子が健康で生まれるか不安になります。そんな人達の心の負担をやわらげるのではないかと感じました。</p> <p>○生まれてきた子供や家族にとって負担軽減になると思うから。</p> <p>○再発防止、同じような事例があることにより次にいかせるから。</p> <p>○医療の発展につながると思うから。</p> <p>○分娩時の事故で脳性麻痺等が残ったのだとしたら、事故の原因やどうしたら防げたかを究明して、同じ事故を起こさないでほしいから。</p> |
| どちらかというの良い  | <p>○補償があるから。</p> <p>○出産に対する不安の軽減にも繋がるかと思った。</p> <p>○障害のある子どもは、健常者より金銭面の負担が大きいと感じるから。</p> <p>○障害の負担と発生の確率を下げることに繋がるから。</p> <p>○原因解明されれば対策もとれるだろうから。</p> <p>○産科医療の質の向上は大切なことだから。</p>                                                           |
| どちらかという良くない | <p>○産科医療の質の向上に繋がるかどうか不明瞭であるから。</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 良くない        | <p>○再発防止といってもお産は人それぞれ、状況もそれぞれで再発防止になるのか？と思う。また結局原因不明ばかりの結果になりそうなので、原因究明のムダになりそうだと思うから。</p>                                                                                                                                                   |
| わからない       | <p>○産科医療の質の向上とあるが、よく分からないから。</p> <p>○当事者になったことがないから想像がつかない。</p>                                                                                                                                                                              |

Q19 「再発防止に関する報告書」をもとに妊産婦に特に周知したい内容についてのリーフレットを作成していますが、あなたはご存じでしたか。あてはまるものをお答えください。

「再発防止に関する報告書」をもとに妊産婦に特に周知したい内容についてのリーフレットを作成していることを知っているかについての回答をみると、「知らなかった、この調査で初めて知った」が79.8%、「知っている」が20.2%となっている。

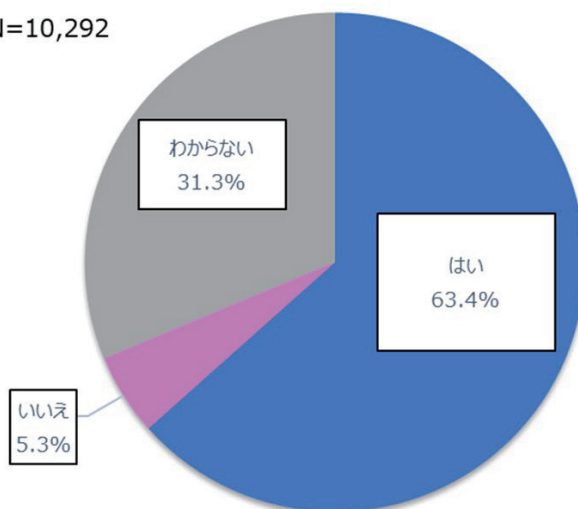
N=10,292



Q20 この制度の原因分析・再発防止の取組みが、産科医療の質の向上につながると思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。

この制度の原因分析・再発防止の取組みが、産科医療の質の向上につながると思うかについての回答をみると、「はい」が63.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「わからない」が31.3%となっている。

N=10,292



|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q20<br>回答 | Q20_1 この制度の原因分析・再発防止の取り組みが、産科医療の質の向上につながるかについて回答した理由。（自由回答） ※主な回答内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| はい        | <p>○脳性麻痺の発生頻度が高くないため、対応未経験の医師も多いと思う。そのため再発防止の取り組みは重要。</p> <p>○啓蒙活動により医療を受ける側もリスクを低減するためのアクションがとれ、結果として医療の質の向上につながると思うから。</p> <p>○少しでも症例を集めて分析することでその後の治療につながると思うから。</p> <p>○出産は本当に色々な事が起きる現場だと思います。その為、情報を共有する事で救われる命が少しでも増えると思ったからです。</p> <p>○いまだに出産時にはイレギュラーな事が起こると言われているので、それを少しでも減らせるように事例を積み上げていくのは必要だと思うので。</p> <p>○同じことを繰り返さないために必要であると思ったから。</p> <p>○どんな些細なことでも改善しようとする事が産科医療の質の向上に繋がると思うから。</p> <p>○少しでも事前情報があることは、シンプルに出産する側に心構えとなんとかでも意識付けがなされると思うから。</p> <p>○原因がわかり、少しでも出産への不安が減る事で、子供を産みたいと思う人が増えるかもしれないため。</p> |
| いいえ       | ○これだけでは産科医療の質が向上するとは思えない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| わからない     | <p>○実際に産科医療補償制度が始まってから医療の質が上がったのかわからないので。</p> <p>○原因が本当に分かるのか疑問。</p> <p>○人それぞれ原因は違うと思うから。</p> <p>○原因の分析を行っても、医師や病院、助産院等に周知、徹底されなければ(現場で実施されなければ)結局、意味がないから。</p> <p>○情報の出し方を時代に合わせる必要があると思うから。文字が並ぶだけのリーフレットでは目にとまらないと思う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |



## 4. 別添資料



## 調査項目一覧(分娩機関向け)

こちらの調査票は見本となります。お手数ですが、こちらを使って回答を集約いただき、最終的な回答は、別紙「調査画面QRコード、URL、ID・パスワード記載文書」をご覧ください、インターネットに接続できるパソコンやタブレット等で調査画面にアクセスいただき、ご回答をお願い申し上げます。

問1 ご回答いただく方の役職をお答えください。複数の回答者がいる場合は、それぞれお答えください。

(回答はいくつでも)

- |               |                |        |         |
|---------------|----------------|--------|---------|
| 1 院長          | 2 副院長          | 3 産科部長 | 4 産科副部長 |
| 5 産科医長        | 6 周産期母子医療センター長 | 7 事務長  |         |
| 8 その他(具体的に: ) |                |        |         |

問2 分娩機関の種別をお答えください。

(回答は1つ)

- |      |       |       |
|------|-------|-------|
| 1 病院 | 2 診療所 | 3 助産所 |
|------|-------|-------|

(問2で1と回答した分娩機関向け)

問3 救急指定について、該当するものをお答えください。

(回答は1つ)

- |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 1 三次救急 | 2 二次救急 | 3 一次救急 | 4 指定なし |
|--------|--------|--------|--------|

(問2で1と回答した分娩機関向け)

問4 周産期指定について、該当するものをお答えください。

(回答は1つ)

- |                 |                 |        |
|-----------------|-----------------|--------|
| 1 総合周産期母子医療センター | 2 地域周産期母子医療センター | 3 指定なし |
|-----------------|-----------------|--------|

問5 昨年度1年間(2023年4月1日～2024年3月31日、または貴院の規定による直近1年度)の分娩件数について、該当するものをお答えください。

(回答は1つ)

- |               |                 |                   |
|---------------|-----------------|-------------------|
| 1 200件未満      | 2 200件～400件未満   | 3 400件～600件未満     |
| 4 600件～800件未満 | 5 800件～1,000件未満 | 6 1,000件～2,000件未満 |
| 7 2,000件以上    | 8 分娩を取り扱っていない   |                   |

問6 産科医療補償制度の補償対象になった事案はありますか。該当するものを1つお答えください。  
(回答は1つ)

- 1 補償対象となった事案はある
- 2 補償対象となった事案はない
- 3 申請中・わからない

産科医療補償制度に関する妊産婦への説明や妊産婦登録についてお伺いします。

問7 妊産婦登録にあたり、産科医療補償制度専用 Web システムの利用についてお伺いします。該当するものをお答えください。

(回答は1つ)

- 1 利用している
- 2 利用していない

問8 産科医療補償制度専用 Web システムの利用の有無に関わらず、妊産婦登録を行ううえで、手間を要することは何ですか。該当するものをすべてお答えください。

(回答はいくつでも)

- 1 妊産婦への説明（登録証の交付）
- 2 専用 Web システムへの入力（妊産婦情報の登録）
- 3 登録証控えの運営組織宛の郵送・保管
- 4 妊産婦情報の更新
- 5 掛金の支払
- 6 その他（具体的に：\_\_\_\_\_）
- 7 特にない

産科医療補償制度の補償申請に際してのお考えをお伺いします。

(申請実績ありの分娩機関向け)

問9 実際に補償申請を行う中で、保護者への説明で、困ったことや苦勞したことについて、該当するものをすべてお答えください。

(回答はいくつでも)

- 1 補償申請期間に関すること
- 2 出生した年月で補償対象の基準が異なること
- 3 補償対象となり得るか否か
- 4 申請手続きに関すること
- 5 その他（具体的に：\_\_\_\_\_）
- 6 特に困ったことや苦勞したことはない

(申請実績ありの分娩機関向け)

問 1 0 実際に補償申請を行う中で、書類の準備について、困った点や気づいた点について、該当するものをすべてお答えください。

(回答はいくつでも)

- 1 分娩機関が準備する申請書類が紙媒体と電子媒体が混在していること
- 2 保護者が準備した書類も分娩機関が確認しなくてはならないこと
- 3 専用診断書作成のための必要書類の準備
- 4 その他(具体的に: )
- 5 特にない

(申請実績ありの分娩機関向け)

産科医療補償制度の補償申請および原因分析の手続きについてのお考えをお伺いします。

問 1 1 補償申請および原因分析の手続きについて、どのように思いますか。

(回答はいくつでも)

- 1 専用 Web システムが使いにくい
- 2 印刷の手間がかかる
- 3 郵送の手間がかかる
- 4 保管場所をとる
- 5 その他(具体的に: )
- 6 特にない

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児およびその家族の経済的負担を補償することとしています。

補償約款で定められた補償対象範囲の基準について、以下の質問にお答えください。

<補償対象範囲の在胎週数に関する基準>

2022 年 1 月 1 日以降に出生したお子様の場合 在胎週数 28 週以上であること

問 1 2 在胎週数に関する基準について、どのように思いますか。該当するものを 1 つだけお答えください。

(回答は 1 つ)

- 1 広げた方がよい
- 2 どちらかという広げた方がよい
- 3 適正である
- 4 どちらかという狭めた方がよい
- 5 狭めた方がよい

問 1 2 - 1 そのように回答した理由をお答えください。

(回答は具体的に・500 文字まで)

|  |
|--|
|  |
|--|

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児およびその家族の経済的負担を補償することとしています。

補償約款で定められた補償対象範囲の基準について、以下の質問にお答えください。

＜補償対象範囲の重症度に関する基準＞

特に看護・介護の必要性が高い重症者として、身体障害者障害程度等級 1 級・2 級相当の場合は補償対象としている。

問 1 3 重症度に関する基準について、どのように思いますか。該当するものを 1 つだけお答えください。

(回答は 1 つ)

- |                   |
|-------------------|
| 1 広げた方がよい         |
| 2 どちらかというと広げた方がよい |
| 3 適正である           |
| 4 どちらかというと狭めた方がよい |
| 5 狭めた方がよい         |

問 1 3 - 1 そのように回答した理由をお答えください。

(回答は具体的に・500 文字まで)

|  |
|--|
|  |
|--|

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児およびその家族の経済的負担を補償することとしています。

補償約款において補償対象外となる除外基準※について定めています。

＜※補償対象外となる除外基準＞

- ・先天性の要因（遺伝子異常など）
- ・新生児期の要因（分娩後の感染症など）
- ・妊娠もしくは分娩中における妊産婦の故意または重大な過失
- ・地震、噴火、津波等の天災または戦争、暴動などの非常事態
- ・生後 6 ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償対象となりません

問 1 4 補償対象外となる除外基準について、どのように思いますか。該当するものを 1 つだけお答えください。

（回答は 1 つ）

- 1 除外基準の項目を減らした方がよい（補償対象範囲が広がる）
- 2 どちらかというと除外基準の項目を減らした方がよい（補償対象範囲が広がる）
- 3 適正である
- 4 どちらかというと除外基準の項目を増やした方がよい（補償対象範囲が狭まる）
- 5 除外基準をの項目を増やした方がよい（補償対象範囲が狭まる）

問 1 4 - 1 そのように回答した理由をお答えください。

（回答は具体的に・500 文字まで）

産科医療補償制度では、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とそこそ家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。分娩機関の過失にかかわらず一律 3,000 万円を支払う仕組みとなっています。

問 1 5 この補償金 3,000 万円の水準についてどのように思いますか。該当するものを 1 つお答えください。

（回答は 1 つ）

- 1 多い
- 2 どちらかというとい多い
- 3 ちょうどよい
- 4 どちらかというとい少ない
- 5 少ない

問 15-1 そのように回答した理由をお答えください。

(回答は具体的に・500 文字まで)

(申請実績ありの分娩機関向け)

産科医療補償制度では、分娩機関の過失の有無にかかわらず補償金を支払いますが、分娩機関と児の保護者との間の示談・訴訟等があり、その結果などにより分娩機関が損害賠償責任を負うことになった場合、補償金と損害賠償金が二重に支払われないよう、調整（※）を行います。

(※) 調整の仕組みは原則として以下のとおりです。

＜※調整の仕組み＞

基本的には、既に支払われた補償金は損害賠償金に充当されますので、分娩機関は、損害賠償金に充当された本制度の補償金相当額を運営組織に返還することとなります。

ちなみに、本制度の補償金額は 3,000 万円ですので、損害賠償額が 3,000 万円以上の場合は、既に支払われた補償金は損害賠償金に充当されるとともに、その後の補償金の支払は停止されることとなります。

一方、損害賠償金が 3,000 万円未満の場合は、既に支払われた補償金は損害賠償金に充当されるとともに、3,000 万円と損害賠償金との差額が本制度の補償金として支払われることとなります。

問 16-1 あなたは、この調整の仕組みをご存知ですか。該当するものをお答えください。

(回答は 1 つ)

- 1 補償申請（その準備も含む）を行うなかで知った
- 2 補償申請（その準備も含む）する前から知っていた
- 3 知らなかった

(問 16-1 で 1 または 2 と回答した分娩機関向け)

問 16-2 調整の仕組みについて、何で知りましたか。当てはまるものをすべてお答えください。

(回答はいくつでも)

- 1 審査結果通知に同封されていたチラシ
- 2 損害賠償請求を受けて連絡した医師賠償の保険会社
- 3 損害賠償請求を受けて連絡した日本医師会
- 4 産科医療補償制度が発行しているハンドブック
- 5 産科医療補償制度のホームページ
- 6 その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

(申請実績なしの分娩機関向け)

産科医療補償制度では、分娩機関の過失の有無にかかわらず補償金を支払いますが、分娩機関と児の保護者との間の示談・訴訟等があり、その結果などにより分娩機関が損害賠償責任を負うことになった場合、補償金と損害賠償金が二重に支払われないよう、調整(※)を行います。

(※) 調整の仕組みは原則として以下のとおりです。

<※調整の仕組み>

基本的には、既に支払われた補償金は損害賠償金に充当されますので、分娩機関は、損害賠償金に充当された本制度の補償金相当額を運営組織に返還することとなります。

ちなみに、本制度の補償金額は3,000万円ですので、損害賠償額が3,000万円以上の場合、既に支払われた補償金は損害賠償金に充当されるとともに、その後の補償金の支払は停止されることとなります。

一方、損害賠償金が3,000万円未満の場合は、既に支払われた補償金は損害賠償金に充当されるとともに、3,000万円と損害賠償金との差額が本制度の補償金として支払われることとなります。

問16-3 あなたは、この調整の仕組みをご存知ですか。該当するものをお答えください。

(回答は1つ)

- 1 知っていた
- 2 知らなかった

(問16-3で1と回答した分娩機関向け)

問16-4 調整の仕組みについて、何で知りましたか。当てはまるものをすべてお答えください。

(回答はいくつでも)

- 1 産科医療補償制度が発行しているハンドブック
- 2 産科医療補償制度のホームページ
- 3 その他(具体的に: )

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児およびその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的に2009年に創設されました。

問17 産科医療補償制度があつてよかったと思いますか。該当するものをお答えください。

(回答は1つ)

- 1 よかったと思う
- 2 よかったとは思わない
- 3 わからない

(問17で1と回答した分娩機関向け)

問17-1 問17で「よかったと思う」と回答された方にうかがいます。産科医療補償制度があつてよかったと思う理由を、すべてお答えください。

(回答はいくつでも)

- 1 補償金により、保護者の看護・介護に要する経済的負担が軽減するので
- 2 補償金が保護者に速やかに支払われるので
- 3 原因分析が行われるので
- 4 本制度を通じ、保護者との関係がよくなるので
- 5 紛争の防止や早期解決につながると思うので
- 6 再発防止を行うことにより、脳性麻痺発症の減少につながると思うので
- 7 今後の産科医療の質の向上につながると思うので
- 8 その他(具体的に: )

(問17で2または3と回答した分娩機関向け)

問17-2 問17で「よかったとは思わない」「わからない」と回答された方にうかがいます。「問17の回答を引用」と回答した理由をお答えください。

(回答は具体的に・500文字まで)

|  |
|--|
|  |
|--|

問18 補償申請、補償金の支払、原因分析、再発防止など、産科医療補償制度全般についてご意見などがありましたらご記入ください。

(回答は具体的に・500文字まで)

|  |
|--|
|  |
|--|

問19 産科医療補償制度のホームページに掲載している原因分析報告書の要約版をご覧になったことがありますか。

(回答は1つ)

■ 以下は産科医療補償制度ホームページにある原因分析報告書要約版に関する画面の一部です。

#### 原因分析報告書要約版 条件検索

and ▼  and ▼

[検索する](#)

【検索条件入力方法】

- ① 1つ以上の検索キーワードを入力して「検索する」ボタンを押します。
- ② 1つの検索キーワードは全角で10文字分の入力が可能です。(全角・半角の混入入力も可能)
- ③ 最大3つまでの検索キーワードを入力できます。
- ④ 検索キーワードは、選択した「and」または「or」で組み合わせて検索することができます。

全ての原因分析報告書(要約版)から検索されます。  
原因分析報告書(要約版)の検索は、Google社のカスタム検索を利用しています。

- ・ 検索結果は、検索キーワードに対して関連性の高い順にページに表示されます。
- ・ 検索キーワードにスペースが含まれる場合は、Google検索の仕様により、AND条件で検索されます。

その他、Google検索の機能については、[こちら](#)をご参照ください。

[▲ ページトップへ戻る](#)

#### 原因分析報告書(2024年)要約版

- |                                                  |                                                  |                                                  |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| <a href="#">● 事例番号360140</a> <a href="#">PDF</a> | <a href="#">● 事例番号360139</a> <a href="#">PDF</a> | <a href="#">● 事例番号360138</a> <a href="#">PDF</a> |
| <a href="#">● 事例番号360137</a> <a href="#">PDF</a> | <a href="#">● 事例番号360136</a> <a href="#">PDF</a> | <a href="#">● 事例番号360135</a> <a href="#">PDF</a> |
| <a href="#">● 事例番号360134</a> <a href="#">PDF</a> | <a href="#">● 事例番号360133</a> <a href="#">PDF</a> | <a href="#">● 事例番号360132</a> <a href="#">PDF</a> |

- 1 要約版をみたことがある
  - 2 ホームページに掲載されていることは知っているが、要約版をみたことがない
  - 3 要約版がホームページに掲載されていることは知らなかった

(問19で1と回答した分娩機関向け)

問19-1 問19で「要約版をみたことがある」と回答された方にうかがいます。原因分析報告書の要約版を活用されていますか。あてはまるものをすべてお答えください。

(回答はいくつでも)

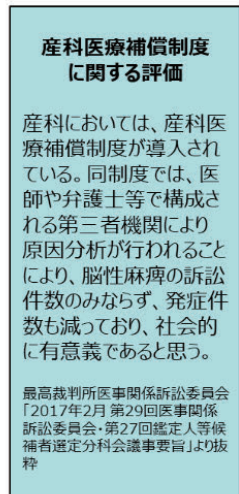
- 1 勉強会・研修会で活用している
  - 2 症例検討で活用している
  - 3 その他(具体的に: )
  - 4 活用していない

問20 2022年1月1日以降に出生した児については、低酸素状況を要件としている個別審査を廃止し、一般審査に統合して、「在胎週数が28週以上であること」が基準となり、補償対象基準が広がりました。このことについてどのように思いますか。(回答は具体的に・500文字まで)

| 3.2<br>療養費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 本制度の療養費は、1分機（胎児）あたり、以下の通りとなります。                                                                             |                                                                                                             |                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ◆2009年から2014年までに出生した児に適用                                                                                    | ★2015年から2021年までに出生した児に適用                                                                                    | ●2022年1月1日以降に出生した児に適用                                                                                       |
| 3.3<br>補償対象                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 産科医療<br>補償制度専用<br>Webシステム<br>利用する場合<br>30,000円<br>／1分機（胎児）<br>利用しない場合<br>30,500円<br>／1分機（胎児）                | 16,000円／1分機（胎児）<br>16,500円／1分機（胎児）                                                                          | 12,000円／1分機（胎児）<br>12,500円／1分機（胎児）                                                                          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ※1.本制度には、1分機あたりに1000円程度の費用がかかります。<br>※2.本制度には、1分機あたりに1000円程度の費用がかかります。<br>※3.本制度には、1分機あたりに1000円程度の費用がかかります。 | ※1.本制度には、1分機あたりに1000円程度の費用がかかります。<br>※2.本制度には、1分機あたりに1000円程度の費用がかかります。<br>※3.本制度には、1分機あたりに1000円程度の費用がかかります。 | ※1.本制度には、1分機あたりに1000円程度の費用がかかります。<br>※2.本制度には、1分機あたりに1000円程度の費用がかかります。<br>※3.本制度には、1分機あたりに1000円程度の費用がかかります。 |
| 本制度では、加入分機機種の管理下における分機により出生した児が次の基準を満たし、運営組織が補償対象として認定した場合に、補償金を支払います。ただし、下欄記載の先天性要因等の除外基準に該当する場合は補償の対象とはなりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                             |                                                                                                             |                                                                                                             |
| <div> <div> </div> <div> </div> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                             |                                                                                                             |                                                                                                             |
| <p>次のいずれかまたはいずれかの基準を満たして出生したこと</p> <p>①出生体重が2,000g以上かつ在胎週数32週以上</p> <p>②出生体重が1,400g以上かつ在胎週数32週以上</p> <p>※①を満たす場合、分娩中の異常や出生時の仮死がなくても、この基準を満たすことになります。</p> <p>③在胎週数が28週以上であること、以下の(1)、(2)のいずれかの場合に該当する児</p> <p>(1) 低酸素状態が持続して胎児死産中の代償性アシドーシス(酸性血症)の所見が認められる場合<br/>(pH値が7.1未満)</p> <p>(2) 胎児心拍数モニターにおいて特に異常のなかった胎児で、過期、過期、胎動減少などの低酸素状態が胎児死産、胎児死産や胎児死、子宮破裂、子宮、胎児死産等によって起こり、引き続き、次のいずれかの胎児心拍数モニターが認められ、かつ、心拍数モニター異常の所見が認められる場合</p> <p>イ 胎動で持続する胎動</p> <p>ロ 子宮収縮の50%以上に出発する過期一過性胎動</p> <p>ハ 子宮収縮の50%以上に出発する過期一過性胎動</p> <p>ニ 心拍数モニター異常の減少を伴った胎児死産</p> <p>ヘ サイカイズが1分機以上</p> <p>ト アブノーマリティーが1分機以上</p> <p>※(1)は胎児死産中の代償性アシドーシス(酸性血症)の所見が認められる場合、(2)は胎児死産中の代償性アシドーシス(酸性血症)の所見が認められる場合、(3)は胎児死産中の代償性アシドーシス(酸性血症)の所見が認められる場合。</p> |                                                                                                             |                                                                                                             |                                                                                                             |
| <p>先天性や新生児期の要因によらずに胎児死産であること</p> <p>(1)先天性要因 胎児性の広範囲脳出血、染色体異常、遺伝子異常、先天性代謝異常、先天性異常</p> <p>(2)新生児期の要因 分娩後の感染症など、このほか、児が産後6ヶ月未満で死亡した場合は、補償の対象となります。</p> <p>※(1)先天性要因に示される疾患などがある場合でも、それらがすべて一緒に補償対象とするものではありません。重症の産後</p> <p>※(2)新生児期の要因(感染症など)であっても、分娩中や分娩後は無菌状態に保たれていたものであることが明らかでない場合は、「除外基準」に該当しないことになります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                             |                                                                                                             |                                                                                                             |
| <p>身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺であること</p> <p>※「下肢・体幹」に関しては、作業用目的な歩行が不可能と見られる状態、「上肢」に関しては、両上肢（両腕）では軽度の握力低下の状態を「重症の運動障害をきたすと認定される状態」としています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                             |                                                                                                             |                                                                                                             |

(回答はいくつでも)

## 産婦人科における訴訟件数の動向



- 1 補償金が支払われる
- 2 原因分析が行われる
- 3 原因分析をもとに再発防止策等の取組みがされ、産科医療の質の向上が図られる
- 4 その他（具体的に：                                  ）
- 5 わからない



## 補償対象児の保護者調査

問 1 補償対象のお子様を出産した分娩機関の都道府県をお答えください。

(回答は 1 つ)

|         |        |        |         |         |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1 北海道   | 2 青森県  | 3 岩手県  | 4 宮城県   | 5 秋田県   |
| 6 山形県   | 7 福島県  | 8 茨城県  | 9 栃木県   | 10 群馬県  |
| 11 埼玉県  | 12 千葉県 | 13 東京都 | 14 神奈川県 | 15 新潟県  |
| 16 富山県  | 17 石川県 | 18 福井県 | 19 山梨県  | 20 長野県  |
| 21 岐阜県  | 22 静岡県 | 23 愛知県 | 24 三重県  | 25 滋賀県  |
| 26 京都府  | 27 大阪府 | 28 兵庫県 | 29 奈良県  | 30 和歌山県 |
| 31 鳥取県  | 32 島根県 | 33 岡山県 | 34 広島県  | 35 山口県  |
| 36 徳島県  | 37 香川県 | 38 愛媛県 | 39 高知県  | 40 福岡県  |
| 41 佐賀県  | 42 長崎県 | 43 熊本県 | 44 大分県  | 45 宮崎県  |
| 46 鹿児島県 | 47 沖縄県 |        |         |         |

問 2 お子様を出産した分娩機関の種類について、該当するものを 1 つお答えください。

(回答は 1 つ)

|                                                         |
|---------------------------------------------------------|
| 1 病院                                                    |
| 2 診療所、医院、クリニック（例えば、「●●診療所」や「●●産婦人科医院」、「●●●クリニック」です）、助産所 |

問 3 補償対象のお子様の、現在の主な生活の場所はどちらですか。該当するものを 1 つお答えください。もし、補償対象のお子様がお亡くなりになられている場合は、「無回答」を選択してください。

(回答は 1 つ)

|                                 |
|---------------------------------|
| 1 在宅（通所を含む）                     |
| 2 病院                            |
| 3 医療型障害児入所施設（肢体不自由児施設や療育センターなど） |
| 4 その他（具体的に： _____ ）             |
| 5 無回答                           |

問4 補償対象のお子様の、出生年を西暦でお答えください。

(回答は半角数字)

西暦

年

問5 原因分析報告書の受け取りの状況について、あてはまるものをお答えください。

(回答は1つ)

<原因分析報告書に関する資料>

原因分析報告書は3つの形に姿を変え、再発防止に活用されています。



1 受け取った      2 受け取ってはいない      3 わからない

(問3で1～4と回答した方向け)

問6 補償対象のお子様を現在介護している方をすべてお答えください。また、現在の主な介護者はどなたですか。お子様からみた続柄で該当するものをお答えください。

|             | 補償対象のお子様を現在介護している方<br>(回答はいくつでも) | 補償対象のお子様を現在主に介護している方<br>(回答は1つ) |
|-------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 父           | 1                                | 1                               |
| 母           | 2                                | 2                               |
| 祖父          | 3                                | 3                               |
| 祖母          | 4                                | 4                               |
| 病院・施設の職員    | 5                                | 5                               |
| その他(具体的に: ) | 6                                | 6                               |

(問 6 現在主に介護している方 1、2、3、4、6 と回答した方向け)

問 7 補償対象のお子様の主な介護者は、途中で変わったことはありますか。該当するものを 1 つお答えください。

(回答は 1 つ)

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1 主な介護者（問 6 の回答引用）は、ずっと変わったことがない |
| 2 主な介護者は、途中で変わったことがある            |

(問 6 現在主に介護している方 1、2、3、4、6 と回答した方向け)

問 8 補償対象のお子様の現在の主な介護者（問 6 の回答引用）について、現在の就労状況をお答えください。

(回答は 1 つ)

- |                                     |                   |
|-------------------------------------|-------------------|
| 1 就労している（フルタイム、パートタイム、アルバイト形態は問わない） | 2 就労していない（休職中を含む） |
|-------------------------------------|-------------------|

(問 6 現在主に介護している方 1、2、3、4、6 と回答した方向け)

問 9 補償対象のお子様の現在の主な介護者（問 6 の回答引用）の就労状況の変化について、該当するものを 1 つお答えください。

(回答は 1 つ)

- |                                        |
|----------------------------------------|
| 1 元々仕事をしていない                           |
| 2 看護・介護のために仕事を辞めた                      |
| 3 仕事を継続している（フルタイム、パートタイム、アルバイト形態は問わない） |
| 4 看護・介護のために辞めたが、その後仕事を始めた              |
| 5 その他（ ）                               |

公益財団法人日本医療機能評価機構では、妊産婦の皆様へ産科医療補償制度について知っていただくために、分娩を取り扱う病院や診療所、助産所（以下、「分娩機関」といいます）にて、妊産婦の皆様へチラシをお配りし、制度の説明をすることとしています。

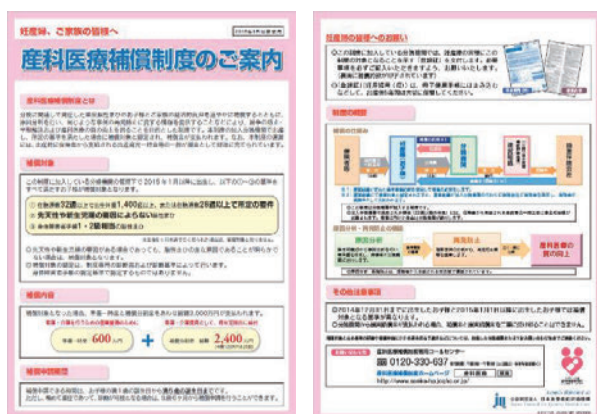
また、それ以外にも母子健康手帳をお渡しする際にチラシをお配りするほか、ホームページなどで広報を行っています。

産科医療補償制度を知っていただくための取り組みについて、以下の質問にお答えください。

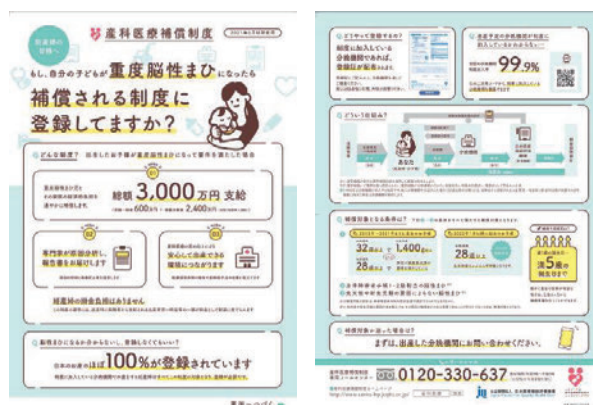
問 10 分娩機関から、産科医療補償制度の内容についてチラシなどで説明を受けたことがありますか。該当するものを1つお答えください。

（回答は1つ）

<2015 年 1 月以降使用のチラシ>



<2021 年 5 月以降使用のチラシ>



- 1 説明を受けたことがある
- 2 説明を受けたことがない
- 3 覚えていない

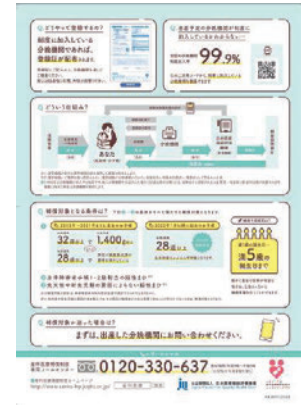
問 1 1 母子健康手帳を受け取る際に、産科医療補償制度のチラシを受け取ったことがありますか。  
該当するものを1つお答えください。

(回答は1つ)

<2015 年 1 月以降使用のチラシ>



<2021 年 5 月以降使用のチラシ>



- 1 チラシを受け取ったことがある
- 2 チラシを受け取ったことがない
- 3 覚えていない

問 1 2 チラシの他に産科医療補償制度に関する情報をどこかで見たり、調べたりされましたか。該当するものをすべてお答えください。

(回答はいくつでも)

- 1 ポスター
- 2 本・雑誌
- 3 市区町村のホームページ
- 4 産科医療補償制度のホームページ
- 5 医療機関のホームページ
- 6 SNS (Instagram、LINE、Facebook、X、YouTube など)
- 7 その他 (具体的に: )
- 8 見たり、調べたものはない

問 1 3 補償申請の情報をどこから入手しましたか。あてはまるものをすべてお答えください。

(回答はいくつでも)

- 1 出産された分娩機関
- 2 出産された分娩機関以外の医療機関 (かかりつけの病院やクリニック、搬送された病院、リハビリテーション病院など)
- 3 その他 (市区町村、保健所、知人、インターネットなど)

(問13で1と回答した方向け)

問13-1 出産された分娩機関では、どのようにして補償申請の情報を得ましたか。最もあてはまるものをお答えください。

(回答は1つ)

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1 出産された分娩機関から案内があった    |   |
| 2 自分から出産された分娩機関に問い合わせた |   |
| 3 その他(具体的に: _____)     | ) |

(問13で2と回答した方向け)

問13-2 出産された分娩機関以外の医療機関(かかりつけの病院やクリニック、搬送された病院、リハビリテーション病院など)では、どのようにして補償申請の情報を得ましたか。最もあてはまるものをお答えください。

(回答は1つ)

- |                                            |   |
|--------------------------------------------|---|
| 1 お子様の主治医など(看護師などの医療スタッフを含む)から案内があった       |   |
| 2 自分からお子様の主治医など(看護師などの医療スタッフを含む)に問い合わせた    |   |
| 3 主治医外の搬送先病院(NICUなど)、リハビリテーション病院などから案内があった |   |
| 4 その他(具体的に: _____)                         | ) |

(問13で3と回答した方向け)

問13-3 その他では、あなたはどこから補償申請の情報を得ましたか。あてはまるものをすべてお答えください。

(回答はいくつでも)

- |                                               |   |
|-----------------------------------------------|---|
| 1 入所・通所している施設                                 |   |
| 2 親族や知人                                       |   |
| 3 市区町村や保健所など                                  |   |
| 4 産科医療補償制度のホームページ                             |   |
| 5 産科医療補償制度専用コールセンターや日本医療機能評価機構へのお電話などによる問い合わせ |   |
| 6 その他(具体的に: _____)                            | ) |

問14 産科医療補償制度の補償申請の期限が、補償対象のお子様の満5歳の誕生日までであることをご存じでしたか。

(回答は1つ)

- |          |  |
|----------|--|
| 1 知っていた  |  |
| 2 知らなかった |  |
| 3 覚えていない |  |

問 1 5 分娩機関に補償申請の書類の取り寄せを依頼された時のお子様の年齢に該当するものをお答えください。

(回答は 1 つ)

- 1 0 歳 生後 6 ヶ月未満
- 2 0 歳 生後 6 ヶ月～1 歳未満
- 3 1 歳 1 歳～1 歳 6 ヶ月未満
- 4 1 歳 1 歳 6 ヶ月～2 歳未満
- 5 2 歳 2 歳～2 歳 6 ヶ月未満
- 6 2 歳 2 歳 6 ヶ月～3 歳未満
- 7 3 歳 3 歳～3 歳 6 ヶ月未満
- 8 3 歳 3 歳 6 ヶ月～4 歳未満
- 9 4 歳 4 歳～4 歳 6 ヶ月未満
- 10 4 歳 4 歳 6 ヶ月～5 歳未満

問 1 6 分娩機関に補償申請の書類を提出された時のお子様の年齢に該当するものをお答えください。

(回答は 1 つ)

- 1 0 歳 生後 6 ヶ月～1 歳未満
- 2 1 歳 1 歳～1 歳 6 ヶ月未満
- 3 1 歳 1 歳 6 ヶ月～2 歳未満
- 4 2 歳 2 歳～2 歳 6 ヶ月未満
- 5 2 歳 2 歳 6 ヶ月～3 歳未満
- 6 3 歳 3 歳～3 歳 6 ヶ月未満
- 7 3 歳 3 歳 6 ヶ月～4 歳未満
- 8 4 歳 4 歳～4 歳 6 ヶ月未満
- 9 4 歳 4 歳 6 ヶ月～5 歳未満

問 1 7 補償申請の準備や手続きにあたり、困った点や気づいた点について、該当するものをすべてお答えください。

(回答はいくつでも)

- 1 分娩機関との手続きに時間を要した
- 2 専用診断書を記載する医師を見つけるのが大変だった
- 3 書類が多く手間取った
- 4 手続きのために何度も病院に行く必要があった
- 5 その他（具体的に： \_\_\_\_\_ ）
- 6 特に困った点や気づいた点はなかった

問 1 8 補償申請の際に提出した専用診断書を作成された医師に該当するものを1つお答えください。

(回答は1つ)

- |                         |
|-------------------------|
| 1 主治医である医師              |
| 2 主治医から紹介された医師          |
| 3 分娩機関から紹介された医師         |
| 4 市区町村や保健所などから紹介された医師   |
| 5 産科医療補償制度のホームページで探した医師 |
| 6 その他（具体的に： _____）      |

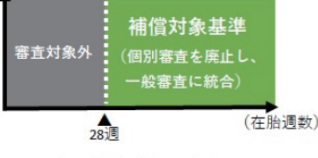
問 1 9 あなたは、補償申請、補償金請求、原因分析などの書類による申請や請求等の手続きに関して、仮にスマートフォンや PC でオンライン（web）でも手続きができることになった場合、どのように思いますか。

(回答は1つ)

- |           |
|-----------|
| 1 利用したい   |
| 2 利用したくない |
| 3 わからない   |

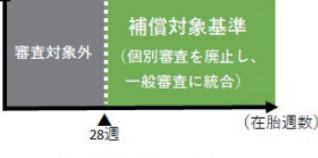
問20 補償申請などのご経験や、周りの障害のあるお子様の状況などに関連して、補償対象範囲についてどのように思いますか。該当するものを1つお答えください。

(回答は1つ)

| ●2022年1月1日以降に出生した児に適用                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本制度では、加入分娩機関の医学的管理下における分娩により出生した児が次の基準を満たし、運営組織が補償対象として認定した場合に、補償金を支払います。ただし、下欄2除外基準に記載の先天性要因等に該当する場合は補償の対象とはなりません。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 1<br>補償対象基準                                                                                                         | <p>(出生体重に関わらない)</p>  <p>審査対象外 (個別審査を廃止し、一般審査に統合)</p> <p>28週</p> <p>補償対象基準</p> <p>次の基準を満たして出生 在胎週数が28週以上であること</p>                                                                                                                                                              |
| 2<br>除外基準                                                                                                           | <p>先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺であること</p> <p>(1) 先天性要因 両側性の広範な脳奇形、染色体異常、遺伝子異常、先天性代謝異常、先天異常</p> <p>(2) 新生児期の要因 分娩後の感染症など このほか、児が生後6ヶ月未満で死亡した場合は、補償の対象となりません。</p> <p>※ (1) 「先天性要因」に示される疾患などある場合でも、それだけをもって一律対象外とするものではありません。重度の運動障害の主な原因であることが明らかでない場合は、「除外基準」に該当しないことになります。</p> <p>※ (2) 「新生児期の要因」(感染症など)であっても、妊娠や分娩とは無関係に発症したものであることが明らかでない場合は、「除外基準」に該当しないことになります。</p> |
| 3<br>重症度の基準                                                                                                         | <p>身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺であること</p> <p>※ 「下肢・体幹」に関しては、将来実用的な歩行が不可能と考えられる状態、「上肢」に関しては、両上肢(両腕)では握る程度の簡単な動き以外ができない状態、また一上肢(片腕)では機能が全廃した状態を「重度の運動障害をきたすと推定される状態」としています。</p>                                                                                                                                                                                             |

- 1 広げたほうがよい
- 2 どちらかというと広げたほうがよい
- 3 現在の補償対象範囲でよい
- 4 どちらかというと狭めたほうがよい
- 5 狭めたほうがよい

問 2 0－1 補償対象範囲について「問 2 0 の回答引用」とお答えになった理由をお答えください。  
 (上に記載の規定のうち、一部の補償対象範囲についてのご意見でも構いません。)  
 (回答は具体的に・500 文字まで)

| ●2022年1月1日以降に出生した児に適用                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本制度では、加入分娩機関の医学的管理下における分娩により出生した児が次の基準を満たし、運営組織が補償対象として認定した場合に、補償金を支払います。ただし、下欄2除外基準に記載の先天性要因等に該当する場合は補償の対象とはなりません。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 1<br>補<br>償<br>対<br>象<br>基<br>準                                                                                     | <p>(出生体重に関わらない)</p>  <p>審査対象外 (個別審査を廃止し、一般審査に統合)</p> <p>28週</p> <p>補償対象基準</p> <p>(在胎週数)</p> <p>次の基準を満たして出生<br/>在胎週数が28週以上であること</p>                                                                                                                                            |
| 2<br>除<br>外<br>基<br>準                                                                                               | <p>先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺であること</p> <p>(1) 先天性要因 両側性の広範な脳奇形、染色体異常、遺伝子異常、先天性代謝異常、先天異常</p> <p>(2) 新生児期の要因 分娩後の感染症など このほか、児が生後6ヶ月未満で死亡した場合は、補償の対象となりません。</p> <p>※ (1) 「先天性要因」に示される疾患などある場合でも、それだけをもって一律対象外とするものではありません。重度の運動障害の主な原因であることが明らかでない場合は、「除外基準」に該当しないことになります。</p> <p>※ (2) 「新生児期の要因」(感染症など)であっても、妊娠や分娩とは無関係に発症したものであることが明らかでない場合は、「除外基準」に該当しないことになります。</p> |
| 3<br>重<br>症<br>度<br>の<br>基<br>準                                                                                     | <p>身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺であること</p> <p>※ 「下肢・体幹」に関しては、将来実用的な歩行が不可能と考えられる状態、「上肢」に関しては、両上肢（両腕）では握る程度の簡単な動き以外ができない状態、また一上肢（片腕）では機能が全廃した状態を「重度の運動障害をきたすと推定される状態」としています。</p>                                                                                                                                                                                             |

この産科医療補償制度では、準備一時金と補償分割金あわせて 3,000 万円をお支払する仕組みとなっています。

準備一時金は、介護のために住宅や車両を改造したり、福祉機器などの介護のための用品を購入するなど、お子様の看護・介護を行うにあたっての基盤整備のための資金として 600 万円をお支払することとしています。

補償分割金は、お子様が 20 歳になるまでの看護・介護に要する費用として、毎年 120 万円を 20 回にわたってお支払いすることとしています。

問 2 1 実際にかかる費用や看護・介護にあてる保護者の負担と比較して、この 3,000 万円の水準についてどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。

(回答は 1 つ)

- 1 多い
- 2 どちらかというも多い
- 3 ちょうどよい
- 4 どちらかというが少ない
- 5 少ない
- 6 わからない

問 2 1 - 1 準備一時金と補償分割金あわせて 3,000 万円の水準について「問 2 1 の回答引用」とお答えになった理由をお答えください。

(回答は具体的に・500 文字まで)

問 2 2 これまで受け取られた補償金の活用状況について教えてください。以下の該当するものすべてをお答えください。一時金 600 万円と分割金 120 万円でそれぞれお答えください。

(回答はいくつでも)

一時金 600 万円で使ったもの

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1 看護介護の日用品                       |
| 2 通所・通院および入所・入院にかかる費用（自己負担分）     |
| 3 通所・通院および入所・入院にかかる移送費用・交通費      |
| 4 住宅改造費用                         |
| 5 福祉車両購入費用                       |
| 6 車椅子購入費用                        |
| 7 介護用ベッド購入費用                     |
| 8 医療機器購入費用                       |
| 9 装具作成費用                         |
| 10 自由診療（リハビリ含む）の費用               |
| 11 公共以外のサービス（自費のヘルパー・家事代行サービスなど） |
| 12 貯蓄                            |
| 13 その他（具体的に： _____）              |

分割金 120 万円／年で使ったもの

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1 看護介護の日用品                       |
| 2 通所・通院および入所・入院にかかる費用（自己負担分）     |
| 3 通所・通院および入所・入院にかかる移送費用・交通費      |
| 4 住宅改造費用                         |
| 5 福祉車両購入費用                       |
| 6 車椅子購入費用                        |
| 7 介護用ベッド購入費用                     |
| 8 医療機器購入費用                       |
| 9 装具作成費用                         |
| 10 自由診療（リハビリ含む）の費用               |
| 11 公共以外のサービス（自費のヘルパー・家事代行サービスなど） |
| 12 貯蓄                            |
| 13 その他（具体的に： _____）              |

問 2 3 その他、現在の補償金の水準や補償金の支払い方法について、ご意見などがありましたらご記入ください。

(回答は具体的に・500 文字まで)

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的に 2009 年に創設されました。

問 2 4 この制度があることについてどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。

(回答は 1 つ)

- 1 良い
- 2 どちらかというの良い
- 3 どちらかというの良くない
- 4 良くない
- 5 わからない

(問 2 4 で 1・2 と回答した方向け)

問 2 4 - 1 問 2 4 で「良い」「どちらかというの良い」と回答された方におうかがいします。産科医療補償制度があってよかったと思う理由を、すべてお答えください。

(回答はいくつでも)

- 1 補償金を受け取り、看護・介護に関する経済的負担が軽減した
- 2 補償金を速やかに受け取ることができた
- 3 原因分析が行われたこと
- 4 この制度を通じ、分娩機関との関係がよくなった
- 5 紛争の防止や早期解決につながる
- 6 再発防止を行うことにより、脳性麻痺発症の減少につながる
- 7 今後の産科医療の質の向上につながる
- 8 その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )

(問24で3・4と回答した方向け)

問24-2 問24で「どちらかというとき良くない」「良くない」と回答された方におうかがいします。産科医療補償制度について「問24の回答引用」とお答えになった理由をお答えください。

(回答は具体的に・500文字まで)

問25 補償申請、補償金の支払、原因分析、再発防止など、産科医療補償制度全般についてご意見などがありましたらご記入ください。

(回答は具体的に・500文字まで)

問26 産科医療補償制度では、再発防止の取組みとして、原因分析報告書の情報を蓄積し、分析検討を行い個人が特定されない形で「再発防止に関する報告書」を作成し公表していますが、あなたをご存じでしたか。あてはまるものをお答えください。

(回答は1つ)



- 1 知っている
- 2 知らなかった・この調査で初めて知った

問 2 7 「再発防止に関する報告書」をもとに妊産婦に特に周知したい内容についてのリーフレットを作成していますが、あなたはご存じでしたか。あてはまるものをお答えください。

(回答は 1 つ)

＜妊産婦の皆様へ 常位胎盤早期剥離ってなに？＞ ＜保護者の皆様へ いつもと違ってなんとなく元気がないと感じたら～退院後の赤ちゃんについて～＞



- 1 知っている
- 2 知らなかった・この調査で初めて知った

問 2 8 産科医療補償制度では、毎年提出いただく「専用診断書」（分割金請求用）の情報を取りまとめた、「脳性麻痺児の看護・介護の実態把握に関する調査報告書」を公表していますが、あなたはご存じでしたか。あてはまるものをお答えください。

(回答は 1 つ)



- 1 知っている
- 2 知らなかった・この調査で初めて知った

問 2 9 このアンケートの回答者はどなたですか。お子様からみた続柄で該当するものを 1 つお答えください。

(回答は 1 つ)

- 1 父
- 2 母
- 3 祖父
- 4 祖母
- 5 その他（具体的に： ）



## 妊産婦・保護者調査

問1 あなたの性別をお答えください。

(回答は1つ)

|      |      |         |
|------|------|---------|
| 1 男性 | 2 女性 | 3 回答しない |
|------|------|---------|

問2 あなたの年齢をお答えください。

(回答は半角数字)

|  |   |
|--|---|
|  | 歳 |
|--|---|

問3 あなた（もしくはパートナー）は、現在妊娠中ですか。

(回答は1つ)

|       |           |
|-------|-----------|
| 1 妊娠中 | 2 妊娠していない |
|-------|-----------|

(問3で1と回答した方向け)

問3-1 あなた（もしくはパートナー）は妊娠何週ですか。

(回答は半角数字)

|  |   |
|--|---|
|  | 週 |
|--|---|

問4 あなたの現在のお子様の人数をお答えください（妊娠中のお子様は含めないでください）。

(回答は半角数字)

|  |   |
|--|---|
|  | 人 |
|--|---|

(問4で1人以上と回答した方向け)

問4-1 該当するお子様をすべてお答えください。

(回答はいくつでも)

※2023年12月31日時点の年齢で回答してください。

|            |             |           |
|------------|-------------|-----------|
| 1 生後6ヶ月未満  | 2 6ヶ月～1歳未満  | 3 1歳～2歳未満 |
| 4 2歳～3歳未満  | 5 3歳～4歳未満   | 6 4歳～5歳未満 |
| 7 5歳～10歳未満 | 8 10歳～15歳未満 | 9 15歳以上   |

(問3で1と回答した方、または問4-1で1～6と回答した方を調査対象とし、それ以外は調査終了)

問5 年間世帯収入（税金や社会保険料を差し引く前の額面所得）を教えてください。

(回答は1つ)

※「世帯年収」とは、同居している家族全員の1年間の収入を足したものを指します。

|   |                 |   |               |   |                 |
|---|-----------------|---|---------------|---|-----------------|
| 1 | 100万円未満         | 2 | 100～200万円未満   | 3 | 200～400万円未満     |
| 4 | 400～600万円未満     | 5 | 600～1,000万円未満 | 6 | 1,000～1,500万円未満 |
| 7 | 1,500～2,000万円未満 | 8 | 2,000万円以上     | 9 | わからない、答えたくない    |

問6 現在お住いの都道府県をお答えください。

(回答は1つ)

|    |      |    |     |    |     |    |      |    |      |
|----|------|----|-----|----|-----|----|------|----|------|
| 1  | 北海道  | 2  | 青森県 | 3  | 岩手県 | 4  | 宮城県  | 5  | 秋田県  |
| 6  | 山形県  | 7  | 福島県 | 8  | 茨城県 | 9  | 栃木県  | 10 | 群馬県  |
| 11 | 埼玉県  | 12 | 千葉県 | 13 | 東京都 | 14 | 神奈川県 | 15 | 新潟県  |
| 16 | 富山県  | 17 | 石川県 | 18 | 福井県 | 19 | 山梨県  | 20 | 長野県  |
| 21 | 岐阜県  | 22 | 静岡県 | 23 | 愛知県 | 24 | 三重県  | 25 | 滋賀県  |
| 26 | 京都府  | 27 | 大阪府 | 28 | 兵庫県 | 29 | 奈良県  | 30 | 和歌山県 |
| 31 | 鳥取県  | 32 | 島根県 | 33 | 岡山県 | 34 | 広島県  | 35 | 山口県  |
| 36 | 徳島県  | 37 | 香川県 | 38 | 愛媛県 | 39 | 高知県  | 40 | 福岡県  |
| 41 | 佐賀県  | 42 | 長崎県 | 43 | 熊本県 | 44 | 大分県  | 45 | 宮崎県  |
| 46 | 鹿児島県 | 47 | 沖縄県 | 48 | 海外  |    |      |    |      |

問7 あなたは「産科医療補償制度」という制度のことを聞いたことがありますか。該当するものを1つお答えください。

(回答は1つ)

- |                   |
|-------------------|
| 1 聞いたことがある        |
| 2 聞いたことがない、初めて聞いた |

(問7で1と回答した方向け)

問7-1 あなたは産科医療補償制度を何で知りましたか。該当するものをすべてお答えください。

(回答はいくつでも)

- |                                             |
|---------------------------------------------|
| 1 分娩機関（妊婦健診を受けていたまたは出産した病院、診療所、助産所）         |
| 2 ポスター                                      |
| 3 チラシ                                       |
| 4 本・雑誌                                      |
| 5 市区町村のホームページ                               |
| 6 産科医療補償制度のホームページ                           |
| 7 医療機関のホームページ                               |
| 8 SNS（Instagram、LINE、Facebook、X、YouTube など） |
| 9 ニュース・新聞報道                                 |
| 10 母子健康手帳                                   |
| 11 友人知人                                     |
| 12 その他（具体的に： _____ ）                        |
| 13 覚えていない                                   |

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的に 2009 年に創設されました。

公益財団法人日本医療機能評価機構では、妊産婦の皆様へ産科医療補償制度について知っていただくために、分娩を取り扱う病院や診療所、助産所（以下、「分娩機関」といいます）にて、妊産婦の皆様へチラシをお配りし、制度の説明をすることとしています。

また、それ以外にも母子健康手帳をお渡しする際にチラシをお配りするほか、ホームページなどで広報を行っています。

産科医療補償制度を知っていただくための取り組みについて、以下の質問にお答えください。

問 8 分娩機関から、産科医療補償制度の内容についてチラシなどで説明を受けたことがありますか。

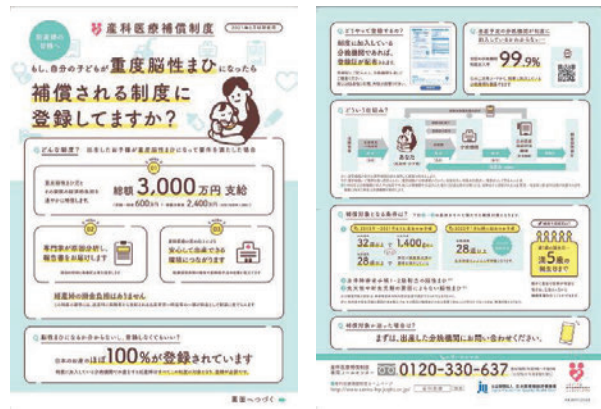
該当するものを 1 つお答えください。

（回答は 1 つ）

<2015 年 1 月以降使用のチラシ>



<2021 年 5 月以降使用のチラシ>



- 1 説明を受けたことがある
- 2 説明を受けたことがない
- 3 覚えていない

＜登録証（2021年4月改訂版）＞

# 産科医療補償制度 登録証

※本表の記載について、最初に「2」を記入されている場合は、登録済みの分娩回数（前年度）と現在の分娩回数との差が1以上あることを示し、出生数・死産数の合計、胎児死・流産数の合計がそれぞれ1以上あることを示します。

| 2021年4月 改訂版                                                                                                                               |                                                                                             | 妊産婦専用                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| ● <b>補償対象</b>                                                                                                                             | 以下の1～5すべてを満たす場合、補償対象となります。                                                                  |                                |
|                                                                                                                                           | 2015年4月～2021年3月までに<br>出生した乳児(2)人以上で、<br>または在胎死産数(2)人以上であること。<br><small>(2)以下に該当する回数</small> | 2022年4月現在<br>出生した乳児(2)人以上であること |
| 1                                                                                                                                         |                                                                                             |                                |
| 2                                                                                                                                         |                                                                                             |                                |
| 3                                                                                                                                         | 身体障害者障害程度等級第1～2級相当の障害性をもつ                                                                   |                                |
| 4                                                                                                                                         | 先天性的な新生児の疾患にかかっている                                                                          |                                |
| 5                                                                                                                                         | 胎性まひ                                                                                        |                                |
| <b>●補償内容</b>                                                                                                                              |                                                                                             |                                |
| 補償金は、手術費一両金と補償分額金を合わせ(総額3,000万円)が支払われます。                                                                                                  |                                                                                             |                                |
| <b>●補償申請期間</b>                                                                                                                            |                                                                                             |                                |
| お子様の満1年の誕生日から、経過観察の翌生誕日までです。                                                                                                              |                                                                                             |                                |
| また、傷病が重症であり、診断が不可能となる場合は、出産後9ヶ月から療養も進行することができます。                                                                                          |                                                                                             |                                |
| <b>●情報開示は下記URLもしくはQRコードから確認いただけます。</b>                                                                                                    |                                                                                             |                                |
| <a href="http://www.sanke-hp.johpc.or.jp/documents/register/index.html">http://www.sanke-hp.johpc.or.jp/documents/register/index.html</a> |                                                                                             |                                |
| <small>※利用上のご注意事項として、ご入力された情報は、当会および、関係機関へ提供され、関係機関より第三者へ提供される場合があります。また、関係機関より第三者へ提供される場合があります。また、関係機関より第三者へ提供される場合があります。</small>        |                                                                                             |                                |

---

## 産科医療補償制度に登録いただく妊産婦について

産科医療補償制度に入っている分娩機関（病院、診療所および助産所）でお産する妊産婦は、全ての制度の対象となり保険が適用です。この登録証は、当該の管轄下においてお産した場合、この制度の対象となることをお示するものです。

❗️**●記入後は たちだちに当院へご提出 ください。**扱っていないことの登録証をお返しします。

❗️**●この登録証は 母子健康手帳にはさみ込むなど、出産後5年間 は大切に保管してください。**

❗️**●当院以外の分娩機関へ 転院した場合は、転院先の分娩機関に必ずこの登録証をご提示 ください。**

法人名・分娩機関名

分娩機関管理番号

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

**お問い合わせ先**

産科医療補償制度専用コールセンター

**0120-330-637**

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝・年末年始を除く）

公益財団法人 日本医療品質評価機構 | 産科医療補償制度コールセンター | <http://www.sanke-hp.johpc.or.jp/>

**産科医療**    **検索**

産科医療補償制度  
のシンボルマークです

A103(15)21\_04

- 103

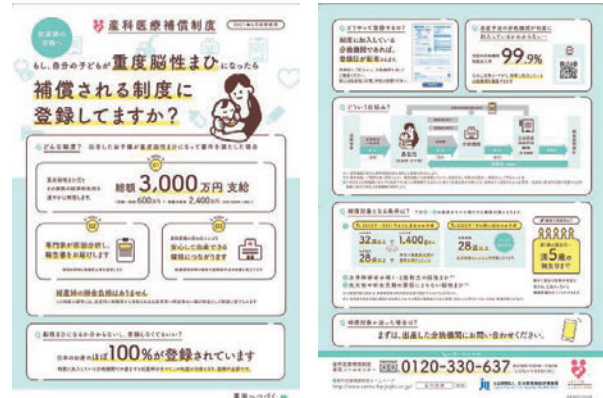
問１０ 母子健康手帳を受け取る際に、産科医療補償制度のチラシを受け取ったことがありますか。  
該当するものを１つお答えください。

(回答は１つ)

<2015 年 1 月以降使用のチラシ>



<2021 年 5 月以降使用のチラシ>



- 1 チラシを受け取ったことがある
- 2 チラシを受け取ったことがない
- 3 覚えていない

問１１ チラシの他に産科医療補償制度に関する情報をどこかで見たり、調べたりされましたか。該当するものをすべてお答えください。

(回答はいくつでも)

- 1 ポスター
- 2 本・雑誌
- 3 市区町村のホームページ
- 4 産科医療補償制度のホームページ
- 5 医療機関のホームページ
- 6 SNS (Instagram、LINE、Facebook、X、YouTube など)
- 7 その他 (具体的に: )
- 8 見たり、調べたものはない

問 1 2 産科医療補償制度の周知のために、どのような方法での情報提供があると良いと思いますか。  
該当するものをすべてお答えください。

(回答はいくつでも)

- |    |                 |
|----|-----------------|
| 1  | チラシ             |
| 2  | ポスター            |
| 3  | 本・雑誌            |
| 4  | 産科医療補償制度のホームページ |
| 5  | 医療機関のホームページ     |
| 6  | Instagram       |
| 7  | LINE            |
| 8  | Facebook        |
| 9  | X (旧 Twitter)   |
| 10 | YouTube         |
| 11 | 市区町村の窓口やホームページ  |
| 12 | 学校教材            |
| 13 | その他 (具体的に : )   |
| 14 | わからない           |

問 1 3 産科医療補償制度の補償申請の期限は、補償対象のお子様の満 5 歳の誕生日までであることを  
ご存知でしたか。

(回答は 1 つ)

- |   |                    |
|---|--------------------|
| 1 | 知っていた              |
| 2 | 知らなかった、この調査で初めて知った |

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的に 2009 年に創設されました。

産科医療補償制度は分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様とその家族の経済的負担を速やかに補償することとしており、毎年約 300～400 人の重度脳性麻痺児に 1 人当たり総額 3,000 万円の補償金を支給しています。

問 1 4 この制度があることについてどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。

(回答は 1 つ)

- 1 良い
- 2 どちらかというが良い
- 3 どちらかというと良くない
- 4 良くない
- 5 わからない

引き続き、下記についておうかがいします。

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的に 2009 年に創設されました。

産科医療補償制度は分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様とその家族の経済的負担を速やかに補償することとしており、毎年約 300～400 人の重度脳性麻痺児に 1 人当たり総額 3,000 万円の補償金を支給しています。

問 1 4 - 1 産科医療補償制度があることについて、「問 1 4 の回答引用」とお答えになった理由は何ですか。

(回答は具体的に)

産科医療補償制度では、準備一時金と補償分割金あわせて 3,000 万円をお支払する仕組みとなっています。

準備一時金は、介護のために住宅や車両を改造したり、福祉機器などの介護のための用品を購入するなど、お子様の看護・介護を行うにあたっての基盤整備のための資金として 600 万円をお支払することとしています。

補償分割金は、お子様が 20 歳になるまでの看護・介護に要する費用として、毎年 120 万円を 20 回にわたってお支払いすることとしています。

問 1 5 この 3,000 万円の水準についてどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。

(回答は 1 つ)

- 1 多い
- 2 どちらかというとい多い
- 3 ちょうどよい
- 4 どちらかというとい少ない
- 5 少ない
- 6 わからない

引き続き、下記についておうかがいします。

産科医療補償制度では、準備一時金と補償分割金あわせて 3,000 万円をお支払する仕組みとなっています。準備一時金は、介護のために住宅や車両を改造したり、福祉機器などの介護のための用品を購入するなど、お子様の看護・介護を行うにあたっての基盤整備のための資金として 600 万円をお支払することとしています。

補償分割金は、お子様が 20 歳になるまでの看護・介護に要する費用として、毎年 120 万円を 20 回にわたってお支払いすることとしています。

問 1 5 - 1 準備一時金と補償金分割金あわせて 3,000 万円について、「問 1 5 の回答引用」とお答えいただいた理由をお答えください。

(回答は具体的に・500 文字まで)

産科医療補償制度は、出産時に加入している公的医療保険から支給される出産育児一時金に掛金相当分が上乗せされることで、妊産婦の掛金 22,000 円の自己負担がない仕組みとなっています。

問 1 6 この仕組みについてどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。

(回答は 1 つ)

- 1 良い
- 2 どちらかというが良い
- 3 どちらかという良くない
- 4 良くない
- 5 わからない

引き続き、下記についておうかがいします。

産科医療補償制度は、出産時に加入している公的医療保険から支給される出産育児一時金に掛金相当分が上乗せされることで、妊産婦の掛金 22,000 円の自己負担がない仕組みとなっています。

問 1 6 - 1 産科医療補償制度の掛金が、公的医療保険から支給される出産育児一時金等の一部が充てられて、妊産婦の掛金の負担がないことに、「問 1 6 の回答引用」とお答えになった理由をお答えください。

(回答は具体的に)

産科医療補償制度は重度脳性麻痺児を対象にした制度ですが、この制度以外に妊産婦に妊娠・分娩時に起こる障害またはお子様の重度脳性麻痺以外の障害を対象とした 3,000 万円を補償する制度を新たに設けるとした場合の質問です。

(現段階で検討しているものではありません。)

問 1 7 あなたが妊婦だったらこの制度に加入したいと思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。

(回答は 1 つ)

- 1 掛金の自己負担金額によるが加入したい
- 2 掛金の自己負担金額がいくらであっても加入したくない

(問 17 で 1 と回答した方向け)

問 17-1 あなたが妊婦だったら、産科医療補償制度以外に、妊産婦に妊娠・分娩時に起こる障害またはお子様の重度脳性麻痺以外の障害を対象とした 3000 万円を補償する制度に「掛け金の自己負担金額によるが加入したい」と回答した方におうかがいします。この制度の掛金の自己負担が、どの程度であれば加入したいと思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。

(回答は 1 つ)

- 1 5,000 円未満
- 2 5,000 円以上～10,000 円未満
- 3 10,000 円以上～15,000 円未満
- 4 15,000 円以上～20,000 円未満
- 5 20,000 円以上～25,000 円まで

産科医療補償制度は脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

問 18 この制度の目的についてどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。

(回答は 1 つ)

- 1 良い
- 2 どちらかというが良い
- 3 どちらかという良くない
- 4 良くない
- 5 わからない

引き続き、下記についておうかがいします。

産科医療補償制度は脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

問 18-1 産科医療補償制度の目的について、「問 18 の回答引用」とお答えになった理由は何ですか。

(回答は具体的に・500 文字まで)

産科医療補償制度は脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を「再発防止に関する報告書」として公表しています。

問 1 9 「再発防止に関する報告書」をもとに妊産婦に特に周知したい内容についてのリーフレットを作成していますが、あなたはご存じでしたか。あてはまるものをお答えください。

(回答は 1 つ)

＜妊産婦の皆様へ 常位胎盤早期剥離ってなに？＞ ＜保護者の皆様へ いつもと違ってなんとなく元気がないと感じたら～退院後の赤ちゃんについて～ ＞



- 1 知っている
- 2 知らなかった・この調査で初めて知った

産科医療補償制度は総額 3,000 万円の補償金制度だけではなく、産科医療の質の向上を目的として、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供しています。

問 2 0 この制度の原因分析・再発防止の取り組みが、産科医療の質の向上につながると感じますか。あなたのお考えに最も近いものをお答えください。

(回答は 1 つ)

- 1 はい
- 2 いいえ
- 3 わからない

産科医療補償制度は総額 3,000 万円の補償金制度だけではなく、産科医療の質の向上を目的として、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供しています。

問 20－1 この制度の原因分析・再発防止の取り組みが、産科医療の質の向上につながると思いますが、  
すかの質問で、「問 20 の回答引用」とお答えになった理由は何ですか。

(回答は具体的に・500 文字まで)



## 5. 參考資料



産医補償第 22 号  
令和 6 年 7 月 23 日

公益社団法人 日本産科婦人科学会  
理事長 加藤 聖子 様

公益財団法人日本医療機能評価機構  
理事・産科医療補償制度事業管理者  
鈴木 英明

### 産科医療補償制度に関するアンケートについて（協力依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は産科医療補償制度事業の運営に関し、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的として創設され、貴会をはじめ多くの関係団体、制度加入分娩機関等のご協力のもと、令和 6 年 5 月末現在までの補償対象者数は 4,260 人となりました。皆様方のご理解、ご協力に深く感謝申し上げます。

今般、2009 年 1 月の制度開始から 15 年を経過したことから、本制度に関する評価および制度運営の課題について検証し、今後の本制度の安定的な運営および本制度の充実に資する必要な情報を収集することを目的として、本制度の加入分娩機関、補償対象と認定された児の保護者、妊婦および 5 歳未満の子供を持つ親を対象とし、アンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、下記の資料を当機構より貴会員の本制度加入分娩機関の皆様方へお送りしご協力を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

大変ご多忙の折、お手数をおかけして誠に恐縮ですが、ご理解ご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 「産科医療補償制度に関するアンケート」へのご協力のお願い  
(分娩機関宛て依頼状)
- 分娩機関用調査票
- 産科医療補償制度に関するアンケートについて

以 上

産医補償第 22 号  
令和 6 年 7 月 23 日

公益社団法人 日本産婦人科医会  
会長 石渡 勇 様

公益財団法人日本医療機能評価機構  
理事・産科医療補償制度事業管理者  
鈴木 英明

### 産科医療補償制度に関するアンケートについて（協力依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は産科医療補償制度事業の運営に関し、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的として創設され、貴会をはじめ多くの関係団体、制度加入分娩機関等のご協力のもと、令和 6 年 5 月末現在までの補償対象者数は 4,260 人となりました。皆様方のご理解、ご協力に深く感謝申し上げます。

今般、2009 年 1 月の制度開始から 15 年を経過したことから、本制度に関する評価および制度運営の課題について検証し、今後の本制度の安定的な運営および本制度の充実に資する必要な情報を収集することを目的として、本制度の加入分娩機関、補償対象と認定された児の保護者、妊婦および 5 歳未満の子供を持つ親を対象とし、アンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、下記の資料を当機構より貴会員の本制度加入分娩機関の皆様方へお送りしご協力を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

大変ご多忙の折、お手数をおかけして誠に恐縮ですが、ご理解ご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 「産科医療補償制度に関するアンケート」へのご協力のお願い  
(分娩機関宛て依頼状)
- 分娩機関用調査票
- 産科医療補償制度に関するアンケートについて

以 上

公益社団法人 日本助産師会  
会長 高田 昌代 様

公益財団法人日本医療機能評価機構  
理事・産科医療補償制度事業管理者  
鈴木 英明

### 産科医療補償制度に関するアンケートについて（協力依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は産科医療補償制度事業の運営に関し、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的として創設され、貴会をはじめ多くの関係団体、制度加入分娩機関等のご協力のもと、令和 6 年 5 月末現在までの補償対象者数は 4,260 人となりました。皆様方のご理解、ご協力に深く感謝申し上げます。

今般、2009 年 1 月の制度開始から 15 年を経過したことから、本制度に関する評価および制度運営の課題について検証し、今後の本制度の安定的な運営および本制度の充実に資する必要な情報を収集することを目的として、本制度の加入分娩機関、補償対象と認定された児の保護者、妊婦および 5 歳未満の子供を持つ親を対象とし、アンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、下記の資料を当機構より貴会員の本制度加入分娩機関の皆様方へお送りしご協力を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

大変ご多忙の折、お手数をおかけして誠に恐縮ですが、ご理解ご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 「産科医療補償制度に関するアンケート」へのご協力のお願い  
(分娩機関宛て依頼状)
- 分娩機関用調査票
- 産科医療補償制度に関するアンケートについて

以 上

2024年8月吉日

会員各位

公益社団法人日本産婦人科医会

会長 石渡 勇

(公印省略)

公益社団法人日本産科婦人科学会

理事長 加藤 聖子

(公印省略)

公益社団法人日本助産師会

会長 高田 昌代

(公印省略)

#### 産科医療補償制度に関するアンケートについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会の事業運営に関し、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、産科医療補償制度を運営している公益財団法人日本医療機能評価機構より、アンケートに関する特段の協力依頼がありました。

本会といたしましても、現在の制度を評価し課題を検証することにより、より良い制度としていくことが重要であると考えています。

つきましては、会員の皆様におかれましては、アンケートへのご協力をよろしくお願い申し上げます。末筆ながら、皆様の益々のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬 具

産医補償第 22 号

2024 年 8 月 27 日

産科医療補償制度

加入分娩機関 施設長 殿

公益財団法人日本医療機能評価機構

理事・産科医療補償制度事業管理者

鈴木 英明

(公印省略)

「産科医療補償制度に関するアンケート調査」へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、産科医療補償制度に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としております。

今般、2009 年 1 月の制度開始から 15 年を経過したことから、本制度に関する評価および制度運営の課題について検証し、今後の本制度の安定的な運営および本制度の充実に資する必要な情報を収集することを目的として、アンケート調査を実施いたします。

つきましては、本調査の目的にご理解を賜り、ご回答いただきますようお願い申し上げます。回答に関する詳細は、下記（裏面）をご参照ください。

なお、本調査は株式会社インテージヘルスケア（調査資料の発送はグループ会社の株式会社インテージリサーチ）に委託して実施しており、調査結果につきましては、匿名で処理した上、当機構ホームページで公開する予定です。皆様からご提供いただいた回答内容については、調査目的以外では利用いたしません。また、個々の分娩機関の状況を公表することはありません。

敬具

## 記

1. 名 称 産科医療補償制度に関するアンケート
2. アンケートの目的 産科医療補償制度の評価および課題の検証等
3. 調査対象施設 産科医療補償制度加入分娩機関、約 3,100 施設
4. ご 回 答 者
  - ・診療所、助産所は院長
  - ・病院は産科部長（産科診療責任者）または準ずる責任者
5. 回 答 期 限 2024 年 9 月 30 日（月）
6. 回 答 方 法 インターネットで調査画面にアクセスし、ID・パスワードでログインの上、調査への回答をお願いいたします。
7. 同 封 物 一 覧 本封筒に以下の資料がはいっています
  - （1）各分娩機関の長宛て依頼状（本依頼状）
  - （2）三団体連名会員宛て協力依頼状
  - （3）調査画面 QR コード、URL、ID・パスワード記載文書
  - （4）回答ガイド
  - （5）調査項目一覧
8. そ の 他 本アンケートは無記名式ですので貴分娩機関が特定されることはありません

以上

[お問い合わせ先]

産科医療補償制度専用コールセンター

電話 **0120-330-637** <受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝日・年末年始除く）>

産医補償第 22 号

2024 年 8 月 27 日

補償対象のお子さまの保護者 様

公益財団法人日本医療機能評価機構  
理事・産科医療補償制度事業管理者

鈴木 英明

(公印省略)

「産科医療補償制度に関するアンケート調査」へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、産科医療補償制度に対するご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としております。

今般、2009 年 1 月の制度開始から 15 年を経過したことから、本制度に関する評価および制度運営の課題について検証し、今後より良い制度としていくために必要な情報を収集することを目的として、これまでに補償対象となりましたお子さまの保護者様を対象としたアンケート調査を実施いたします。

つきましては、本調査の目的にご理解を賜り、ご回答いただきますようお願い申し上げます。回答に関する詳細は、下記（裏面）をご参照ください。

なお、本調査は株式会社インテージヘルスケア（調査資料の発送はグループ会社の株式会社インテージリサーチ）に委託して実施しており、調査結果につきましては、匿名で処理した上、当機構ホームページで公開する予定です。皆様からご提供いただいた回答内容については、調査目的以外では利用いたしません。また、個々の内容を公表することはありません。

敬具

記

1. 名 称 産科医療補償制度に関するアンケート
2. アンケートの目的 産科医療補償制度の評価および課題の検証等
3. 調査対象者 これまでに補償対象となりましたお子さまの保護者様 約 4000 名
4. ご 回 答 者 補償対象のお子さまの保護者の方
5. 回 答 期 限 2024 年 9 月 30 日 (月)
6. 回 答 方 法 インターネットで調査画面にアクセスし、ID・パスワードでログインの上、調査への回答をお願いいたします。
7. 同 封 物 一 覧 本封筒に以下の資料がはいっています。  
(1) 本依頼状  
(2) 調査画面 QR コード、URL、ID・パスワード記載文書
8. そ の 他 本アンケートは無記名式ですので個人が特定されることはありません。  
また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行ったうえで集計・分析を行い、今後、この制度をよりよい制度にしていくために活用させていただきます。

以上

[お問い合わせ先]

産科医療補償制度専用コールセンター

電話 **0120-330-637** <受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝日・年末年始除く）>



